



Title	戦前期における鵡川流域の林業展開
Author(s)	和, 孝雄; Nigi, Takao; 石井, 寛 他
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 31(3), 379-465
Issue Date	1974-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/20943
Type	departmental bulletin paper
File Information	31(3)_P379-465.pdf



戦前期における鹉川流域の林業展開

和 孝雄* 石井 寛** 成田雅美**
秋林幸男** 餅田治之**

The Development Process of Forestry in the Mukawa Watershed before World War II

By

Takao NIGI, Kan ISHII, Masami NARITA,
Yukio AKIBAYASHI and Haruyuki MOCHIDA

目 次

I. はじめに	379
II. 明治40年以前	383
III. 明治40年から大正末期まで	385
1. 王子製紙	386
2. 関 木材部	393
3. 造材業・製材業	403
4. 木炭生産	407
5. 国 有 林	418
6. 私 有 林	424
IV. 昭和初期から終戦まで	428
1. 王子製紙	428
2. 高谷木材部	431
3. 造材業・製材業	436
4. 木炭生産	442
5. 国 有 林	447
6. 私 有 林	456
V. おわりに	457
Summary	460

I. はじめに

北海道林業の発展過程に関する経済学的な研究は従来萩野敏雄氏¹⁾、小関隆祺氏²⁾の諸研

1974年7月31日受理

* 北海道大学農学部附属演習林

The Experiment Forests, Faculty of Agriculture, Hokkaido University.

** 北海道大学農学部林政学教室

Institute of Forest Policy, Faculty of Agriculture, Hokkaido University.

究に代表されて来たが、最近大金永治氏³⁾らによって新しい視点から研究されている。しかしながらこれらの諸研究によってもいまだ充分には北海道林業の発展過程は解明されておらず、今後研究を深めていかなければならない分野や事項が残されている。

我々がこうして北海道林業に関する研究を深かめてゆく場合、北海道林業の生産や流通を担っている各経済主体の分析をそれ自体として掘り下げてゆくとともに、流域・地域といった林業生産がおこなわれ、かつ各経済主体が相互に関係をとり結ぶ場に即して林業生産の展開過程を具体的にかつ総体として問題にしてゆくことが必要であるとする。

今回我々が共同研究をおこない、鶴川流域の林業展開の過程を具体的にかつ総体として分析しようとしたのはかかる問題意識からに他ならない。つまり鶴川という一河川流域における林業生産の展開過程を研究課題とし、その展開過程を可能なかぎり実証的に分析することを目的としながら、林業生産を担う各経済主体の性格と相互関係を解明しようとしたものである。

河川流域に即して林業生産の展開をみるという研究視角について我々は現在次のような意義があると考えている。それは第一に戦前期の北海道は、交通手段が未発達であったために、河川を利用して林業生産つまり伐出生産がおこなわれることが多かったこと、また鉄道等が敷設された後でも必ずしも河川利用を排除しなかったからである。そして戦後にもその影響が残ったのであるが、この視角はこうした客観的事実を反映した見方なのである。ちなみに鶴川では昭和35年まで本流で木材を流送したのであり、流送がその頃まで木材搬出の主要な方法であった。第二に林業生産を担う各経済主体が相互に諸関係をとりむすぶのは市場であり、また流域・地域である。流域に即して林業生産の展開過程をみる際には、経済主体が相互に取り結ぶ諸関係を具体的に分析せざるをえないのであり、従ってこの視角は経済主体相互間の関連認識をおこなううえで非常に有利な見方である。つまり林業の生産構造分析をおこなううえでいわば必要な一通過点とも言うべきものとする。

研究方法であるが、我々は共同研究によって課題に接近した。その理由は流域の林業生産を担う主体、それも性格が異なる経済主体が少なからず存在し、一人の研究者で全ての主体を分析することは實際上不可能に近いこと、また可能であったとしても時間がかかりすぎるので、個々の経済主体について研究を分担し、分担した主体について各人が責任をもって調査分析をおこなった。調査のはじめに研究目的と調査方法について討議し、その後各人の責任で調査をおこなった。従って調査方法は分担した経済主体によって異なるが、可能なかぎり、現地での聞き取り調査を重視し、現地での資料収集に努めた。調査を昭和48年11月と昭和49年2月に主としておこなったが、それ以外にも予備調査、補足調査を数回おこなった。研究分担を示すと次の通りである。

和 孝雄 …… 王子製紙株式会社 (以下王子製紙と略称) の専属請負業者

石井 寛 …… 王子製紙と私有林

成田雅美 …… 造材業と製材業

秋林幸男 …… 国 有 林

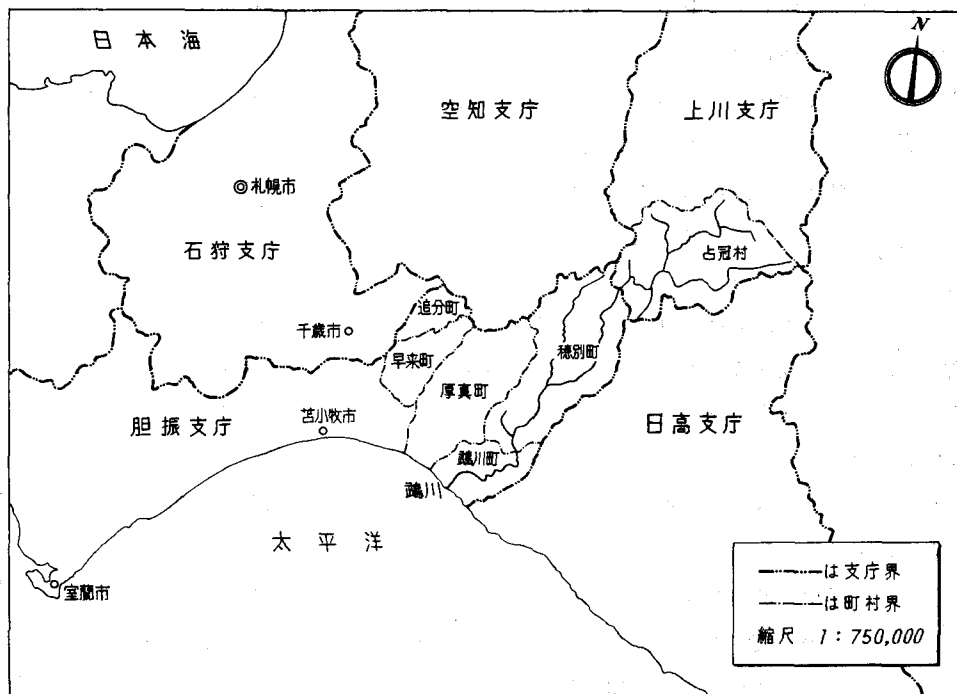
餅田治之 …… 製 炭 業

なお林業労働者の分析が独立の項目としてないが、雇用主体のなかで林業労働者の分析をおこなった。

報告のとりまとめ方は各人の調査結果をふまえて全体としての論点を明らかにし編別構成を作成した。分担した経済主体について各人が執筆をおこない、全体としての調整をおこない報告をとりまとめた。執筆分担はおおよそ研究分担と同様であるが、責任を明らかにする意味で、項目毎に執筆者を明記した。なお、町村名の取りあつかいであるが、現在の町村名で叙述を統一している。町村の推移は附表1を参照されたい。

さてII以降の叙述の理解を深めるために、鶴川流域の地域概況と林業生産の概況について簡単にふれておく。

鶴川および関係町村の位置図は第1図の通りであるが、鶴川は河川延長約80kmの中河川である。そして鶴川流域には鶴川町、穂別町、占冠村が位置しており、総土地面積128,573haで、4,591世帯、18,402人の人口が居る(第1表参照、昭和45年時点)。鶴川の下流部の鶴川町は現在、国の地域開発政策の目玉ともいふべき苫小牧東部開発計画のもとで急速に都市化しているが、水田地帯としての性格を失っていない。穂別町は水田・畑作の農山村地帯であり、占冠村は山村である。地域の産業としては農業、林業、漁業があり、農業は下中流部が水田で



第1図 鶴川流域の各町村の位置図

第1表 各町村の人口

	総土地面積 (ha)	総世帯数 (戸)	総人口 (人)	農家数 (戸)	林家数 (戸)
占冠村	57,114	689	2,848	158	188
穂別町	54,885	1,674	6,511	588	376
鶴川町	16,574	2,228	9,043	755	480
計	128,573	4,591	18,402	1,501	1,044

70年林業センサス

第2表 鶴川流域の森林面積

	計 (ha)	国有林 (ha)	道有林 (ha)	市町有林 (ha)	私有林 (ha)	う 農 家 林 (ha)	人工林率			
							計 (%)	国有 (%)	公有 (%)	私有 (%)
占冠村	52,417	47,676		1,464	3,277	666	13	12	32	27
穂別町	48,249	19,961	12,559	1,907	13,822	2,809	20	17	20	27
鶴川町	9,394	81		920	8,393	4,173	26	94	37	24
計	110,060	67,718	12,559	4,291	25,492	7,644				

70年林業センサス

ある。中上流部は畑作であり、酪農は占冠村である程度展開している。

林業は現在なお農業と並んで地域の主要な産業であり、森林面積は第2表にみる通りである。林業生産の主要指標を二、三見ると、昭和44年の流域の木材生産量は199千 m^3 であり、林業賃労働者数は369人、年間の人工造林面積は約700haで全体の人工林率は26%である。従って鶴川流域の林業は、人工造林地の集積は進んでいないが、今なお残っている天然林の森林生産力を基礎としながら木材生産が継続しておこなわれており、道内でも有数な木材生産地帯なのである。ここでさらに言及すべきなのはこうした状況にある鶴川流域の林業生産の全道的な位置付けである。

周知のように鶴川流域の林業は、明治40年代に王子製紙が鶴川流域の森林にパルプ原木の供給源を求め、森林伐採をはじめから本格化するものであり、王子製紙は国内林業では他に例をみないような林業生産のための固定資本投資をおこない、パルプ原木を大量にかつ安価にそして継続的に調達していたのである。従って鶴川流域の林業展開は王子製紙という一私的木材利用資本による流域の森林独占の下での展開なのであり、北海道林業の特質の一側面を流域の林業が如実に体现しているのであった。

とはいえ鶴川流域の林業はこれにつぎるものではない。鶴川流域の森林資源構成の一端を示すものとして第3表がある。鶴川の上流部の占冠国有林を管理する金山営林署の森林はエゾマツ、トドマツの比率が高く、全体として針過混交林であるが、中流下流の国有林を管理する鶴川営林署の森林は広過混交林なのである。流域の森林は全体としてみた時に針広混交林であ

第3表 鶴川流域の国有林の樹種別森林蓄積

(単位 千 m³)

	総数	カラマツ	トドマツ	エゾマツ	ナラ類	カンパ類	カエデ類	シナノキ	タモノキ	その他
金山営林署	5,919	4	1,119	1,390	228	676	642	764	65	1,023
鶴川営林署	2,321	6	562	285	148	74	250	225	17	753
計	8,240	10	1,681	1,675	376	750	892	989	82	1,776

札幌営林局, 旭川営林局統計より (昭和47年度)

って、針葉樹とともに広葉樹が生育している。鶴川流域は同時に広葉樹の主産地でもある。従って鶴川流域では王子製紙によるパルプ原木の生産とともに、戦前から広葉樹を対象とした生産が、形態は変化したものの、継続しておこなわれていたのであり、流域の林業展開を総体として問題にする時にはこの事実を看過すべきではない。

かくて我々の研究は自然力によって与えられたものとしての天然の森林資源、針広混交林である森林を生産の基底としておこなわれる林業生産の展開過程を戦前期に限って歴史具体的に分析しようとするものであり、それは王子製紙による流域の森林資源の独占的把握という事実を正当に評価しつつも、それを含めてより全面的に分析しようとするものである。以下時期を区切って述べることにする。

なお我々の今回の調査には多くの機関と人々から御協力をいただいた。占村村, 穂別町, 鶴川町, 金山営林署, 旭川営林局, 札幌営林局, 穂別町森林組合, 王子製紙社史編纂室, 三井物産林業, 高谷木材, 坂本木材などの機関や会社をはじめ30数名にもものぼる占冠村, 穂別町に在住の林業関係者の皆さんの御協力をいただいたのである。萩野敏雄氏からは資料の紹介とともに御教示をたまわった。そして小関隆祺氏には研究のはじめから最後まで御面倒をかけるとともに、我々の論文を通読していただき御指導をいただいたのである。ここに誌上をかりてこれらの機関と人々に対し心からの謝意を表する次第である。(石井執筆)

注 1) 萩野敏雄: 「北洋材経済史論」林野共済会, 昭和32年.

2) 小関隆祺: 「北海道林業の発展過程」北大農学部演習林研究報告, 第22巻, 第1号, 昭和37年.

3) 大金永治編著: 「北海道林業技術発達史論」北大図書刊行会, 昭和48年.

II. 明治40年以前

鶴川流域の林業生産が本格化したのは明治40年代に入ってからである。しかしそれ以前に林業生産が全く行なわれなかったかと言えば決してそうではなく、流域の開拓に伴っておこなわれる自給的な林業生産、そして商品生産としての林業生産がすくなくず行なわれていたのである。我々の今回の調査ではこの当時の資料を集めることができなかったため、すでに発行されている鶴川町史¹⁾, 穂別町史²⁾, 占冠村史³⁾などを参考にして、鶴川流域の開拓の進行状況と、明治40年以前つまり王子製紙がこの流域で本格的な森林伐採をおこなう以前の林業生産の様相についてみることにする。

まず我々が確認しておかねばならないのは和人が入殖する以前にアイヌ人が鶴川町、穂別町に居住していたということである。明治になって全道的に開拓が進み、入殖者が増加するなかで、和人で入殖する者がでて来たのである。鶴川町で和人がはじめて入殖したのは明治5年と言われ、穂別町の最初の入殖者は明治10年頃であり、入殖者が増加しはじめたのは明治25年頃であった。また鶴川の最上流部にある占冠村では最初の入殖は明治35年であると言われている。

我々は次にこの入殖の時期の違い、開拓の時間的なずれに注目しなければならない。つまり鶴川町の開拓はおおよそ明治10年代にはじまったこと、穂別町の開拓は鶴川町に遅れること10数年後のことであり、明治25年以降であった。占冠村のそれはさらに穂別町に遅れること10年後のことであり、明治35年以降に属するのである。

次に重要なことは鶴川という同一の河川流域にある町村でありながらも、入殖の経路が異なっていることである。鶴川町のある太平洋岸は明治以前より苫小牧と根室、つまり道央と道東とをとり結ぶ重要な交通路となっており、鶴川町はその交通路の要所に位置していた。従って鶴川町の開拓者は苫小牧を通して入殖しているのである。しかし穂別町の開拓者は当時鶴川町と穂別町とを連絡する道がなかったため、隣村である早来町、厚真町を通して穂別町に入村しているのである。鶴川町と穂別町とを結ぶ道ができたのはようやく明治32年の事である。

ところで占冠村の開拓者は鶴川をさかのぼって入殖するのではなく、空知川の上流部の金山を通して入殖しているのである。つまり下流から徐々に開拓がすすみ、上流に到達するというのではなく、入殖の経路が異なっていたのであった。穂別町をさかのぼって占冠村に入殖者が到達できなかったのは、占冠村史によれば「鶴川がいよいよよけわしくなり、赤岩、鬼峠」という難所があったからであるとされている。事実自然的条件によって穂別側からの入殖がさまたげられたと思われるが、この自然的制約は長く占冠村の地域経済に影響を与えたものである⁴⁾。

鶴川町と穂別町との道は明治32年に駄馬道として連絡し、その道は明治40年頃には車馬道となり、交通の便がよくなったのであるが、穂別町と占冠村の間には明治・大正、そして昭和を通じて刈り分け道程度のものしかなく、不便を極めた。両町村を結ぶ車道ができたのは昭和30年代に入ってからである。その意味では穂別と占冠の間は交通手段の発達が遅れていたものであり、こういった事情が鶴川流域において流送が昭和35年までおこなわれた一つの理由であるだろう。

こうして流域の町村の開拓が進行したのであるが、明治40年には鶴川町には戸数593戸、人口2,468人、穂別町には349戸、1,664人がおり、占冠村にも数があきらかではないが、部落を形成するほどの人口が定住していたのである。

次に林業生産の状況についてみる。まずおこなわれたのは林業生産という範疇に入らないのであるが、開拓のための森林伐採である。伐採された木材は一部は燃料材、建築用材などに

利用されたであろうが、大部分は焼却されたり、放置された。そのほかに自給的な林業生産として自家用の薪材の生産が継続しておこなわれていたことも容易に想像のつくことであり、これはその後も長くおこなわれたと思われる。

商品生産としての林業生産について町史のなかで述べられている事実を拾うと、明治25年に鶴川町の入鹿別で枕木を生産する木工場ができ、鉄道枕木の生産をおこなったという。また穂別町では明治37年頃から鶴川の造材師が5カ年計画で有馬農場の木材を伐採した。占冠村では明治38年頃から銃床材として使われたクルミの伐採がおこなわれ、空知川の金山まで搬出されたという。この他にも色々な事実があると思われるが、不明である。また開拓にともなう森林伐採においても、なかには販売されたものがあると思われるが詳細についてはわからない。

かくて王子製紙が鶴川流域に進出し、本格的かつ大量の森林伐採をおこなう以前にもそれなりの林業生産があったことは事実であるが、それは小規模なものであり、多くは開拓途上にあらわれるものであって、おそらくは国有未開地上での森林伐採であったと思われる。それは明治40年以降におこなわれる王子製紙による森林伐採すなわち独占資本主義的な森林伐採、林業生産に継続し、結びつくものではない。両者の間には明らかに断絶があるのである。従って王子製紙は鶴川流域で年間10数万石という森林伐採をおこなうためには、それを担う資本も労働力もまた技能・技術も他の地域から導入しなければならなかったのであり、鶴川流域からは低質の労働力を除いてはそれらを担う者を求めることができなかったのである。

このことを逆に表現すれば鶴川流域の開拓はいまだその途についたばかりの状態であり、農民的な林業生産の展開や地場資本の形成がほとんどなかったわけである。 (石井執筆)

- 注 1) 鶴川町史 昭和43年。
 2) 穂別町史 〃
 3) 占冠村史 昭和38年。
 4) 明治39年に占冠村が胆振支庁から上川支庁管内に移行したことも、この自然的条件によるものと思われる。

III. 明治40年から大正末期まで

この時期は王子製紙がそして三井物産株式会社(以下三井物産と略称)が進出し、大量の森林伐採をおこない、流域の林業生産が本格化した時期である。また下・中流部において木炭生産が開始され、一定のひろがりをもって展開した。地元業者による造材もおこなわれ、そこから製材業へ進出する者がでてくる。育林生産は萌芽的なものを除いておこなわれず、流域の林業生産は豊富に存在する針広混交林の天然林を基礎として、国有未開地や国有林における森林伐採という形で行なわれ、採取的林業生産が展開したのである。国有林は管理体制を整えるのに急であったために、基本的には単なる土地所有体、林野所有体にとどまっている。

1. 王子製紙

王子製紙が北海道に進出して来た背景、経緯はそれ自体として非常に興味深い問題であるが、そのことについてはすでにいくつかの文献¹⁾によって明らかにされているので、ここで詳しくかえすことはひかえ、以下の叙述において必要な範囲内で述べることにする。

北海道に進出する直前の王子製紙は経営を転換せざるを得ない状態にあった。すでに王子製紙は産業資本として確立していたが、その経営の基盤は不安定であった。工場は当時、王子と中津、気田にあったが、気田工場の設備は老朽化しており、また中津、気田工場は水害をうけ、被害をこうむることが数度にわたるとともに、原料であるモミ、ツガもすでに価格が高く、集荷するうえで困難をかかえていた。また多額の負債をかかえていたのである。

こうした状態にあった王子製紙にとって北海道への進出は王子製紙の抜本的かつ恒久的な資本の振興策としてあったのであり、その狙いとするところは、廉価な木材の獲得であり、また動力源としての安い水力の取得にあったと言われる。

同時に進出を可能とした北海道としての条件は、北海道開拓の進展と共に、拓殖政策の変化がある。拓殖政策についてみると、明治30年制定の「北海道国有未開地処分法」が一定の貸付期間の間に開墾したのものには、土地を無償で処分すること、また大地積の土地を処分できることとしたために、資本が土地取得する条件が与えられた。また明治35年にだされた「北海道国有森林原野特別処分令」は、北海道長官が随意契約によって国有森林を貸付し、その主副産物売り渡すことができるものとし、主副産物は工業者の使用する機械の馬力数を標準として、1カ年の10倍以内のものを売り渡すことができるとした。この処分令によって年期特売という形で、工場が使用する10カ年分の原木を安定的に取得する道がひらかれたのである。王子製紙はこうした自からの経営上の条件と北海道の拓殖政策の資本を優遇する条件のもとで北海道に進出し、苫小牧に工場を建設したわけである。

社史によれば北海道への進出は明治37年頃から慎重に計画されたのであるが、すでに水力発電所建設のため、個人名義ではあったが、明治38年3月に千歳川周辺の水利権を獲得するために「水流使用及び河中工作設置願」を道庁に提出している。また明治39年3月には「製紙用原料木材払下予約願」を提出している。苫小牧工場の建設に着手したのは明治40年5月からであるが、竣工をみたのは明治43年9月である。その建設計画をみると²⁾、パルプ関係の設備としてポケットグライダー10台、7tダイジェスター4台、100インチ長網抄紙機2台、142インチ長網抄紙機2台であり、工場の附属施設として水力発電所の建設、そして専用軽便鉄道の建設が予定されている。

計画はほとんどその通りに実行されたのであるが、水力発電所の建設資材と御料林に設定された年期特売の木材を運搬するための専用軽便鉄道(苫小牧～支笏湖湖畔間)は明治41年に建設された³⁾。また15,000kWの発電能力のあるいわゆる支笏第一発電所は明治43年9月に竣工をみた。工場そのものの竣工は、同じく明治43年の9月である。こうして当時において

アジアで最大のパルプ・紙一貫工場ができあがり、この工場の稼動により国内での新聞用紙の自給体制ができたのである。また王子製紙としてもこの工場の設立によって、経営体制を安定化させ、一層の資本蓄積のための基礎を作った。

ところで工場の生産能力、生産規模が大規模であったので、原木の消費量、そして木材の需要量も規模が大きかった。こうした工業原料としての木材をどのようにして集めるのか、そのための木材の供給体制、生産体制をどのように作りだしてゆくのかは王子製紙にとって重大な問題であった。

王子製紙は苫小牧工場の建設に先立って、原料確保のための森林調査をおこなうとともにすでに明治39年4月には「製紙用原料木材払下予約願」を道庁に提出していた。森林調査にはかなり力を入れたらしく、明治36年の森林調査をはじめとして、明治40年には鶴川流域の森林調査や沙流川流域、厚岸の国有林の森林調査がおこなわれた。現在文書が残っている明治44年の「鶴川山林調査説明書」をみると、該当営林区署の各事業区の施業班毎について、地況、林況について調査するとともに、伐木事業上の要項ということで、伐木運材の適期、伐木運材の方法とその難易、適当なる年伐量、伐木運材に要する経費等について述べてある。こうして単に地況や林況ということだけではなく、木材を搬出することを前提とした調査がおこなわれているのであり、流域の森林の状態についてそれを管理する国有林以上に、王子製紙には情報が集積されていたのである。また年期特売の材の払い下げのための材積調査は春から夏にかけておこなわれたようであるが、国有林側から派遣されて来るのは野帳を記帳する者だけであり、輪尺を取ったり、また極印をおす者は王子製紙側の人間であった⁴⁾。こうして国有林がその管理体制が整わない時に森林伐採をおこなうときには、年期特売をうける者が、特売をうけようとする地域の状態と森林の状態をつかまなければならなかったのであり、まさに誰の所有山林なのかが疑わせるに十分な状態であった。

こうして年期特売が国有林を中心にして設定され、伐採がおこなわれてゆくのであるが、まず王子製紙が最初に契約を結んだのは明治39年の千歳白老御料林である。この御料林の木材は明治41年から42年にかけて、伐木、造材され、千歳川を流送し、江別で陸揚げされて、苫小牧まで貨車輸送された。この伐木造材の過程を請け負ったのは坂本竹次郎である。

さらに明治40年には国有林と年期契約をおこない、鶴川、沙流川、厚岸の国有林に年期特売が設定された。鶴川流域は明治41年の暮から伐木造材がおこなわれた。明治42年の春に木材が陸揚げされている。沙流川流域は鶴川に遅れること1年後の明治43年に木材が流送され、その夏に陸揚げされている。

かくして王子製紙の使用する原木は、主として国有林等の年期特売によるものであり、その後引き続き各地に年期特売が設定されていった。それを一覧にしたものが第4表である。

これまで見て来たように王子製紙は原料である木材を大量にかつ廉価に取得するために国有林等に年期特売を設定したのであるが、原木を工場土場まで運搬し、原料として利用しう

第4表 三社合併までの王子製紙の国有林・御料林・地方費林の立木年期契約

事業区別	契約年月	契約期間	総材積	年割内訳	備考
千歳・白老御料林	明39・9	明40~49	10ヶ年	800,000尺 ^ノ	80,000尺 ^ノ
鷓川・沙流・厚岸	40・10	41~50	10	3,627,460	鷓川 159,000 沙流 18,2205 厚岸 21,540
鷓川・沙流	42・10	43~50	8	1,120,000	鷓川 70,000 沙流 70,000
愛別	45・10	48~大8	8	800,000	100,000
夕張御料林	大2・10	大2~6	5	150,000	30,000
足寄・斗満・上川・美里別 音更・然別	2・12	3~12	10	5,872,000	3年度 60,000 5~6年度 540,000 4 " 247,800 7~10 730,000
鷓川・沙流	3・9	3~6	4	1,395,960	沙流 66,648 糠平 60,132 鷓川 62,392 占冠 159,817
安足間地方費林	3・12	3~7	5	96,850石	3年度 16,939 5年度 19,818 4 " 19,115 6 " 18,783 7年度 22,192
千歳御料林	6・3	6~10	5	240,000	48,000石以内
夕張御料林	7・5	7~11	5	180,000	36,000石以内
沙流・鷓川	7・7	7~12	6	2,046,000	沙流 11,000 鷓川 9,300 糠平 10,000 占冠 26,500
足寄・斗満	10・5	10~19	10	3,899,760	389,976石以内
美里別・音更・然別・上川	10・5	10~19	10	4,860,240	486,024石以内
愛別	10・4	10~18	9	800,000	10~17年度 年90,000 18年度 80,000
千歳・社台御料林	11・1	11~15	5	240,000	48,000
夕張御料林	11・12	12~16	5	180,000	36,000
沙流・鷓川	13・12	13~22	10	4,010,000	沙流 170,000 糠平 29,000 鷓川 52,000 占冠 150,000
足寄・斗満・美里別	13・12	13~19	7	2,555,000	足寄 153,000 斗満 93,000 美里別 119,000
音更・上川	15・6	15~19	5	760,000	音更 95,000 上川 57,000
然別	昭2・9	昭2~4	3	102,900	34,300

{これにより 40.10 および 42.10
の契約分消滅

{7年以降、年期特売継続できず。

官斫のため 大正13年以降
斗満事業区 15年以降
足寄事業区 立木の売払い停止

赤井英夫著「北海道におけるパルプ材市場の展開過程」より引用 千歳・夕張 期限満了後は単年期特売に移行

るようにするためには伐木、造材、集材、流送、陸送の過程を実現しなければならなかった。つまりパルプ製造や紙の生産過程とは異なった、原木取得のための林業の生産過程を掌握し、それを実現しなければならなかったのである。

王子製紙が、この過程にとった方法に幾つの特徴がある。それはまず第一に、伐木造材、流送、陸揚げの過程を請負生産によって実行したことである。それも一河川一業者ということで、特定の専属業者に作業請負をさせ、紙・パルプの生産過程とは異なり、直営生産方式を採用しなかったことである。鶴川流域は関直右衛門、後に高谷木材が専属的におこない、沙流川流域は坂本竹次郎の請負であった。何故請負で実行したのかということを書ける資料は余りないが、いわば王子製紙という当時において産業資本として確立し、「近代的な経営」をおこなっていたと思われる資本が、低賃金の労働力を利用することによって、作業経費を削減しようとする請負い方法を採用したことの事実の意味するものは大きいとおもわれる。

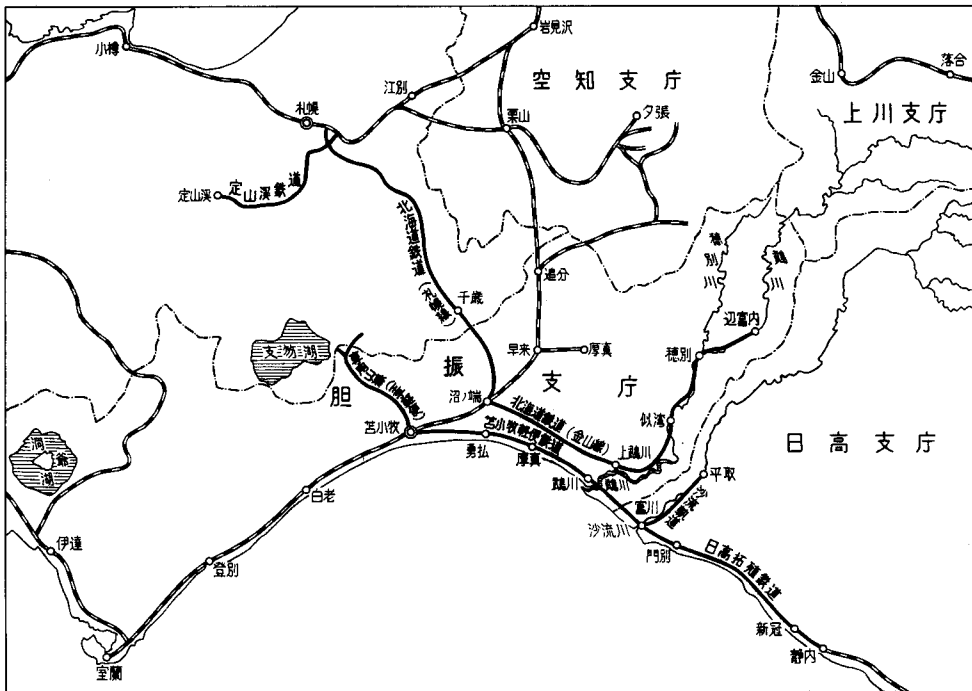
第二に王子製紙は、しかしながら単に請負業者に依存し、まかしていただけない。林業生産の過程にとって、生産費を安くするために必要な固定資本投資を、かなり積極的であったと評価してもよいと思われる程に投下していたのであり、また流送等に必要な生産資材、例えばワイヤーロープ等を業者に貸与していたのである。

王子製紙が建設した鉄道ないしは取得した鉄道には次のようなものがある。明治41年に竣工をみた王子軽便鉄道は、17万円の予算で当初は馬車鉄道として計画されたが、蒸気鉄道として完成をみた。この鉄道は支笏湖の水力開発のために敷設されたものだという。これに反し苦小牧～富川間の苦小牧軽便鉄道は原木輸送を目的としたものである。この鉄道は当初、三井物産が鶴川流域の森林を伐採し、木材を搬出するために明治41年に敷設したものであり、馬鉄であった。その後三井物産と王子製紙が共同経営するようになり、動力も蒸気となった。大正元年に王子製紙は、三井物産からこの鉄道会社に関する一切の権利を取得し、王子製紙の単独経営となった。

この他にも日高地方で王子製紙が経営権を持っていたものとして、日高拓殖鉄道会社(富川～静内間、大正12年着工～大正15年竣工)があり、また沙流軌道会社(富川～平取間、大正9年竣工)がある。さらに北海道鉄道会社が大正7年に設立され、沼の端～富内間は大正12年に竣工をみ、沼の端～苗穂間は大正15年に敷設をみたのであるが、王子製紙はこの会社の経営権を昭和4年に取得している。

こうして日高地方の鉄道は昭和初期には、王子製紙の支配下に入ったのであるが、その路線を図に示すならば第2図の通りである。

王子製紙が敷設した生産設備として鉄道以外のものをみると、本アバのあった鶴川に作られたロックホールがある。このことについて詳しくは解らないが、アバから木材を陸揚げするための設備として、ロックホールを設け、機械力で木材を陸揚げしたのである。なおロックホールが設けられたのは鶴川アバだけのようであり、あとのアバ、例えば富川のアバ、穂別アバ



第2図 王子製紙の鉄道網

は馬を使って陸揚げしたようである。

以上のような仕方で王子製紙は明治41年から原木を道内から調達して来たのであるが、苫小牧工場の原木調達量の推移は附表2にある通りである。また昭和24年までの事業地先別の払い下げ立木の一覧表は附表3の通りである。これらの表から王子製紙の原木調達量のなかでの鶴川流域の位置付けがわかるので、それに触れておこう。

前述したように苫小牧工場の完成は明治43年の9月であったが、王子製紙はすでにそれ以前から原木を集めていた。最初に伐りだしたのは千歳御料林の材であった。次に伐りだしたのは鶴川流域の国有林の木材であり、明治41年6月に材積調査を開始し、8月に調査を終え、伐木集材の競争入札を行なった⁵⁾。造材を清水熊太郎、大島金蔵に請負わせ、流送巻き立ては直営で実施したと言われているが、鶴川国有林の木材が流送され陸揚げされたのは、明治42年の春であったと思われる。それ以降大正年代を通じて鶴川流域の国有林から1年間20万石以上の立木の払い下げをうけ、素材の歩止まりを例えば60%とすれば12万石以上の原木を鶴川流域の国有林から入手していたのである。なお明治、大正年代を通じて払い下げ量が最大であったのは大正2年の296千石であり、大正11年が最も少なかった年であったが、その年といえども116千石にもものぼっている。

明治、大正期を通じて立木の払い下げ量は増大したのであるが、大正11年以降若干の変化がみられる。これは周知のように王子製紙の主力がこの当時には樺太に移行したためであり、

第5表 王子製紙への立木払い下げ量と鵜川流域の位置

(単位: 千石) 立木数字

	総計	鵜川流域	比率 (%)		総計	鵜川流域	比率 (%)
明治 41 年度	241	190	0.79	大正 7 年度	1,436	259	0.18
42	252	127	0.50	8	1,386	221	0.16
43	326	140	0.43	9	1,307	205	0.16
44	537	262	0.49	10	1,422	202	0.16
45	542	244	0.45	11	963	116	0.12
大正 2 年度	816	296	0.36	12	909	216	0.24
3	716	278	0.39	13	887	191	0.22
4	810	239	0.30	14	693	185	0.27
5	831	244	0.29	15	813	182	0.22
6	1,567	215	0.14				

注 王子製紙調べ

入手先別でみれば附表の2に表われているように、官行斫伐材や一般購入材が増加した。このなかで鵜川流域の国有林の払い下げ材は、明治41～43年には20万石以下であったが、明治44年以降から大正10年までは20万石以上の払い下げ量であった。そして鵜川流域の占める比重は、明治41～42年は50%以上、明治43年～大正4年までは30%以上であり、少なくとも10%以上の比率を常に保っていたのである(第5表参照)。

鵜川流域は、王子製紙にとって沙流川流域と並んで、少なくとも明治・大正期においてはそれ以上に、原木調達先として最も大きな位置にあった。他の事業地を放棄することはあっても、ここだけは常に確保されるべき流域としてあったと思われる。それは何よりもまず鵜川流域の河口が苦小牧からわずか30kmという所に近接していたという地理的条件と、良質で豊富な、なおかつ林分の高い森林⁹⁾が流域に存在していたという条件によるものと思われる。

王子製紙は、流域の国有林の年期特売の権利を取得した数年後に、鵜川流域の国有林を原木調達のメカニズムの中に定着させた。そして1年間に素材では12万石以上の原木を伐木造材し、流送、搬出するという原木の生産体制を作りだしたのである。戦前期の鵜川流域では、大正年代が原木の伐出生産力としてみたときに最も生産力の高かった時期なのであり、大正年代に確立した原木を生産する方法、仕組み、その構造はその後、若干の変容をみながらも昭和20年代まで受け継がれている。ちなみに鵜川流域と沙流川流域について対比的にみると、明治・大正期を通じて鵜川流域の優位はくずれず、常に量的には一歩リードした形で進んだが、昭和年代に入って沙流川は鵜川流域と肩をならべ、戦後においては大正期と異なり、沙流川流域が一歩リードした形になり、風倒木の整理以後は、沙流川流域の優位が決定的となったことを付記しておこう。

造材請負人である関造材部の経営内容と造材や流送の技術などについては2.の項で詳述することにし、最後にここでは我々が実施した聞き取り調査や既存の文献で明らかになった明

治・大正期における鶴川流域の森林伐採の個所や伐採の進行状況について述べることにする。

先にも述べたように王子製紙が鶴川流域で始めて伐木造材を行なったのは、明治41年の末であった。この個所がどこであったのかは不明であるが、問題を考える際に次のことは考慮に入れておかねばならない。つまりIの項でも述べたように鶴川流域の森林は全体としてみるとまさに針広混交林であるということである。成田潔英編著の「苫小牧工場建設の思い出」に附録として収録されている明治40年に実施された調査の「鶴川流域森林視察報告書」によれば、「流域の下半は濁葉樹林上半は針濁混交林を成し、針葉純林亦少なからず」(同書 p.192)と記されている。さらに同書によれば、トマム、ソーシュベツ、パンケシュル、ニニウ、などの地区からなる現在の占冠村の森林の状態は川筋などは広葉樹林であったが、多くは針過混交林であった。だが現在の穂別町の森林は広葉樹が多く、鶴川の一支流である穂別川の上流部の山腹部に針葉樹があったに過ぎなかったと述べている。さらに同書によれば伐採をどこからはじめるのがよいのかと自問し、交通運輸の便がよいところからはじめるべしとして、第一着手としては、ホベツ流域とし次いでソーシュベツ、トマム、パンケシュル、最後にソーシュベツの上流部にすべきであると答えている。

これらのことから鶴川町では当時針葉樹(エゾマツ・トドマツ)しか使われなかったパルプ原木の伐採は行なわれなかったこと、森林の存在状況からして王子製紙がパルプ原木として針葉樹を伐採したのは鶴川水系の中流部より上流、つまり本流で言えば現在の穂別町の富内より上流であり、支流の穂別川ではその上流部であったと推定しても大きな誤りではないと考えられる。

穂別町史によれば、明治42年に穂別町の福山地区(本流)、長和、稲里(ともに穂別川流域)の各地区で一斉に造材がはじまり、9月に小屋掛をし10月末に柚夫を入れて伐木を行なったとしている⁷⁾。そして秋から3月までに造材したという。まずこの地区が造材の最初としてみても良いと考えられる。穂別川流域の伐採はその後も行なわれたようであるが、数年もたたずに本流筋の伐採が主になったのである。

王子が占冠村にある森林をはじめて伐採したのは、明治43年である^{8,9)}。占冠村の資料¹⁰⁾によれば大正2年には村で生産された製紙原材料は159千石であり、その後も毎年110千石をくだることはなかったのである。現地での聞きとり調査の結果とこの事実からしてすでに大正年代において、鶴川の本流であるニニウ、トマム地区、そしてその支流であるパンケシュル川、ソーシュベツ川の各地区の森林は伐採区域に入っていたと思われる。なお鶴川本流の最上流部である上トマム、中トマム地区は森林を伐採しても流送することなく、南富良野町の落合に馬で材をだしたのであり、本流では下トマムより下流の材を流送したという。

ところで現地での聞きとり調査によれば大正期と昭和期の集材、運材の方法に若干差異がみられる。すなわち大正年代においては、いわゆる集材過程は短く、人力による木寄せを軸に集材しており、それを鉄砲を作ってだすという形になっていた。昭和期になると玉びきやパチ

びきが導入されて集材距離の延長が可能になり、小沢については鉄砲でだすのではなくて玉びきやバチびきでいわゆる馬でだすことが多くなったそうである。従って大正時代において、王子製紙が伐採したのは河川流域の森林としても大沢筋の森林であり、当時の技術水準からして伐採することのできなかつた部分が相当あったと思われる。つまり昭和期になってはじめて新たに伐境に入った部分がかかなりあったわけである(例えばソーシュベツ川の上流で5番滝より上流部分、フンベツ沢などがそうである)。(石井執筆)

注 1) 王子製紙社史 昭和32年。

赤井英夫：「北海道におけるパルプ材市場の展開過程」林業経営研究所研究報告，林野庁，昭和42年。

鈴木尚夫編著：「現代日本産業発達史12. 紙パルプ」交詢社，昭和42年。

2) 王子製紙社史，第2巻：昭和32年，p. 244-245。

3) この鉄道は昭和26年に撤去された。

4) 前出2) p. 293。

5) 成田潔英編著：「苫小牧工場建設の思い出」丸善出版，昭和24年。

6) このように表現したのは例えば天塩川流域の河口附近のように森林資源は豊富に存在したが、森林の再生力が低かったために森林伐採の進行のなかで林地はササ地化し裸地化してしまった。そのために林業生産が継続したのは長くみても20年間(明治30年頃から大正中頃まで)位のものであった。この事実と鶴川流域の森林の状態を比較すれば、鶴川や沙流川流域の森林の有する自然力としての林力がいかに高いかがわかる。

7) 穂別町史 昭和43年，p. 321。

8) 「殖民公報」71号，北海道庁，大正2年。

9) 三井物産はすでに王子製紙に先立つこと数年前に、占冠村のソーシュベツで森林の伐採をおこなっていた。

10) 占冠村史 昭和38年。

2. 関 木材部

明治40年に着工され、同43年に操業を開始することになる王子製紙苫小牧工場の原木供給地として、鶴川・沙流川流域の森林が大きな比重を占めたこと、そしてその原木の造材、搬出事業については、鶴川流域では関直右衛門、沙流川流域では坂本竹次郎が一手に請負うことになったことは前項で述べられているとおりである。

関直右衛門¹⁾は、明治34年、29歳の時に渡道(秋田県宮川村出身)、白糠での土木工事の請負事業を経て、同36年から、当時三井物産とならんで北海道における大手木材業者であった天塩木材会社(のちに小樽木材会社)の造材を請負い、倶知安を中心に主として羊蹄山麓において毎年3~10万石の出材を行っていた。王子製紙では、当時アジア最大といわれた苫小牧工場の建設にあたりこれに要する大量の原木を安定的に調達するために、国有林からの年期特売を確保するとともに、原木の造材、搬出については実力があり信頼のおける業者を選んで造材請負契約を結ぶことになるが、関直右衛門は、坂本竹次郎、大島金蔵²⁾らとともにその期待を担うことになったのである。

関直右衛門は、明治45年まで天塩木材会社の造材請負いをつづけながら、明治42年、

王子製紙との間に造材契約を結んだ。そして以後、王子製紙の中核的、専属的業者として鶴川流域において年間15~20万石の造材、流送を行ない、また大正6年からは十勝地方の音更、夕張郡大夕張において10万石の造材、流送を行なった。さらには大正10年には樺太、沿海州(シベリヤ)にも進出し、同11年には樺太において自ら300万石の年期特売の権利を譲り受け毎年20~50万石を出材、富士製紙および東京、関西方面に販売するなどしている。そしてその造材数量は、明治45年からの鶴川流域における三井物産の約10万石の造材、流送を含めて道内で30~50万石、樺太だけでも毎年数十万石の大きさにのぼっている。この間、大正6年に三井物産の下請業者が経営していた鶴川ケナシロの木工場(年産製品1万5千石)を買収し、主として三井物産の注文による製材を行ない(大正11年に経営不振のため閉鎖³⁾)、また鶴川流域の流送事業による「河岸の欠潰耕地への被害累年に及び之が為に年々紛争を生じ賠償支出又少くなかったので将来に対しこの問題を解消せしむる為」、後述するような事情のもとで大正中期に巨費を投じて河川沿の耕地原野を買取り約1,400町歩の関農場を創設している(なお、この関農場は昭和6年1,017町5反歩、同19年に313町歩と戦前期においてすべてが小作人135人に解放された⁴⁾)。

このように、関直右衛門は明治36年から大々的な造材業に従事、とくに同42年から王子製紙の専属的請負業者として、鶴川流域のみならず音更、大夕張など全道的に事業を拡げ、さらには樺太、沿海州に進出するなど、坂本竹次郎とならんで当時の北海道あるいは全国の代表的な大手造材業者として発展していくのである。しかし、当時の粗放な技術段階にあった造材、流送の事業は、天候などの自然条件に左右されるところが極めて大きく、その損失とくに流送事業における損失は莫大なものであった。そして、流送事業に関連して創設された鶴川の関農場整備のための投資も含めて負債が累積し、ついに大正13年、王子製紙との関係を打ちきらざるをえなくなっている。以後、関直右衛門は、木材事業の主力を樺太あるいは沿海州にそそぐことになり、王子製紙の請負事業は関直右衛門の甥にあたる高谷隆造が受けつぎ、今日の高谷木材株式会社に発展することになるのである。

以上、鶴川流域上流の国有林を独占的に支配した王子製紙の原木生産を一手に請負った関直右衛門の事業概略をみてきたが、以下において、明治末期から大正期にいたる関木材部による造材、流送事業の状況についてみてみよう。

関木材部によって明治42年から造材が行なわれた穂別の3地区について町史⁵⁾は次のようにのべている。福山(オロロップ)では、「当初760余人の労務者を入れ、事務所はオロロップ橋の河岸におき、飯場をいまの市街地に設けて造材に当たったが、常時でも100人くらいの人夫がいて、9月に小屋掛をし10月末に杣夫を入れて伐木するという方法で年間約4万石の原木をここから出材、オロロップ川の上流6kmの地点からテッポーで出した」。また長和、稲里の事業所も「秋から翌年3月まで造材し、3月から5月までは運材流送にあたるため、人夫として入込むもの年々1,000人以上を数え、毎年3万石余の造材が行なわれ」た。明治43年にはじ

まったといわれ、以後鶴川流域における王子製紙の原木供給の中心となっていく占冠村の村史⁶⁾は「10カ年間ノ長期払下契約ノ下ニ年々10数万石ノ木材ヲ伐採シ鶴川ヲ流送シ以テ該社ニ運搬シツツアルヲ以テ随テ関係部落民ハ冬期又ハ農閑期ノ季節ニハ木材伐採運搬等ノ勞力ニ従事シ副業トシテ相当ノ収益ヲ獲得スルカ故ニ家計ハ比較的潤沢ナルカ如シ」と記されている。また鶴川町史⁷⁾には大正7年にはじまるバロ沢造材について「藪出しには120頭からの馬が入り、いかだに組んでは鶴川を流送し、年産3万5千石をこえ、なかなかの盛況であった。従業員が大勢入りこんだのでバロ沢はたちまち100戸ほどの部落となり、商店も建つなど賑つた」とのことである。

このように関木材部による大々的な造材事業の展開は流域部落を活況づけるのであるが、事業の中心となった鶴川上流域の開拓はいまだそれほど進展しておらず、また開拓移住民の多くは林業の経験に乏しく大規模生産を担うほどの技倆をもつていなかった。そのため、その労働力の主力は、造材関係では関の出身地である秋田および青森、岩手などの東北地方、流送関係では富山および秋田地方を中心とする出稼者によって担われた。したがって鶴川流域における伐出の技術は、これらの地方の技術を基礎に改良されつつ展開をとげるのである。この頃の造材、搬出の方法は、前述の町村史の叙述にもみられるように、秋季の小屋掛けにはじまる冬山の伐倒、造材であり、人・畜力による藪出しの上、河岸に積立てられ、春季の融雪をまって流送された。

以下、やや詳しくその状況をみてみよう。

王子製紙と関木材部との間に交わされた大正2年当時の「伐採造材藪出小運搬及検収仕様書」⁸⁾(この仕様書は伐採に関すること8項目、造材藪出小運搬に関すること9項目、検収に関すること4項目からなる)によって、この時代の伐採、造材の特徴的なことをみれば次のとおりである。

「伐採」に関する第1項では「立木ノ伐採点ハ根際ヨリ一尺ヲ超ヘザルモノトス。但監督員ニ於テ事情止ムヲ得サルモノト認ムルモノハ此限ニアラズ……」とされている。当時の伐採が冬季積雪上で行なわれたこと、また木材市場が未発達な上に資源が豊富に存在したという事情のもとで、北海道では、排雪費と材価の関係から伐根高が著しく高く、甚だしい場合には6~7尺から1丈にも及ぶことがあったという⁹⁾、当時の一般の状況において、これはかなりきつい指定であったといえる。そしてこの地上1尺伐採がなかなか実行困難なものであったことは、沙流川の坂本木材部の事例であるが「(1) 伐採制限高は地上1尺5寸のこと、(2) 地上1尺5寸以上の処より切断したる時は一本に付き16銭の罰金を徴す、(3) 伐採点か地上1尺5寸以下なるときは1本に付4銭の賞与金を与ふ」¹⁰⁾という賞罰規則を設けてその指定に近づこうとしていることからもうかがえるのである。

また「造材藪出小運搬」に関しては第1項で「造材ハ皮剝丸太トナシ皮ハ特ニ丁寧ニ削リ取ルコト」、第2項では「造材ノ長サハ拾四尺ヲ定尺トス」ることが定められている。一般に

当時の造材方法は、幹材を玉切るだけの「丸太採り」と山元で幹材の4面を削り落して角型にする「角採り」に大別されたが、一般に建築用材あるいは枕木用材は角材を原則、丸太採材を例外としていた。この「角採り」は木材市場の発展にともなう木材利用の高度化のなかで昭和10年代後半にはほとんど行なわれなくなっているが、明治期から大正期にかけての一般用材の「角採り」に対して、明治末期から大々的に行なわれるようになった製紙原料の「丸太採り」生産は、この時代の一つの特徴をなすものといえることができる。

また、この仕様書にある「皮剥」についてみれば、やがて昭和期に入って本格化することになる夏山造材においては、全面の皮部を剥ぎとるいわゆる「ベロむき」が行なわれることになるが、当時の冬山造材においては、一般に、尺丸太以上については皮部の一部を残す「6方むき」が、尺丸太以下については「4方むき」の方法がとられたという。この「皮剥」は、伐採から原木消費まで比較的長期にわたって貯木されることの多かった当時において、木材の防腐上の見地から、あるいは山元での皮剥乾燥による搬出（流送）上の便、そしてまた工場における剥皮の手間を省くために行なわれたものとみることができるが、これは戦後の昭和20年代後半にいたるまで一般的に行なわれた造材方法であった。なお、この仕様書では、丸太の長さは14尺定尺とされているが、これは、昭和初期から同10年頃にかけて11尺7寸定尺となり、その後昭和10年代以降において12尺定尺となったという。われわれの調査によれば当時の造材作業に従事した古者は、足場の悪い山元での大径材を回転させつつ行なう皮剥き作業の苦勞の大きかったこと、そしてその検査がきわめてきびしかったことを述懐している。

伐採、造材された木材は、人・畜力によって藪出しされ、また小運搬されて河岸に積立てられた。伐採現場が河川に近い場合には、「人バチ」などが用いられ人力によって藪出しされたが、多くの場合、山元から河岸までの小運搬は馬力による「玉ゾリ」によって行なわれた。

王子製紙と大正2年10月30日に交わされた「契約書」¹¹⁾第2条には、その造材、藪出しの期限について「大正参年参月拾五日迄ニ伐採造材及藪出ヲ為シ大正参年参月拾壹日迄ニ其ノ積立ヲ了」するものとされている。天候等の事情により作業の完了が若干おくれることも多々あったようであるが、伐採地点の奥地化あるいは開拓の進展による小沢での「提出し」の中止ともなっており、馬力（玉曳き）による小運搬距離が増大し、この契約期限の制約は（その他の事情も重なるのであるが）、造材事業の開始を、次第に秋季から夏季へと移行させている。われわれの調査によれば、大正期においてすでに一部夏山造材が行なわれていたとのことである。

これらの作業のうち造材、藪出しの労働力は、前述のようにその主力は東北地方からの出稼者であった。伐採、造材にたずさわった「柚夫」は、秋田県・青森県の出身者が多く、藪出し作業にたずさわった「人夫」は岩手県出身者が多かったという。これらの出稼者のなかからこの地での夏山造材の進展による作業の「通年化」にともない、鶴川流域へ定住するものも徐々に増え、いわゆる地元出身者の比重を高めていくのであるが、当時においては、地元民の多くは造材、藪出し作業の補助的作業に従事したのである。なお、伐採現場から河岸まで搬出

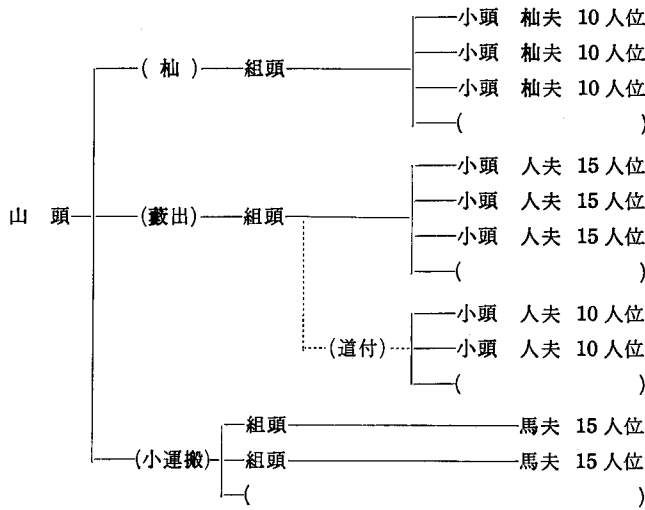
する、玉曳きによるいわゆる「小運搬」作業には多くの地元住民が従事している。造材量の一時的増大あるいは伐採地点の奥地化による「小運搬」距離の増大は地元外道内からの出稼者も流入させたが、「小運搬」の主力は地元住民であったといわれる。この地域は、開拓の進展とともに牧畜業の盛えたところであり、交通の不便な当時において古くから荷役に馬力が利用され、これは農民にとってよい副業収入となっていた。そして、大々的な製紙原木の生産が展開するなかで、これら多くの農耕馬が「小運搬」(玉曳き)に、あるいは後述する流送の補助作業に利用されたのである。

その「造材」「藪出し」「小運搬」の作業組織についてみれば、一現場の造材規模あるいは造材地点によって異なるが、一般には一現場につき数十名の「杣夫」、その1~2倍数の「藪出し人夫」、ほぼ「杣夫」と同数の「馬夫」(とくに馬夫の数は搬出距離に左右される)を一集団とした。そしてこれらの労働者は職種毎に分かれ、それぞれに組頭がおかれた。組頭はそれぞれの作業集団の指揮をとるとともに労働者の募集機能を果たした。関木材部における当時の労働者が、「杣夫」が秋田・青森地方、「人夫」が岩手地方出身者にある程度区分されるのは、「人夫供給請負人的」組頭の地縁・血縁を利用した「人夫」の募集範囲とその反復雇用によっているものとみることができる。組頭の上であり、一現場の全ての統率責任者としての山頭は、事業の成否に重要な役割を担うものであるが、関木材部の場合、関の出身地である秋田県宮川村か二戸郡あたりの者を13~14歳の頃から修業させ、24~5歳の頃には山頭となった者が多いという。そしてこれらの者の多くは関木材部あるいはのちの高谷木材部の幹部となり、また独立して木材業者となっている。なお、独立した例としては関木材部の当初からの幹部であり、昭和14年頃に、いわゆるのれん分けをした、鶴川流域での造材責任者であった高畑留蔵、あるいは音更流域での責任者であった田中徳治などが有名である。

いま、一現場の造材、藪出し、小運搬の労働力配置について、その具体例を記録、およびききとり調査にもとづいて示せば次(頁)のとおりである。

ところで、鶴川流域における王子製紙の原木造材は、明治41年にはじまり、同42年には穂別国有林の3地区において行なわれたが、大正期に入りその重点は鶴川上流域の占冠国有林に移行している。いま大正2年度における造材現場についてみれば¹³⁾、占冠国有林2カ所(トマム川筋と鶴川本流筋)、辺富内国有林3カ所(ペンケオロロップ、ペンケハツタラウシ、ペンケモトツ——いずれも鶴川本流筋)、穂別国有林1カ所、穂別地方費林1カ所(国有林、地方費林ともに穂別川筋)の7地区となっているそして、それぞれの現場の造材数量は明らかでないが、鶴川流域における当時の資源の賦存状況からみて、また事業管理の体制上から1カ所数万石の中核の現場は数カ所であったものと考えられ(きき取り調査によってもこれは裏付けられている)、おそらく穂別地域の造材は残材整理的な比較的小規模なもので、この時期を境に主体は占冠国有林へと移っていったものとみて差支えないと思われる。なお、「契約書」によればそれぞれの地区につき“百石当伐出請負賃金”が定められ、占冠国有林の現場がいずれも55円、

一般例 (ききとり調査)



- 注) 1. 現場の状況によって増減する
 2. 小頭について……杣一内地の人、藪出一内地の人
 小運搬一地元あるいは地元外道内

大正6年の報告例¹²⁾(記録)

パンケシュルの高畑組

事務員 9人, 杣夫 49人, 藪出し人夫 107人, 運搬夫 36人

タンネナイの阿部組

事務員 5人, 杣夫 31人, 藪出し人夫 36人, 運搬夫 19人

- 注) 1. 飯場小屋は杣夫, 藪出夫, 馬搬夫の3部に分ち, さらに10人を1組として部屋頭をおく。
 2. 勤続年数
 高畑組 5年以上 29人, 8年以上 8人, 10年以上 6人
 阿部組 " 10人, " 3人, " 3人

辺富内国有林がそれぞれ55円, 58円, 60円, 穂別国有林54円, 穂別地方費林52円となっている。いずれも伐採造材賃は100石当り20円であり, 藪出貨が20円から22円となっているが, 小運搬積立賃は20円から26円と開きがみられ, 100石当り請負賃金の現場毎の差異はこの小運搬賃金すなわち山元から河岸までの運搬距離の相違によっていることが明らかである。

融雪前に河岸土場に集積された木材は, 春季の融雪による増水をまって胴入れされ流送された。流送には「管流(散流)」「ばら流し」ともいうと「筏流」があるが, 「筏流」にされたのはナラ, カツラ, センなどの一般材や枕木材であり, 製紙原木はすべて「管流」された。「管流」には, 支流のいわゆる「小谷狩」と本流の「大川狩」がある。「小谷狩」は, 水量のそれほど豊富でないところで自然の水量では木材を搬送するのに不足する場合, あるいは渇水期に入り, 水量が不足する場合に, 堤を築いて水をせきとめ木材もろとも一度に放出, これをく

り返しつつ下流にいたらしめるもので、これを「鉄砲(テッポー)」ともいった。鶴川流域における伐採の初期には本流附近で造材した木材を河岸に集積し、増水するとともにそのまま胴入れを行ない流送することもあったが、伐採地点も次第に奥地化し、それにともないいわゆるテッポーが多く利用されるようになっていく。なお、伐採現場の位置、地形等によっては奥地であってもテッポーによらず、玉曳きによって本流河岸まで搬出されることのあるのものである。大正2年の「契約書」第10条には「大正参年春期解永ト同時ニ流送ニ着手シ八月二十日迄ニ木材全部ヲ鶴川網羽所、狩込陸揚ヲ了」するものと定められている。普通には、支流でのテッポー出しは4月から5月にかけて行なわれ、朝夕の1日2回、堤を開いて水とともに木材を放出、5月中旬頃までには水量の豊富な本流まで送りこまれている。そして例年6月中には大部分の木材が陸揚地点の鶴川網場(「アバ」,「網羽」とも書く)まで流送されるよう作業が行なわれたという。

流送(管流)の作業組織は、先・中・後の3隊に大別され、「先狩隊」はいわゆる「木鼻」(河川の下流側)にあって木材が滞留しないよう流路を整備しつつ、懸材は長蒿をもって取り離しながら木材とともに流下し、これには20名程度の「人夫」が配置された。また20名程度からなる「中狩隊」は中間のところどころに少数ずつ配置され途中の木材の停滞を防ぎ、およそ80名からなる「後狩隊」が最後の「木尻」(河川の上流側)にあって停留材を整理しつつ下るのである。これらの「流送人夫」の大部分は、富山・秋田を中心とする地方からの出稼者でトビをもって作業にあたったが、流送事業の要所要所は、小舟を操りつつ停留材を処理した「人夫」の移動を助ける作業にあたった、4人1組からなる集団＝船夫(この流送夫は最も賃金が高く普通には3組——3艘——配置された)と、丸太乗りなど個人的特技によって材の処理にあたったおよそ14~5人からなる、いわゆる「ジャコ」と称する「職人的人夫」によってかためられた。また流送は、増水期を利用して行なわれたため岸に打ちあげられる木材も相当数にのぼったが、これを河流に投じる仕事には附近の地元農民も多数動員された。夏季濁水の間川原に打ちあげられた原木を整理し、大雨増水の機会を待って一気に流送するのである。そして馬をもつ地元農民もこの作業に従事したが、これは「二頭の馬を一組にそれぞれ馬追いがついて12尺丸太の両端にゴロカンを打込み、河に向かって勢よく走らせ、呼吸をはかってサッと両側へ馬をひらく——丸太は勢よく水中へころがり込む。なかなかあざやかな手ぎわであった」¹⁴⁾という。

流送を実施するにあたっては、その準備として前年の流送完了後から秋までに築堤をなし、流送の全般にわたり、護岸、水制、欠潰防備、橋梁防備、川中の障害物の除去などの作業を行なったが、こうして夏季、冬季造材と合わせて、ほぼ通年化した造材関係事業に就労する専門的的林業労働者の定住もみられるようになってゆくのである。

なお、これらの製紙原木の「管流」のほか、比重の大きい一般用材や枕木材の流送は「筏流」によったが、これは松材を両脇とまん中に結び、その間に角材をとりつける形で、下に1段の上にもた2段のせにして、2人の人夫で1回で70石から100石を運送した¹⁵⁾とのことで

ある。

流送された管流材は下流の陸揚げ地点で受け止められた。受け止め装置には、浅瀬に杭を打ち並べたり、重しをつけた枠を列状に並べる「矢来」という方法もあるが、鶴川では水面に浮網を張るいわゆる「アバ」が設けられた。アバは水量が多く流速がゆるやかになる場所を選んで設けられるが、この流域では鶴川河口に本アバが、そして穂別の仁湾に補助アバが設けられた。アバは、作業の便のために大概の場合、2月頃氷上において作られ、融雪とともに沈下して固定された¹⁶⁾。本アバである鶴川アバは北海道第一といわれ、2インチの輸入ワイヤロープが使われその延長は800間もあったとのことである。また一般には木材の陸揚げには馬が使われていたのに対して、この鶴川アバでは陸揚設備として機械力によるロックホールおよび十呂盤が設けられていた¹⁷⁾。

これらの鶴川アバ、穂別アバおよびロックホール、十呂盤の設備は王子製紙の所有物件であったが、造材から流送、陸揚げ、さらには貨車積み込みあるいは築堤下への積立てにいたるまでの全作業工程を、一貫して一手に請負った関木材部に対して、これらの設備は無料で貸付けられている（ただしロックホールの運転は王子製紙が直営で行なった）。

なお、鶴川～苫小牧間の製紙原木の運搬に使用された鉄道は、小熊米雄氏によれば¹⁸⁾、明治41年9月三井物産によって敷設されたもので、当初は馬力牽引であったが明治44年4月から蒸気機関車にきりかわっている。そして明治44年12月に鶴川～富川間が延長され、その後大正2年7月、三井物産と王子製紙との合同で設立された苫小牧軽便株式会社に権利が譲渡され一般営業鉄道となった。さらに昭和2年8月には、これに接続して敷設された富川～静内間の日高拓殖鉄道とともに国有鉄道（日高線）となっている。

以上、関木材部による鶴川流域での造材・流送事業を中心にみてきたが、王子製紙の中核的、専属的請負業者として、鶴川流域だけでも15～20万石、その他の地域を含めると年々50万石をこえる大規模な造材事業を行ってきた関木材部も、主として流送事業における負債の累積により、前述のように、大正13年、ついに王子製紙との関係を打ちきりざるをえなくなっている。この間の事情をみるために、流送請負事業の内容について、契約書を中心にいますこしたち入ってみよう。

当時の造材、搬出事業は、その技術の発展段階からして天候等の自然的条件による影響を強く受けざるをえなかったが、とくに流送事業においては、洪水、濁水など天候状況に極端に支配されたばかりでなく、河川の欠潰による田、畑への補償問題も業者にとっては大きな負担となるものであった。そしてそれは事業が大規模になればなるほどその危険負担を増大させるものであった。

王子製紙では、年期特売や専属的造材請負業者を養成することによって、原木の安定的確保をはかる一方では、これらの不安定な事業の危険負担については全面的に請負業者に背負わせている。いま大正2年の契約書によってみれば、流送請負について第13条で「陸揚済ノ場

合其ノ数量ニ不足ヲ生シタルトキハ変災其他原因ノ如何ヲ問ハズ壹百石ニ付金九拾五円也ノ割合ヲ以テ甲(注 王子製紙)ニ損害ノ弁償ヲ為スモノトス。此ノ弁償ハ甲ノ承諾ヲ得、木材ヲ以テ代納スルコトヲ得。但流送減百分ノ五以内ナルトキハ甲ハ事情ニヨリ特ニ之ヲ免除スルアルベシ」とされ、洪水其の他の自然災害による鶴川アバよりの逸流材の弁償はもちろん、第16条では「流送区域川沿ニ残留シタル木材アルトキハ甲ニ於テ之ヲ処分シ乙(注 請負者)ハ之ニ対シ、流送請負賃金ヲ請求スルコトヲ得サルハ勿論、百石ニ付金九拾五円也ノ償金ヲ甲ニ支払フモノトス」と洪水其の他による流送残材の取扱いについてもきびしい条件が付されている。当時の流送請負額が穂別国有林からのもので100石につき24円、占冠国有林トマムからのもので46円という状況のもとで、これが業者にとって大きな負担となったであろうことは想像に難くない。さらに第19条では「若シ伐木ニ際シ他樹ヲ害シ又ハ流送区域内ニ在ル渡船、橋梁護岸工事ノ破壊、田畑ノ崩壊等第三者ニ対シ損害ヲ蒙ランメタル場合ハ乙ハ一切其責ニ任シ速ニ之ヲ処理シ甲ニ対シテ迷惑ヲ蒙ランメサル」と、流送事業に関するあらゆる責任が請負業者に課されているのである。鶴川下流の1,400町に及ぶ関農場は、流送による河川、田畑への災害補償が年々4~5,000円以上にもものぼるといふ事情のもとで、事業上懸念を要する土地の買収を行なって創設されたものであった。

第6表は、大正4年から11年にいたるまでの王子製紙の請負事業関係の造材および流送の利益金と損失金をみたものである。これによって流送事業の損失金がいかに莫大なものであったかがしれる。そして大正11年、何十年に1回という大洪水に遭遇して王子製紙原木約3

第6表 王子製紙関係事業の利益および損失金概算表(大正4~11年)

	利 益 金		損 失 金	
大 正 4 年	王子造材利益	19,174.89 ^円	—	— ^円
	〃 流送 〃	16,138.97	—	—
5 年	〃 造材 〃	13,846.91	—	—
	〃 流送 〃	7,109.74	—	—
6 年	〃 造材 〃	14,695.30	—	—
	〃 流送 〃	13,647.69	—	—
7 年	〃 造材 〃	18,616.93	王子流送損失	23,037.65
	〃 流送 〃	6,441.55	—	—
8 年	〃 造材 〃	15,918.70	〃 流送 〃	61,621.73
9 年	〃 造材 〃	13,641.30	〃 流送 〃	88,385.82
10 年	—	—	〃 流送 〃	10,521.89
			〃 造材 〃	6,176.73
11 年	王子造材利益	5,919.03	〃 流送 〃	74,220.29 (30,699.01) (68,717.00)

- 1) 「関直右衛門伝」(昭和30年発行) pp. 135-137の収支概算表より作成。
- 2) 鶴川のほか、音更、大夕張の各河川流域も含まれる。従って大正7年については、流送事業について利益金と損失金が計上されている。
- 3) 大正11年()内は、自営木工場原料流失損失金、()内は、樺太留多加損失金で、いずれも外数。

万石、また関木工場原木約1万4千石が太平洋に流出、遠く三陸沖にまで及んだという大損害を受け、それまでに累積していた分も合わせて巨額の負債を生じ、ついに債権者会議においてその負債整理が行なわれるまでにいたったのである。いま、関木材部の大正4年から11年に至る8カ年間の収支概算をみてみる¹⁹⁾と、収入では、利益金としておよそ王子製紙関係138,700円、三井物産関係17,800円、沿海州関係5,200円、木工場(自営)関係65,300円で、収入(利益)合計226,893円に対して、支出では損失金としておよそ王子製紙関係264,000円、原料流出関係(自営)30,700円、欠損金利155,400円、そのほか土地購入及経営費219,500円、木工場購入及増築費58,700円、その他を合わせて支出合計は888,251円となり、8年間の差引損金総計は661,358円の大きにのぼっている。こうして大正13年、前述のように王子製紙関係の造材請負はすべて高谷隆造に名義変更され、またこれを機会に鶴川流域における流送事業は王子製紙の直営事業となるのである。なお流送事業は、昭和7年にいたって、高谷木材部によって再び請負われることになった²⁰⁾。

このように、苫小牧進出とともに急激に独占企業へと発展していくことになる王子製紙の原木確保は、流送災害補償問題ばかりでなく、低い造材・流送請負単価などの条件下で、苛酷なまでに請負業者の負担の上に強行されたのであったが、このことについて「関直右衛門財政整理調査²¹⁾」には大正8~9年度については、王子製紙に提出した見積書単価と会社側の査定単価との差額が51,000円にも及びしばしば交渉したが値上げにいたらなかったこと、また大正9~10年度についても、打ちつづく前年度までの王子製紙関係事業の失敗による負債の援助を、見積書を添えて3回にわたって交渉したが、何等の奏功もなかったことが述べられている。そして当時王子製紙苫小牧工場長であった高島菊次郎は、のちになって「関君は……会社の頼みごとは至上命令的な気持で引受け……その為に不況再建途上にあった王子会社がどんなに助けられたか知れない」と述懐し、また当時山林部に勤めていた小林準一郎(のちにアラスカパルプ社長)も「王子会社として製紙事業が順調に進行したことの蔭には全くこうした山林伐採造材流送とその困難な事業を担当する人によき人を得たことによるもの²²⁾」とのべているのである。

明治末期から大正期にかけて、年間数十万石の造材を行ない北海道有数の大手木材業者であった関木材部と、独占企業として展開をとげることになる王子製紙との関係は、以上のようなものであった。資本の有機的構成の低い段階にあった造材業は、一方では採取資本あるいは木材関連産業の支配を受け、他方では自然的条件の制約のもとにあって、不安定な経営を余儀なくされていたのである。

(和 執筆)

- 注 1) 川村 薫：「五代関直右衛門伝」、関直右衛門翁伝記刊行会、昭和30年。
2) 小関隆祺：「造材業者関直右衛門」。新しい道史、昭和43年。
3) 鶴川町「鶴川町史」p. 611, 昭和43年。
4) 同1) p. 88。
5) 穂別町「穂別町史」p. 321, 昭和43年。

- 6) 占冠村「占冠村史」p. 636, 昭和38年.
- 7) 鶴川町「鶴川町史」p. 562, 昭和43年.
- 8) 同1) p. 30.
- 9) 西田重猪:「北海道林業会報」(14巻2号), p. 25, 大正5年.
- 10) 「北海道林業会報」(11巻7号), p. 30, 大正2年.
- 11) 同1) p. 25.
- 12) 大島鶴太郎:「北海道林業会報」(15巻4号), p. 47 および同(15巻5号), p. 31-32, 大正6年.
- 13) 同11)
- 14) 同3) p. 987.
- 15) 同5) p. 323.
- 16) 北海道「北海道山林史」p. 950, 昭和28年.
- 17) 同11)
- 18) 小熊米雄:「日本における森林鉄道用蒸気機関車について」. 北大演習林業務資料, p. 130, 昭和36年.
- 19) 同1) p. 137.
- 20) 同6) p. 677.
- 21) 同1) p. 132.
- 22) 同1) pp. 50~52.

3. 造材業・製材業

内地府県において木材の河川流送が、原木運搬の重要な手段として利用されていた時期にその河口、流域には製材業の成立展開がみられた。たとえば、天竜川流域での製材業、熊野川とその河口の新宮市などは好例であり、また河口にある市町村が原木の集散地市場であると同時に製材生産地としても成立し展開したと言われている。

そこでの河川流送は、封建制経済の崩壊期から資本主義経済のいまだ未成熟な段階での木材生産技術の一環をなしていたと同時に、産地問屋、消費地問屋などの商人資本による木材市場支配とも密接不可分な関連性をもっていた¹⁾。

明治期から昭和20年代にかけて北海道で一般的にみられた木材の河川流送は、内地府県のそれとは質的に異なるものであった。北海道の河川流送は、その主体が産業資本によるものであり、王子製紙による沙流川、鶴川の流送、富士製紙による釧路川の流送などはその典型であった。またこうした紙パルプ資本によるパルプ原木輸送手段としての河川掌握は、長期間にわたり継続的なパルプ原木生産を保証した国有林の年的特売と表裏一体をなしていた。

従来、紙パルプ資本のパルプ原木流送と、ほぼ独占的といえる河川利用に関して次のように理解されてきた。産業資本、それも帝国主義段階における独占資本が、パルプ原木輸送のための最も低廉な手段として独占的に掌握した沙流川、鶴川などでは、流域の森林開発、林業生産開始頭初から林業生産に関連する他資本の参入は不可能であり、またその流域内で蓄積されてきた地場資本が林業生産に関連する産業として成立・展開する条件が奪いとられていたと考えられてきた。

しかしながらこうした理解は、北海道の木材流送に関連した一般的ないしは概略的な理解であり、個々の流域にそくした個別的・実証的な検討をふえた理解ではない。前述の理解のよ

うに、紙パルプ資本による河川の独占的利用、森林資源(国有林)の独占的掌握という条件のなかで、地場資本の成立・展開が全くみられなかったかという点決してそうではない。

ここで問題とするのは、鶴川の流域であるが、流域の製材業は、明治末期には成立し、大正期・昭和期を通じ徐々に展開した。また王子製紙のパルプ材生産とは全く別系譜の造材資本として三井物産を中心とする広葉樹造材業者が、下流域でかなり広範囲にわたり、明治末期から大正期にかけて造材生産をおこなった。これらの他に、鶴川流域では、大正中期から三井物産などの広葉樹造材跡地に製炭業者が炭材の造材、広葉樹丸太・角材の造材を盛んにおこなっていた。

鶴川流域の地場資本は、前述したような極めて限定された条件のもとで展開をみるわけである。なかでも製材業は流域上流部に広く分布するエゾマツ・トドマツを工場原料として利用する条件を全く奪われており、流域下流部の民有林広葉樹を工場原料とせざるをえないという全く不利な条件のもとにおかれていた。そのため、ここでは流域下流部の民有林広葉樹地帯での林業生産と製材資本がいかなる関わりあいのもとに展開したかを、流域の林業生産自体の変化との対応のもとに検討し、それとともに製材資本がどのような市場との対応関係のもとにまたどのような市場を形成しつつ展開したかを検討することにより各時期区分ごとの製材資本の性格を明らかにする。

(1) 三井物産の動き

鶴川流域の本格的な林業生産は、明治30年代末に開始された。三井物産が、明治38年鶴川町に派出所を設け²⁾、同流域で獲得した森林資源(とくに国有林の年期特売によるもの)と、穂別町を中心に購入した山林の一部を事業地として造材生産を行なった。明治末期の林業生産は、全道的にみても「近時開墾事業ノ進捗ニ連レ交通ノ便ナル地方ノ山林ハ殆ント伐採セラルヲ以テ漸次交通不便ノ僻地ニ向テ事業ヲ企図セラレ伐採運搬ノ設備ノ為メ多大ノ資力ヲ要スルヲ以テ薄資ノ商人ハ勢ヒ手控ヲナスニ至レリ依テ前記諸会社(三井物産、小樽木材等二、三の会社……筆者注)ハ直接ニ手ヲ下シ山林ノ買受ケヲナシ直営事業トシテ伐採ヲナセリ」³⁾といわれるように群小零細な商人資本によるものから三井物産、小樽木材などの木材輸移出業者の手に移り、それ以前からの木材商人的造材業者を下請造材業者としてその傘下に組み込んでいった。

明治42年10月三井物産は、大正6年までの10カ年の年期契約で日高国鶴川国有林の立木60万尺メを購入し(明治44年までに4万8千尺メを引渡し)⁴⁾、また明治44年に鶴川町を中心とする放牧地を4,447町歩購入し広葉樹の造材生産を行なった⁵⁾。この時期の三井物産の請負造材業者として噴火湾沿岸の造材生産をおこなった早瀬吉松、早来を中心とする永谷仙松、天塩方面の大滝甚太郎がとくに有名である⁶⁾。

同流域の造材生産の開始当初、原木の輸送方法として苫小牧または早来までの馬糞運搬と鶴川まで流送し沿岸積取のうえ苫小牧まで船舶輸送する方法とがあった。しかしながら大量輸

送の可能な沿岸積取は、気候条件に左右され不安定であったため、明治41年には三井物産の資本投下のもとに鵜川・苫小牧間に馬車軌道が敷設された。馬車軌道敷設当時、三井物産の鵜川流域での出材量は、年間7~8万石であった。三井物産の造材生産は部分工程ごとの請負形式をとっており、流送は南信吉、鵜川河口での水切りは大山伝造という人が請負っていた⁷⁾。鵜川の木材流送は三井物産だけではなく、王子製紙のパルプ材流送もおこなわれており、水切りでの選木の煩雑さをさけるために、大正6年には王子製紙の専属請負業者である関直右衛門が三井物産の流送も請負うこととなった⁸⁾。大正期には、造材生産の中心を門別町周辺と日高地方に移し、三井物産が同流域の造材生産の主力をおいたのは明治末期から大正初期にかけてであった。

大正期に入り三井物産の造材生産の中心が鵜川から沙流川流域に移動するとともに、鵜川下流域の造材生産は、小規模な造材業者、製炭業者の手に移った。鵜川町では、大正6年頃から製炭業者が造材及び製炭事業をはじめ、同町の造材生産は森林資源の枯渇が顕在化する昭和4年頃まで続けられた。大正15年には、用材36,150石、薪材27,500棚、木炭1,925千メの生産があった⁹⁾。穂別町では、王子製紙のパルプ原木を除いて大正11年には、丸太1万5千石、角材9千8百石、枕木1千8百石、その他用材5千3百石の造材生産がおこなわれ、大正15年には木材15万7千石、木炭22万9千俵の貨車積出しがおこなわれた¹⁰⁾。

また鵜川流域では、大正14年に国有林事業成績に木材販売業者として記載されている個人業者だけでも15業者をかぞえ、その他に製炭業者による製炭原木以外の造材生産、製材業者による造材生産があった。

(2) 製材業

明治40年、三井物産の請負業者鶴田幸治が、鵜川町で丸鋸一台、10馬力の製材工場経営を始めた。これが鵜川流域製材業の嚆矢である。農業開拓のために伐採された木材を製材工場原木として利用し、地場消費用の建築用材、枕木を生産していた。同工場は、明治43年に一度経営者を変え、さらに大正6年には王子製紙の請負業者、関直右衛門の経営する工場となった¹¹⁾。

大正6年までは、同流域ではこの製材工場1工場の経営をみるだけであるが、大正10年代に入り、鵜川・穂別・占冠の各町村に製材工場・経木工場が1~2工場成立した。大正期の製材工場の経営は不安定であり、その消長も激しく、この期16工場が経営を始めているが、大正14年には同年操業開始の2工場も含めて7工場の経営をみるだけであった。しかしながら流域全体としては増加傾向を示し、その工場数は、大正3年1工場、7年3工場、14年7工場となっており、原木消費量も約1万4千石から約3万5千石へと増加した。原木消費量は、大正7年の6万9千石をピークとし、その後減少しているが大正期後半まで4~5万石の規模を維持した(第7表)。

これを各町村毎にみると、鵜川町の2工場が3~6千石の原木を消費し、したがって流域

第7表 大正期鵠川流域の製材工場数と原木消費量 (単位 石)

	鵠川町		穂別町		占冠村		計	
	工場数	原木消費量	工場数	原木消費量	工場数	原木消費量	工場数	原木消費量
大正3年	1	13,650	—	—	—	—	1	13,650
4	—	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—	—	—	—
6	1	35,000	—	—	—	—	1	35,000
7	2	66,058	—	—	1	3,000	3	69,058
8	?	?	?	?	?	?	?	?
9	?	?	?	?	?	?	?	?
10	?	?	?	?	?	?	?	?
11	2	43,750	1	3,500	2	4,560	5	51,810
12	2	33,314	1	2,280	2	1,000	5	36,594
13	2	31,113	2	9,750	2	1,000	6	41,863
14	2	36,340	4	13,200	1	350	7	49,890

注) 1. 大正3年から大正7年は北海道森林統計書の木材消費工場より作成
2. 大正11年から大正14年は国有林事業成績の製材業者より作成

第8表 大正期類型別製材業の比較

	大正7年		大正13年	
	「企業的」 製材業	家族経営 的製材業	「企業的」 製材業	家族経営 的製材業
工場数	1	2	3	3
原木消費量(石)	51,358	17,700	38,064	6,000
出力馬力数(馬力)	48	13	128	33
職工・人夫数(人)	65	13	38	13

注) 1. 大正7年は北海道森林統計の木材消費工場より作成
2. 大正13年は国有林事業成績の製材業より作成

全体の製材工場の原木消費量の8~9割を占めていた。占冠村では、大正11年1年間だけ1工場が挽材工場として操業するほかいずれも経木工場でありその原木消費量も僅少であった。生産品目は、鵠川町・穂別町では建築材を主として下駄材・函材を生産するが、占冠村では経木生産が特徴的であった。

職工数5人以上の製材工場を一応「企業的」製材工場、職工数5人未満の工場を家族経営的ないしは生業的工場として類型区分し、工場数、原木消費量、出力馬力数、職工・人夫数を比較してみると第8表のとおりであり、「企業的」工場が原木消費量、出力馬力数、職工・人夫数の70~80%強を占めており、またこの期には「企業的」工場、生業的工場ともに増加した。

大正期の製材工場の成立は、交通手段の発達とくに鉄道の敷設と密接な関係をもつわけであるが、鵠川流域の場合、先に述べた三井物産の苫小牧・鵠川間の馬車軌道が蒸気機関を使用する鉄道になるとともに大正2年には一般営業線となった。また、大正12年には私鉄金山線

(沼の端・富内間)が開通することにより、製材業成立・展開の前提条件が与えられた。鶴川町の関木工場は、大正9年札幌市に、大正10年東京都にそれぞれ製材品販売所を設け独自の製品市場開拓を行なったが¹²⁾、こうした形で自ら製品市場を造り出していくのはまれであり、鶴川町・穂別町の多くの製材工場は、ようやく村落形成をなしたとげた地場と、交通手段の発達により苫小牧市、札幌市をその市場として成立し、その取引形態も直接需要者、木材小売店との不安定な相対取引がほとんどであった。

鶴川流域では、(i) 資本による大規模な造材、(ii) それと関連する比較的規模の大きい製材業、(iii) 小規模造材業及び製炭、(iv) 小規模な生業的製材業という順序で林業生産に関わる資本が現われてきた。したがって資本(三井物産)による大規模な造材と関連して成立した関木工場——大正6年頃、三井物産の注文による製材を年間1万5千石くらい行っていた——このような製材工場を別とすれば、地場である程度集積された資本が、製材業として資本の自己増殖を始めようとするとき、小規模な造材業・製炭業との広葉樹原木をめぐる競合関係を生みださざるをえなかったし、また製材工場の経営者自体も木材商人的造材業者として原木の売買から生ずる利潤に重きをおくといった状況にあった。

そして、本州にみられるような産地問屋、消費問屋による市場機構の形成と、それらによる木材市場支配がみられず、またそれにかわる近代的な市場機構の形成がみられなかった北海道においては、鶴川流域での鉄道を中心とする交通手段の発達も製材業成立の一定程度の条件となったものの、市場機構の不安定性の故に製材工場成立の基盤を脆弱なものにし、さらに第一次大戦後の不況期のなかで工場経営の不安定性とその消長の激しさは必然的であった。

(成田執筆)

- 注 1) 林業発達史調査会：製材工業発達史。林業発達史資料第44号、昭和31年2月、p. 32-39。
 2) 林業発達史調査会：三井物産株式会社木材事業沿革史。林業発達史資料第71号、昭和33年2月、p. 21。
 3) 農商務省山林局：室蘭外拾六市場木材商況調査書。明治42年、p. 18。
 4) 北海道 北海道山林史、p. 683。
 5) 前掲 三井物産株式会社木材事業沿革史、p. 50。
 6) 前掲 三井物産株式会社木材事業沿革史、p. 23、大滝潤太郎は基太郎の誤り。
 7) 前掲 三井物産株式会社木材事業沿革史、p. 25。
 8) 鶴川町 鶴川町史 昭和43年11月、p. 610。
 9) 穂別町 穂別町史 昭和43年3月、p. 564。
 10) 前掲 穂別町史、p. 325。
 11), 12) 前掲 鶴川町史、p. 610-611。

4. 木炭生産

北海道の木炭生産に関してはいろいろな形で課題を設定することができる。しかしここでは鶴川流域の林業の展開過程の考察という共通課題に照らし合わせ、当地区の木炭生産がどのように開始され、どのように展開していったか、またそれは鶴川流域の林業の展開といかなる

形で関係をもっているかという点について、具体的事実に基づいて考察する¹⁾。

本論に入る前に、まず木炭生産の展開を規定する一般的要因について、若干考察しておく必要がある。木炭生産を直接的に規定する諸要因のうち主要なものは、① 製炭原木の存在形態、② 生産地における交通手段の発達程度、③ 生産諸関係、④ 市場条件、⑤ 木炭生産に直接・間接にかかわる政策、等であると我々は考える。そこで、以上の各点のそれぞれについて考えてみよう。

①について。これには原木の絶対量および林野利用のし方が関係する。原木の絶対的な量の存在は根本的に木炭生産を規定する。特に北海道の製炭は、農業開拓にとっていわばじゃま物であった森林を伐採してゆく過程で現われたものであり、豊富な天然林を原木としていたのである。このような豊富な原木の存在を前提とする場合、規模の大きい事業製炭が展開し易いことを赤羽武氏は報告している²⁾。また森林が用材生産、特にその一形態である育林生産の生産手段として利用されている場合、それは木炭生産とは相容れない関係にある。そのような意味で、林野利用のし方が製炭に適しているかどうかは、製炭の構造および展開を規定するものである。我々の考察の対象地である鶴川流域の製炭は、豊富な天然林からの用材生産が先行し、その残材による製炭——いわゆる造材製炭——という方法が一般的であるため、原木に関しては直接競合することなく展開された。

②については改めて言うまでもないであろう。事実として鶴川流域における木炭生産の展開は、鉄道の発達と密接な関係をもっているのである。

③については、生産を担う者——農家の副業による製炭、業者による比較的大規模な生産等の、いわば製炭資本に相当するものの構造、労働力の存在、そして原木林＝土地の所有関係の3つに区分できる。鶴川流域とその周辺町村の製炭は、開始された当時は開拓農家により小規模な副業として行なわれていたが、製炭が地域産業の中でも主要なものになるにつれて、業者による大規模な製炭——いわゆる企業製炭が主流をなすようになり、生産量のほとんどはこの企業製炭によるものになっていった。また小関隆禎氏は胆振・石狩地方の木炭の生産構造について、次のような結論を報告している³⁾。「商業資本が流通過程のみならず、生産過程をかなり強く支配していること、しかし、その優位性はかなり低下したと考えられること、製炭企業はいわゆる家内工業ないしは前期性工業の段階に近い前期的な性格をかなり強くもっていること。」これは胆振・石狩地方の戦後における製炭について述べたものであるが、ここで言われている製炭の性格はもちろん戦前についても言えることである。このような製炭資本の性格は、木炭生産が展開するにつれて形成されたものであるが、逆に大規模な企業的製炭が成立・発展し、一定の生産構造を確立することによって、木炭生産の展開自身が規定されるという関係が認められるのである。次に製炭労働の存在如何が木炭生産の展開に関係することを述べよう。商品の生産は労働過程において実現されるわけであるから、実際の労働過程を担う労働者の存在は、その生産に決定的に作用する。例えば第二次大戦の戦時体制期に入ると、労働力不

足が大きな原因の一つとなり木炭生産がダメージを受けるという経緯があったのである。また木炭生産の労働は次に述べる原木＝土地所有との関係とともに、その前期性故に木炭生産の性格を決定するメルクマールとして、また生産構造を基本的に規定するものとして意味深い。最後に原木＝土地所有の問題である。鶴川流域は大面積の国有林および道有林が存在するが、全体のほとんどを国有林が占る占冠村では、製炭は無きに等しい状態で、他方私有林地帯である追分、早来、厚真等の周辺町村では、この地域全体の製炭をリードする程に盛んに展開するのである。これは戦前国有林・道有林が薪炭原木として製炭業者に払い下げられなかったことによる。戦時中、一時国有林および道有林の一部が原木として払い下げられたことがあるが、これに関しては後に検討することになる。鶴川流域を含めて一般に北海道では、開拓初期以来原木は極めて豊富にあったことから、土地所有に基づく木炭の支配・被支配の関係はあまり顕著に認めることはできない。貨幣さえもっていれば原木はいくらでも手に入れることができ、製炭資本は土地所有に起因する問題については、比較的自由に処理することができたのである。

④について。市場における需要がなければ生産は行なわれない。そういう意味で市場条件が生産を規定するのは当然である。北海道は開拓初期において日本資本主義の辺境として位置づけられ、その後北海道の資本主義の発展は、大きく日本資本主義に規定されつつも脱辺境化の過程であったと言える。その過程で道内の木炭の市場は一般厨房用、工業用ともに拡大しそれを満すとともに、内地府県の市場を開拓してゆくのである。そのような意味で生産と市場の対応関係を考えなければならない。この過程は具体的には木炭同業組合、同連合会および木炭移出商組合等の成立・発展の中に象徴的にみられると考えて良いであろう。

⑤について。これは直接的には築窯補助金の交付、製炭技術の講習会の開催、各種木炭に関係する法令などをさしているが、昭和15年からの木炭の道営検査、戦時体制期に入ってから木炭公定価格、生産量の割当、その他等が生産に及ぼした影響もこれに加えて考えられる。

以上5つの要因のそれぞれについて考察を行ってきたが、もちろんこれらは単一に作用するのではなく、相互に複雑にからみ合っただけでなく、展開をおし進めたりとどめたりしているのである。

以下これらの規定的要因を考慮に入れつつ、木炭生産の展開をみてゆこう。

(1) 周辺町村における木炭生産の成立

鶴川流域の木炭生産は、鶴川の西に位置する厚真川流域の追分・早来・厚真の各町との関係において展開する。すなわち明治30年代に入って、まず当時の安平村において商品生産としての木炭生産が展開し、それに対応する市場および流通機構などが開拓される。鶴川流域の鶴川町・穂別町の製炭は、明治40年代以降、特に製炭が主要産業の一つとして盛んになったのは大正期に入ってからのものである。鶴川筋の製炭は、追分・早来・厚真等の周辺町村によって作られ、確立された市場流通機構に乗った形で展開するわけであるし、大正末期から昭和期にかけて、周辺町村の製炭原木が伐りつくされ少なくなったため、その地区の製炭資本

が鶴川筋・沙流川筋その他の地域に移動してくるといった経過もある。そのような意味で、鶴川流域の製炭の展開をみる場合、追分・早来・厚真各町の製炭から考察しなければならない。

安平村は、炭鉱鉄道室蘭線が開通した明治25年以降、急速に開発されていった。明治25年追分駅・27年早来駅・35年安平駅・遠浅駅がそれぞれ開業し、それまで焼き捨てられていた原生林の林木は、鉄道枕木・角材・丸太材等に利用し、移出し得るようになった。明治30年北海道国有林未開地処分法が制定公布されてから、アピラ川・シアピラ川・ニタッポロ川・アツケシュンベ川流域一帯の官林が貸下地区に編入され、この地区を中心に牧場経営を名目とした国有未開地貸付出願が数多く出された。それらは名目的には牧場経営としていたものの、多くは豊富に存在していた天然林の伐採・搬出を目的としたものであることは言うまでもない。このようにして安平村においては、明治30年代に入ってから林業生産が活発になってくる。殖民公報によれば、明治36年度における安平村からの林産物移出高は、第9表のとおりである⁴⁾。このように天然林の伐木・造材が進むに伴って、残された中小径木を対象として製炭が展開するのである。同じ殖民公報はこの表を掲げたあと、安平における木炭生産に関して次のように述べている。「炭は明治31年頃より漸次産出を増加し、目下かま数300以上に達し、殊に早来なる志岐牧場貸付地に多し。その原料はアサダ・イタヤ及びクチグロとす。営業人中数10かまを有する者数名あり。この営業人は一方には土地権利者に対し、1かま1カ月に付1円乃至2円の木代を納め、一方には炭焼小作者に1かまに付、かま築賃20円位を与え、また米噌の仕込みをなして炭を焼かしめ、その炭を低価に引取るなり。その価は10貫匁入1俵15銭にして、その売価は停車場にて平均35銭くらいなりという。また小資本者にして1・2のかまを有し、自ら炭焼きをなすものもあり。炭の販路は小樽4分の3、札幌4分の1の割合なりという。」⁵⁾ この報告によれば、明治36年の段階では、安平の木炭移出量は年間約40万貫で、それほど多くはないが、少なくともそれらは商品であり、一定の商品生産が展開していたことが指摘できる。しかもすでにこの時と「営業人中数10のかまを有する者」が数名おり、それらの製炭は一応いわゆる企業的な方法によって行なわれていたと考えられる。したがってす

第9表 明治36年安平村からの林産物移出高

種 類	数 量	価 (円) 格	備 考
鉄 道 枕 木	144,000 挺	50,400	このうち伴は厚真村の産
角 材	120,000 石	72,000	
丸 太 材	170,000 本	119,000	
か し わ 皮	892,000 貫	22,300	このうち40万貫は隣村の産 このうち6万貫は隣村の産
木 炭	388,000 貫	15,520	
薪	80 敷	72	
合 計	—	279,292	

注 「北海道殖民公報」第23号、明治37年より作成

第10表 明治40年村別木炭生産量

地区	室数	生産量 (千貫)	10貫目の価格 (銭)	総生産額 (円)
安平	250	6,000	50	300,000
厚真	250	3,000	30	90,000
鵜川	9	33	23	770

注「早来町史」

にこの時点で、鵜川流域およびその周辺町村における製炭の基本的なパターンは形成されていたと考えて良いであろう。もちろんこれに先立つ明治20年代には、開拓農家による自家用の木炭生産が展開していたのである。

さて早来においては明治36年東京の合資会社桜組が製炭工場を開設し、カツワの樹皮を原料としてタンニンを採取するようになる。この製炭工場の操業開始により、付近一帯のカツワの木の多くが伐採され、残された樹幹・枝末等を利用した製炭が展開する。さらに明治37・38年の日露戦争後は満洲方面に角材・鉄道枕木等が盛んに移出され、これをまかなうための造材もまた盛んになるのであるが、このため残された中小径木を対象とする製炭も同時に飛躍的に発展するのである。このようにして安平・早来地区の製炭は、明治40年代から大正初期にかけて、各時期を通して最盛期を形成することになるのである。ここでこれに関係して明治40年における木炭生産量を示せば、第10表のとおりである。

同じく鵜川の隣村である厚真の製炭について述べておこう。厚真の製炭はこれより若干遅れつつも、ほぼ安平村と平行して展開する。厚真の製炭開始期の確かな資料がないので、明確なことは言えないが、前述の殖民公報の記述および第10表から、また造材・製炭業等の各業者は安平・厚真の各地区全体を活動範囲にしていたことなどから、安平とほぼ同じような形で製炭が始まり展開していったと考えられる。しかしながら炭砒鉄道室蘭線の開通によっても、当初厚真は直接の関係はなく、厚真の製炭は早来のような急激な発展、その反動による急激な減少という形の展開は示さない。したがってまた製炭原木も比較のおそくまで、豊富に残ることになるのである。

ところで一般にこの時期の北海道の製炭は技術的にみて極めて粗放で、収炭率が極端に悪く、製品の質も粗悪なものであった。このため北海道庁は明治37年林産の改善増殖奨励のため、国費により広島県の檜崎圭三氏を招き、製炭法の改良指導を行なうこととなった。翌38年にはこの事業を北海道庁林務課による地方費の事業に移した。さらに同40年には専任の技手を配置し、従来の巡回指導の外に、市町村その他の公共団体および個人に対して、改良窯を築造し講習会を開催した場合、道庁より講師を派遣するとともに補助金を交付するという制度をつくり、技術の向上、普及を図ったのである。

鵜川流域においてこの事業による講習会が開催されるのは大正期に入ってからであり、そ

の点については後に述べることにしよう。

またこの時期民間の製炭業者の間でも、木炭生産の展開に対応する動きがみられる。それは石狩胆振製炭組合の成立である。これは石狩・胆振両国の38人の製炭業者の団体として、明治37年1月創立をみたもので、設立の目的は、組合員と第三者との間に起る問題に対して、組合員の共同の利益を守ろうとするものである。この組合は39条からなる組合同規約を設け、その主なものを殖民公報は次のように述べている。「組合員と第三者の間に生ずる事件に付其の結果組合利害に関係するものは組合員一致の行動を以て補助救済の道を講ずること、役員は組長1名副組長1名評議員2名幹事若干名書記1名を置くこと、幹事は1駅若しくは2駅を1区域とし1区に対し1名乃至2名と定め組長之を指名し其の区域内の事務を分掌し役員会議に出席するの必要あるときは之を組長に請求し議決権を行なうことを得ること、組合の営業上に於ける取引先は組合に於て小樽卸売商と予め特約し組合員は各自の特約店と商取引を為すものとす但し組合員都合に依り特約外の商店と取引するも差支なきこと、(以下略)」⁶⁾この外実際上の業務として、需要に対するスムーズな対応を図るため、組合員の所有する窯数に応じて生産量の割当を行なったり、製炭資材の共同購入を行なうことによって組合員の利益・便宜を図ったりすること等があった。組合員の所有する窯数は平均14~15基(小規模でも10基、大規模なものは30基で、合計540基)で、組合全体の生産能力は月産54万貫、年産648万貫にも及んでいる。明治40年の北海道の木炭生産量は2,614万5,303貫であるから、この組合だけで全道の4分の1近くも生産していることになろう。この組合はいわゆる同業組合法に基づく同業組合ではなく、組合員相互の利益を守る任意団体であったようである。この組合にも早来方面の業者が加入していることが明らかになっているが、数字的なことまたそれが誰であったかは明らかでない。

以上からもわかるように、この時期では、任意団体ではあるが製炭業組織も作られ、鶴川周辺町村を中心として、主に小樽を市場とする商品生産としての製炭が展開するのである。

以上から我々は、この時期の安平・厚真の製炭の展開を次のように言うことができよう。すなわちこの時期は鶴川の周辺町村において、木炭の産地としての体制が整えられる時期であるのだが、それだけにとどまらず、本道における木炭の主要産地としての位置を確立する過程でもあった。それと同時に、鶴川流域地区で全面的に製炭が展開される前史を形成していると言えるのである。言うまでもなく、それを可能にしたのは、一方においては鉄道を中心とした交通手段の発達で、他方では原木を供給する豊富な天然林資源の存在であったし、全体として北海道の商品経済の発展なのである。

次に周辺町村におけるその後の木炭生産の展開を簡単にみておこう。

安平村の木炭生産は、前述したように、明治40年代がその全盛期であった。この時期の製炭は豊富な天然林を対象とした造材と平行して、その残材によるものであった。したがって大径木は枕木・角材・丸太材として伐採するのはもちろん、製炭に利用し得る中小径木はすべ

第11表 大正10年現在安平村民有林面積調 (単位: 町歩)

区 分	立 木 地				無 立 木 地			合 計
	針	広	混交林	計	造林計画地	そ の 他	計	
公 有	43.7	—	12.5	56.2	—	—	—	56.2
社 寺 有	9.7	—	0.3	10.0	—	—	—	10.0
私 有	84.6	—	20.7	105.3	12.8	5,371.3	5,384.1	5,489.4
合 計	138.0	—	33.5	171.5	12.8	5,371.3	5,384.1	5,555.6

注 「早来町史」

て製炭原木として伐るといふ伐採方法をとっていたため、製炭が入った森林は完全に裸になるわけである。このようにして大正期に入ると、木炭価格の高騰にもかかわらず、主に原木の不足から生産量は減少するのである。第11表は大正10年現在の安平村民有林の状態を示したものである⁷⁾。この時点ですでに民有林全体の97%までが無立木地と化してしまっているのがわかる。かくして大正末期には原生林はほとんどみられないという状態で、木炭以外の林産物の生産量もいぢるしく減少するのである。安平村の木炭生産量は、明治40年の段階では年間600万貫であったものが、大正元年には260万貫、大正10年には200万貫と、最盛期のおよそ3分の1に減少している。このため安平村の製炭業者は原木を求めて、鶴川・沙流川流域および十勝管内池田方面に移動してゆく。この結果、鶴川流域各村の木炭生産は活発になり、反対に安平村はかつてのような中心的な位置からおりることになるのである。

次に厚真町をみてみよう。厚真町は明治40年の段階で窯数250基・年生産量300万貫に達している。しかし厚真町の木炭生産のピークは、安平村よりも若干遅れ、大正期に入ってからである。その間の事情を「厚真村史」は次のように述べている。「大正2年の凶作の結果、私有の山林を木炭業者に売り払うものが急にふえ、このため製炭が盛んとなった。やがて四囲の山は裸となり、大正11年の大洪水は降水量も多かったが、山林の濫伐が主なる原因といわれている。本村の木炭は、世に『早来炭』としてひろく世にその名を馳せていたが、実は厚真産のものであって、大正5年頃がその全盛期といわれる。…中略…本村の木炭は明治30年以降各所において試験的に自家用として製造されていたが、大正期に入り前述のとおり俄然製炭が盛大となり、これに投資するものも年々増加した。」⁸⁾この叙述によれば、①明治30年以降大正期に入るまでの製炭は、「試験的に自家用として」行なわれていたこと、②厚真町における木炭生産のピーク時は大正5年頃であること、③大正11年の段階では山林はすでにかんりの程度まで荒廃していたこと、等が明らかにされている。しかし①に関しては、前述したように、明治40年において年間300万貫の生産量を示しているなど、相当の商品化が進んでいるとみななければならないであろう。それと関連して②の木炭生産のピークも、大正5年よりも若干早いことが予想される。すなわち大正6年の段階で厚真町の木炭生産量は386万1,000貫であることが報告されている⁸⁾。この数は明治40年が300万貫という事実に照らし合わせる

と、さほど多いとは言えない。したがって我々は一応厚真町における木炭生産のピークを、大正5年よりは若干早いのではないかと考えるが、正確なことは、資料の不足等の制約があり、これを明らかにすることができない。また③の厚真町の木炭が“早来炭”として名をなしていたということは、早来町の木炭流通構造にそのまま厚真町の木炭が入組まれていたことを物語っている。

ともかくも厚真町における製炭は、大正初期をピークとして展開し、その後若干減少を示すが、大正末期まで年産200万貫前後を維持し、大正14年には214万貫、同15年193万貫と推移しているのである。もちろんこの大正期を通じて、原木は豊富な一次林を対象とした造材の残材であり、したがってまた、製炭が入った後の山は裸になってしまうことは言うまでもない。

(2) 鶴川流域における木炭生産の展開

鶴川流域には鶴川町、穂別町、占冠村の3カ町村があるが、占冠は全村のほとんどが国有林で、戦前・戦後を通じて木炭生産はほとんどみられない。開拓当初から農家による小規模な製炭および戦時中官行製炭等がみられるが、これは量的にも少ないし、問題とする程ではない。したがって以下では鶴川と穂別を中心に検討を進めてゆこう。

まず鶴川町からみてゆく。第10表によれば、鶴川においては明治40年当時、窯数9で年間3万3,000貫の木炭を生産しているが、これはまだ本格的な商品生産の段階に達していないことを物語っている。この当時、鶴川ではまだ素材生産業そのものも未発達であった。鶴川での本格的な製炭の開始は、周辺町村の素材生産およびそれに伴った残材による製炭が一応の展開を遂げ、若干下向傾向を示し始めてからのことであり、それは大正中期以降のことなのである。鶴川で製炭が開始される当時の経過を「鶴川町史」は次のように語っている。「一方大正6年頃から米原に若山、花岡には森岡と、他町村からも薪炭業者が次々に入地して、有明・湯の沢・田の沢で造材製炭の事業が始められた。有明・中の沢では長森理三郎・林和佐吉が、湯の沢では菱中・中村が造材を開始した。生産額の記録は残っていないが、馬2~3頭がかりのたまびき搬出が行なわれた。…中略…木炭も有明に石崎嘉一郎、大川仁七、長崎、杉本、曾田、霜口の6人、田の沢には野原政五郎らの製炭業者が入って盛んに木炭が生産された。これら造材製炭事業の従業員が多数入地したため、この地区にはたちまち商店が6軒も出来た。このようなすばらしい造材製炭景気が昭和4年まで約10年続いたが、有利な山林資源が伐りつくされて、造材業者が引き上げるようになった昭和5年ころからは火の消えたように衰えていった。」¹⁰⁾大正期の鶴川は、すでに原木不足を顕在化していた安平村の製炭業者の転入や、地元業者の発展等により、木炭生産量は増加し、大正末期には200万貫を示している。町史によれば、生産のピークは大正10年頃から昭和4年までとしており、この間大正14年の生産量が222万貫、同15年193万貫、昭和2年が144万貫である。したがってピーク時においても年間200~250万貫と考えられ、鶴川においてはこの時期に安平村・厚真町等の周辺町村の水準に達

していると言えるのである。

次に鶴川の上流に位置する穂別の製炭を述べよう。穂別の製炭は明治40年頃から開始された。この製炭も素材生産を行なった後、残された中小径木を利用してのいわゆる造材製炭であった。その模様を「穂別町史」は次のように述べている。「この本町の森林を最初に造材に当たったのは鶴川の造材業者清水熊太郎で、当時大地積を擁していた有馬農場の立木を買受け、明治37年から5ヵ年計画で伐採したものがそもそものはじまりであった。…中略…その製炭のために川村と荒谷が乗り込んでくる。川村製炭部は一の沢の奥に陣どり、荒谷は小林清の処に事務所をおき、その荒谷製炭部の下請けとして中沢が来て製炭するが、15の窯で1窯70俵月2回ずつとれる。穂別の製炭は荒谷と川村に初まる」¹¹⁾とあって、すでに明治40年頃素材生産と平行して、木炭生産が開始されることが理解できる。大正期に入り素材生産が活発になるにつれ、製炭もいよいよ最盛期に向う。大正元年には窪田安治、3年大広政太郎、上田初太郎、村田久一、野村勘左エ門、永井孝蔵等が中穂別地区で製炭に着手し、富内地区においては川村久也、三浦志津馬、中村乙松、滝川弥吉、守屋盛、窪田安治、その他赤川・柴田などが時を同じくして製炭を開始、さらに穂別地区においては田安清安・本間勇蔵・長崎製炭部等が製炭を開始する。このようにして、大正の初期から中期にかけて、ピーク時の製炭を担う製炭業者の原型が形成されるのである。

「しかも大正12年金山鉄道線の開通は、林産業者にも輸送の便利を与えたばかりか、たまたま関東大震災による復興用材の需要は、木材界の活況を呼んで造材が要求され、それがさらに薪炭生産につながるという状態で、製炭業者などは多い人は15・6基から20基の釜を築き、月産1釜200俵から300俵をあげ、最も盛んなときは本町全体で約1,000基を数え、製品は1俵2円50銭くらいで札幌・函館に移出した。」¹²⁾と町史は述べている。このようにして、大正の中期以降、穂別町の製炭は盛んになり、最も盛んな時期は大正末期以降、昭和5年頃までである。

大正末期の鶴川流域および周辺町村の木炭生産量は第12表のとおりである。この表によれば、安平・厚真・鶴川の各町村の生産量がほぼ等しく、平均220万貫であり、穂別町は約半分の113万貫となっている。また同じ大正14年の胆

第12表 大正14年度村別木炭生産量

地 区	窯 素 (基)	生産量 (貫)	生産額 (円)
安 平	214	2,311,200	201,204
厚 真	248	2,142,920	257,150
鶴 川	148	2,221,090	288,742
似 湾	118	1,129,968	146,896
占 冠	16	22,120	3,317

注 「北海道薪炭協会通信」大正15年7月号より作成

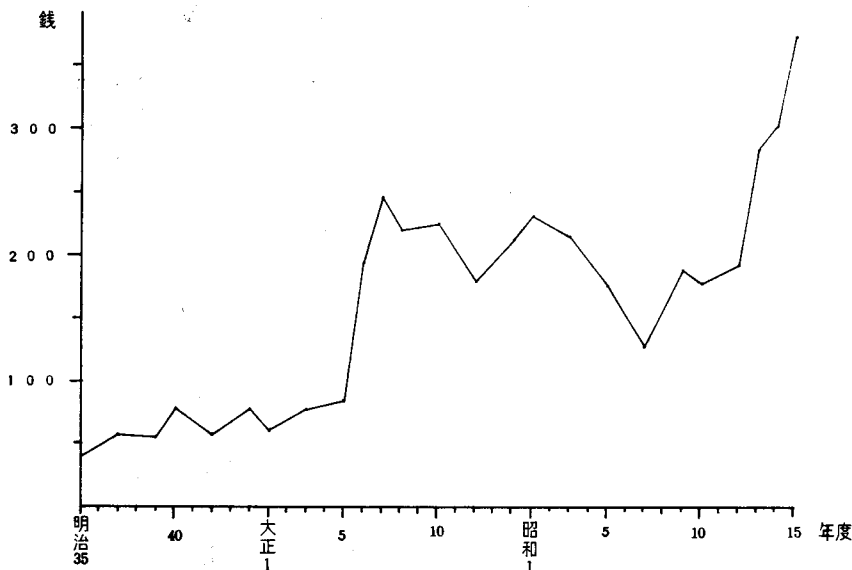
振支庁の木炭生産量合計は1,191万1,543貫であるから、鶴川流域およびその周辺町村だけで、全体の約70%を占めているわけである。さらにまた同年の北海道全体の生産量は5,613万3,100貫で、道計に対する胆振支庁計の占る割合は21%、同じく道計に対して鶴川流域とその周辺町村が占める割合は14%で、この地区が北海道における有力な木炭産地の一つである

ことが理解できよう。

さて次に大正期の木炭に関係する政策と木炭同業組合の成立について考察してみよう。

改良製炭の指導奨励事業に関して前述したが、その内容は、「1. 改良窯ヲ築造シ講習者15名以上ニテ木炭改良講習会ヲ開催スルモノ、2. 炭窯5個以上ヲ新築若ハ改築シ木炭改良ノ講習ヲ受クルモノ」¹³⁾のいずれかに該当するものに対して、30円以内の補助金を交付するというものである。鶴川流域地区においては、大正4年鶴川町の伊藤平助の主催による講習会(築窯1基)に対し30円、同6年同じく鶴川町の野原政五郎主催による講習会(築窯1基)に対しやはり30円がそれぞれ交付されている。

以上のように、明治37年以降政策的に製炭技術の改良・製品の品質の向上を図ったのであるが、その結果大正の中期までに一定の成果があったとみて良いであろう。ところが大正6・7年以降、第一次大戦後の好況の波がおし寄せてくるとともに、再び木炭は粗製濫造となり、品質は低下することになる。すなわち第一次大戦が勃発した大正3年には、木材界を含め本道の経済界は深刻な不況の中にあり、木炭の価格も大正5年までは低迷していたのである。ところが第一次大戦の末期になると好況に転じて、木炭価格は従来の3倍近くにも急騰し(第3図参照)、安平村の周辺町村ではすでに原木不足から生産量は増加し得ないが、鶴川町・穂別町、さらにまた隣の沙流川流域各町村では木炭の活況期を迎えることになる。木炭は生産しさえすればいくらでも売れるといった状況になり、それを反映して、製炭業者による重量不足、包装の不備その他の不正な取引がかなり頻繁にあったもようである。と同時に品質そのものの低下も著しかったのである。このことは単に鶴川流域地区に限られたことではなく、全道を通じて言える問題であった。このため北海道の各地の業者の間では、不正・品質低下等の弊害を是正



第3図 北海道の木炭価格の推移 (北海道山林史より作成)

第13表 北海道の木炭同業組合一覧

組 合 名	地 区	設 立 年 月	組 合 員 数	
			設 立 時 (人)	昭 和 8 年 末 (人)
胆振日高木炭同業組合	勇払, 白老, 幌別, 千歳, 新冠, 静内, 三石, 浦河, 2機似の各郡, 沙流郡のうち平取村, 門別村, 有珠郡のうち伊達町, 壮瞥村	大正 13 年 12 月	843	975
函館薪炭同業組合	亀田, 上磯, 茅部, 山越, 瀬棚, 太櫓の各郡	大正 9 年 2 月	600	682
北見木炭同業組合	網走, 常呂, 紋別, 斜里各郡	昭 和 2 年 11 月	714	735
釧路根室木炭同業組合	釧路市及釧路, 厚岸, 白糠, 足寄, 阿寒, 川上, 根室, 野付, 標津各郡	大正 12 年 2 月	1,127	1,002
後志木炭同業組合	後志支庁管内	大正 14 年 3 月	662	762
宗谷天塩木炭同業組合	宗谷, 留萌, 上川支庁管内	昭 和 5 年 7 月	550	2,112
十勝木炭同業組合 (連合会未加入)	上川, 河西, 河東, 中川, 十勝広尾各郡	大正 14 年 2 月	398	505

- 注 1. 「北海道薪炭協会通信」昭和10年1月号および「道有林経営と地方林業」より作成
 2. 十勝木炭同業組合以外は連合会加入組合, 十勝も後に加入するがそれは昭和10年以降のことであるが未詳。

し、消費者の信用を回復すべく、同業組合を組織し、木炭検査を実施しようとする機運が強まったのである。

このようにして設立された最初の木炭同業組合は、大正9年設立の函館薪炭同業組合である。以降昭和5年までの間に全道で7同業組合が設立され(第13表参照)、そのうち鶴川町とその周辺町村を含むものとしては、大正13年12月、胆振日高木炭同業組合が設立されている。

胆振日高木炭同業組合は、設立当初早来町の製炭業者藤田竜蔵を組合長とし、組合員843人、胆振国勇払・白老・幌別の3郡、日高国沙流郡の各業者を含んで発足している。さらに昭和元年には日高国新冠郡、同2年には胆振国有珠郡のうち伊達町・壮瞥村、日高国静内郡をも対象とするに至る。なお昭和8年の段階で組合員数975人を数えている。この組合の主要な業務は、言うまでもなく木炭検査を実施することによって製品の品質管理、規格の統一を図り、取引上の信用を回復することであったが、同時に生産および需給取引の調査なども行なった。

大正末期北海道各地において同業組合が設立されるわけだが、他方組合相互間の連絡はなく、木炭検査も各組合毎に自主的な規定を設けており、需要に対する対応も各組合毎、バラバラに行っていた。そこで全道的な木炭製品の規格の統一、生産流通の全道的な調整を図ることを目的とした北海道薪炭協会が、大正13年4月に設立される。その業務の主要なものは移出木炭の検査、製品の品評会の開催、製炭講習会の開催、機関誌(「北海道薪炭協会通信」)の発行等であり、これらの業務を通じて製品の品質向上、信用の回復の成果をあげるとともに、同業組合連合会設立(昭和5年に実現)、木炭の青函貨車航送の実現(大正14年)に大きく寄与

したと言われている。

以上のごとく、大正期における鶴川流域および周辺町村における製炭は、従来のように地域的な組織に基づいて、札幌を中心とする市場を対象とした生産から、全道的な組織に基づく全国的な市場を対象とした生産へと移ってゆく。またそうならざるを得なかったのである。その結果、製炭業者は一方では流通過程を担当する商人資本の支配を強く受けるようになり、他方では製炭から造材・製材へと発展してゆく部分も出てくるようになる。このことが鶴川流域の製炭の展開過程の中でも、大正末期の特徴としてあげられる点である。 (餅田執筆)

- 注 1) 本論文は展開過程の分析が中心であるため、生産構造に関する考察は必要なかぎり記述したが充分とは言えない。さし当って小関隆祺、霜鳥茂「木炭生産流通の機構」『林業経済』第10巻、昭和32年10月、を参照していただきたい。
- 2) 赤羽 武：「山村経済の解体と再編」日本林業調査会、昭和45年3月、176ページ。
- 3) 小関隆祺、霜鳥茂：「木炭の生産流通の機構」『林業経済』第10巻、昭和32年10月、23ページ。
- 4) 「振胆国安平村の林産」『北海道殖民公報』第23号、明治37年。
- 5) 同上
- 6) 「石狩胆振製炭組合」『北海道殖民公報』第36号、明治40年。
- 7) 早来町資料により作成
- 8) 「厚真村史」昭和31年9月、170ページ。
- 9) 同上、172ページ。
- 10) 「鶴川町史」昭和43年11月、562ページ。
- 11) 「穂別町史」昭和43年3月、320ページ。
- 12) 同上、324ページ。
- 13) 北海道庁令第47号。「築窯補助金下付規則」、大正3年5月17日改正。

5. 国有林

鶴川流域の国有林の経営を述べるに当たって、まず国有林の確立する過程を述べなければならぬ。

北海道の森林・原野は、明治維新政府のもとで、無主地国有の原則によって大部分は官林とされて国家的所有とされた。鶴川流域の森林もこれに基づいて開拓使の所管する官林とされ、国家的所有として囲いこまれた。その後、官林は開拓の進展とともに、農耕地・御料林・道有林・私有林として払い下げられて、次第にその面積を減少させていった。このことは鶴川流域の国有林も同様である。今日の鶴川流域の国有林の形成にとって重要なことは、それはまた北海道国有林と同様に、明治32年から始まる北海道官林種別調査である。これは、官林を次の4種の林地に区分する調査であった。

- 第1種林： 将来長く国有林として保存経営すべきもの。
- 第2種林： 将来公有林として経営すべきもの。
- 第3種林： 将来私有林として経営すべきもの。
- 第4種林： 将来森林として経営する必要のないもの。

この官林種別調査の結果は、明治40年の北海道国有林整理綱領の基礎数字となるもので

あった¹⁾。官林種別調査が行なわれたのち明治39年に、鵠川流域中流部の右岸23,140haが、地方費模範林として道有林に移管された²⁾。

この翌年の明治40年の国有林整理綱領を経て、鵠川流域の国有林経営の基礎となる林野が確定された。こうして確定された鵠川流域の国有林面積は、77,179町で、上流部の占冠は33,650町、中流部の鵠川は43,529町であった³⁾。こうして確定された鵠川流域の国有林の管理・経営体制について次にみてみよう。

鵠川流域の国有林の管理・経営体制は、明治の初期に官林となって以来、紆余曲折をたどるが、最終的に確立するのは明治41年の北海道国有林整理綱領案の議会通過を契機とする。この北海道国有林整理綱領は、当時の北海道拓殖政策と関連して、北海道国有林の管理・経営を大きく規定するものであったので、ここで述べておこう。この整理綱領は、基本的には北海道10カ年計画を補足して第一期拓殖計画を遂行するための計画であったと言ってよい。その内容は次のとおりである。第一には、前に述べた官林種別調査に基づいて森林を整理して国有林経営の基礎となる三角測量を行ない、国有林の施業を確立して財源化をはかる。第二には、国有未開地処分を従来の無償付与から有償払い下げにして財源化をはかる。第三には、前述したことによって生み出された財源を拓殖費に繰込んで、北海道の重要港湾を修築する。そのことを実行するために、全道各地に5営林区署、16営林区分署を新設し、そのもとに125カ所の森林監守所⁴⁾を新設して、国有林の保護・管理を強めるというものであった。したがってこの北海道国有林整理綱領は、北海道拓殖の財源を捻出するために北海道国有林の整理を行ない、その保護・管理を強めるというものであった。北海道国有林は、この計画によって初めてその管理・経営体制を整えた。

鵠川流域の国有林も、この北海道国有林整理綱領によってその管理・経営体制の確立に着

第14表 職員数の変化

(単位 人)

		高等官 (技師)	判任官 (属)	事業手 (技手)	森林監手 (森林主事)	雇	その他	計
旭川 営林区 署	大正3年	1	7	2	12	2	—	24
	5	—	5	2	11	5	—	23
	11	—	3	12	20	7	—	41
	15	1	3	13	19	7	—	43
室蘭 営林区 分署	大正3年	—	3	1	6	2	—	12
	5	—	2	3	7	2	—	14
	11	—	—	5	10	3	1	19
	15	—	—	5	10	3	—	18

- 注 1. 大正3年、5年は、北海道森林統計書
 2. 大正11年、15年は、国有林事業成績
 3. ()内は、大正11年より

手する。まず鵜川流域上流部の国有林である占冠 33,650 ha は、新設された旭川営林区署によって管理・経営される体制となった。このような管理・経営体制の内実を、職員数及び保護区の側面からみてみよう。

占冠の国有林だけを管理・経営する職員数をとることはできない。当時占冠の国有林を管理・経営していた旭川営林区署の職員数についてみると第14表のとおりである。これから明らかになるように、明治41年の北海道国有林整理綱領によって旭川営林区署が設置されて以来、その職員数を増加させている。そして大正5年から大正11年にかけての大正中期には、40数人水準に到達した。この水準は大正後期は勿論ながら、後に述べるように昭和初期においても維持された。他方、保護区の設定の経過についてみると第15表のとおりである。占冠の国有林では、他の国有林よりも遅れて大正5年から保護区が設定されて、大正11年までに3カ所の保護区が設定された。これは後に述べるが、戦前期に設定された保護区の大部分が設定さ

第15表 鵜川流域国有林の保護区

	保護区名	設置年度	管轄面積 (町歩)
鵜川国有林	似 湾	大正14年9月	7,862
	居 呂 布	大正11年9月	6,179
	中 穂 別	明治43年3月	
占冠国有林	占 冠	大正5年4月	12,579
	ト マ ム	大正9年3月	1,883
	峠 下	大正11年4月	8,641
	双 珠 別	昭和2年9月	13,931

注) 国有林事業成績より

れたことを示している。したがって占冠の国有林の管理・経営体制は、その内容も含めて北海道国有林が官行斫伐事業に着手する大正中期に確立するとみてよい。

他方、鵜川流域中流部の鵜川国有林 43,529 ha は、明治41年に新設された室蘭営林区分署によって管理・経営される体制となった。これ以降、職員数を増加させ保護区を設定して森林監守(森林主事)を配置して、管理・経営の内実を整えていった。

まず、職員数についてみたのが第14表である。これにみるように明治末より増加して、大正中期には18人水準に到達しこれ以降昭和初期までこの水準を維持する。他方、保護区の設定の経過をみると第15表のとおりである。鵜川の国有林は明治43年に設定されたのをはじめとするが、その間をしばらくおいて大正後期に2カ所が設定され計3カ所設定された。これは戦前期に設定された保護区数の水準に到達している。

以上のことから、占冠・鵜川の鵜川流域の国有林では、明治末期から管理・経営体制の確立に着手し、大正中期から後期にかけて確立したといえる。とくに森林の保護・管理体制という点ではこの時期に確立した。しかしこの時期の経営の内実をみるために、この時期に行なわれた諸事業を検討しなければならない。以下では諸事業を実行する上で基礎となる施業案、森林維持造成事業⁹⁾、森林伐採、販売事業についてみてみよう。

まず最初に施業案の編成についてみてみよう。北海道国有林の施業案の編成は、明治32年の「北海道10カ年計画」の一環として面積・蓄積などが目測によって調査され編成されたと

いう極めて粗放な簡易施業案までさかのぼることができる⁶⁾。鶴川流域の国有林では、この簡易施業案が編成されたのは上流部の国有林占冠事業区だけであった。この施業案を手に入れることができないので具体的に示すことができないが、明治43年から大正2年までの4年間にわたって実行された。占冠事業区の施業案は、大正2年度調査による編成案、そして大正12年度、13年度調査による第一次検訂案がある。このうち第一次検訂案は、大正後期から昭和初期にかけて実行された施業案である。これらの施業案による占冠事業区の作業種は、簡易施業案のもとでとられた作業種はわからないが、編成案・第一次検訂案はともに択伐作業がとられた。

鶴川流域中流部の国有林である鶴川事業区の施業案の編成は、明治44年度の調査によって編成案が編成され10カ年間実行された。その後、大正10年度の調査によって第一次検訂案の編成が実行された。この第一次検訂案は大正の後期から昭和初期にわたって実行された。これらの施業案による鶴川事業区の作業種をみると、占冠事業区とは異なって編成案では前更喬林作業がとられ、第一次検訂案では前更喬林作業を中心としながらも、皆伐作業が導入されたのが特徴である。

占冠事業区と鶴川事業区の施業案編成と実行の経過、年伐量と作業種を示したのが第16表である。同じ流域でありながら中流部の鶴川事業区では前更喬林作業、上流部の占冠事業区では択伐作業がとられた。これはそれぞれの事業区における蓄積量・蓄積の内容が異なっていたためと想像される。

第16表 鶴川流域国有林の施業案

	調査年度	実行期間 (年間)	作業種	年伐量					
				面積 (町歩)	針葉樹 (石)	広葉樹 (石)	計 (石)		
占国 有 冠 林	簡易施業案 編成案	明治40年	明治43年~大正2年	4	?	?	?	?	
	第1次検訂	大正2年	大正3年~大正12年	10	択伐	736.12	44,393	—	44,893
		大正11,12年	大正13年~昭和8年	10	択森	914.07	41,836	15,323	57,160
鶴国 有 川 林	編成案	明治44年	明治45年~大正10年	10	前更喬林	142.06	15,995	4,940	20,935
	第1次検訂	大正10年	大正11年~昭和6年	10	皆伐 前更喬林	45.48	—	6,485	6,485
142.06						14,548	4,940	19,488	

注 1) 国有林事業成績より

2) 鶴川事業区の編成案の調査年度は、国有林事業成績(第一次)では、大正2年度となっているが、第6次経営案では明治44年となっている。ここでは第6次経営案のものを採用。

次に、こうした施業案のもとで実行された鶴川流域国有林の森林維持造成事業についてみてみよう。鶴川流域国有林の森林維持造成事業は、大正3年以前に鶴川事業区で行なわれていた⁷⁾。占冠事業区の森林維持造成事業は、この鶴川事業区よりも遅れて昭和期に入ってから行なわれた。したがってここでは鶴川事業区での森林維持造成事業について述べることにしよう。

大正期の鶴川事業区の森林維持造成事業を示したのが第17表である。ここでことわって

第17表 鶴川国有林の森林維持造成事業

	天然更新事業				防火線	
	新事業 (ha)		手入事業 (ha)		新設 (ha)	手入 (ha)
大正3年	700		1,161		11	43
4年	1,500		3,232		13	46
5年	238		700		—	31
6年	473		318		—	6,095 間

	天然更新事業						防火線	
	更新面積 (ha)	新事業			附帯事業		新設 (ha)	手入 (ha)
		補植 (ha)	第一回手入 (ha)	追補植 (ha)	下刈 (ha)	第二回手入 (ha)		
大正10年	2	2	—	—	54	228	—	48
11年	717	5	261	9	51	—	13	48
12年	764	25	269	4	65	—	7	9
13年	298	—	129	14	71	—	—	17
14年	99	3	15	23	72	341	1	26
15年	259	16	12	25	108	—	4	31

- 注 1) 大正3年から6年まで北海道森林統計書，大正10年から15年までは国有林事業成績より作成
 2) 大正10年以降は，室蘭営林区分署管内の全体の事業量である。
 3) 大正3年から6年までの天然更新事業のうち，新事業，手入事業のうちわけはわからない。

おかなければならないことは，室蘭営林区分署管内の事業を含むもので，鶴川事業区で行なわれた事業量は勿論これよりも少ないことである。鶴川事業区の森林維持造成事業のうち中心を占めていたのは，その事業区でとられた作業種が前更喬林作業であったこともあって，天然更新と防火線の設定であった。こうした天然更新を中心に森林維持造成事業が行なわれたのに対して，人工造林は大正5年に行なわれたのが始めてである。この大正5年の人工造林は約8ha人工下種したものであった。そしてその樹種はエゾマツ外一種である。この人工下種による人工造林は，鶴川事業区に苗畑が設立されていなかったためであろう。大正10年ごろに鶴川事業区に造林費支出による苗畑がつけられ，大正後期以降人工造林事業が行なわれた。しかしこの時期の人工造林の事業量を示すことができない。現在残っている戦前期に新植された人工造林面積を示したのがIVの5の第30表である。これによって大正期に行なわれた人工造林面積のうち現在残っている面積がほとんどないことがわかる。このように大正後期以降人工造林が行なわれるが，この時期の森林維持造成事業の主体は天然更新事業であった。

この森林維持造成事業の実行形態は，この時期と戦前期のうちの昭和期とでは大きな違いがない。室蘭営林区分署から実行員が派遣されるか，森林主事が森林維持造成事業の実行にあたった。労働力は，地元住民を中核として東北の出稼ぎ農民が加わったといわれている。そしてこの労働力の調達機構には三つあったと言われている。その第一が大正3年ごろから，上からの奨励で設定されてくる森林防火組合を通しての調達である。第二が，森林維持造成事業の

進展とともに組頭をおいたが、その組頭を通しての調達であった。第三には、東北の出稼ぎ農民を募集する方法による調達であった。このうち第二の場合、組頭は森林防火組合の役員を兼ねる場合が多かったと言われている。したがってこの三つの労働力調達機構のうち、第一のものと第二のものはそれほどかわりはないと思われる。ここで森林防火組合について触れておくと国有林が補助を与えて上から設定された地域森林を火災から守るものであり、その防火組合から巡視人を出して森林の巡視を行なうものであった。そしてまた他方では、国有林は地元住民に対して薪材を払い下げたが、これが森林防火組合を通しての労働力調達に与えた影響は無視することはできないと思われる。しかし、鶴川流域国有林の労働力調達機構について断言することはできない。

この外に森林維持造成事業の労働力として林内植民がある。この林内植民は、大正13年から鶴川事業区に入植した。この林内植民については詳しくは昭和期において述べるが、伐採事業などにも出役したが、中心は森林維持造成事業であった。

次に、鶴川流域の国有林の森林伐採販売事業についてみてみよう。鶴川流域国有林の森林伐採が本格化するのには、明治40年に苫小牧に王子製紙が進出してからである。王子製紙が苫小牧工場を建設するにあたって、明治40年国有林との間に年期特売契約を結んだ。

この年期特売の内容について触れると次のとおりである。この年期特売は、胆振国鶴川、日高国沙流、釧路国厚岸の三カ所で設定され、その契約期間はわからないが鶴川流域の国有林で明治41年からトドマツ・エゾマツを1,500,000尺メ売り払うというものであった。そしてこの年期特売契約は大正2年で切れるが、明治41年から大正2年までの間に938,397尺メを売り払った。

この明治40年の年期特売をはじめとして、その後も鶴川流域の国有林に年期特売が設定された。そして、それ以降鶴川流域の国有林、その中でも占冠の国有林は、王子製紙によって独占される。

この王子製紙と国有林との間に結ばれた年期特売による王子製紙の流域独占の関係は、この明治の末から第二次大戦までひきつがれた。王子製紙の請負業者は既に述べたとおり初め関直右衛門であったが、流送による失敗で、大正13年から高谷木材部にひきつがれ第二次大戦まで続いた。こうして王子製紙の鶴川流域の年期特売の立木伐採は、他の流域とともに一流域一専属業者という関係によって実行された。

この王子製紙への年期特売の立木処分と明治末期に一時期みられた三井物産への年期特売のほかに、この時期の鶴川流域国有林での森林伐採は、地元住民への特売の形での薪材処分などによるものがあつた。しかしこれは、それほど大きな量を占めるにいたらず、いずれにしても大正期までの鶴川流域の森林伐採は、王子製紙への年期特売によるものが大半であったと言ってよい。したがって鶴川流域の国有林での森林伐採は、大正期までは王子製紙への年期特売による造材量によってほぼ把握できる。附表3の鶴川の量がそれである。

以上述べてきたことから鶴川流域の国有林経営の特徴をまとめてみよう。この時期の鶴川流域の森林は、日本資本主義の「辺境」⁸⁾として存在した北海道においてまず国家的土地所有として囲い込まれた。大正期までの鶴川流域国有林の展開過程は、その土地所有としての管理体制を確立する過程であった。

これまで述べてきたことから明らかなように、保護区の設定などの管理体制は大正中期によりやく確立をみた。造林事業などの森林維持造成事業は、上流部の占冠事業区では全く行なわれず、中流部の鶴川では天然更新を中心に若干行なわれた程度にすぎない。大正期の労働組織、労働力調達機構はよくわからないが、大正後期にいたっては、量的には大きくないが林内殖民制度が導入され土地所有をテコとした労働組織、労働力調達機構をつくりだし、森林維持造成事業を行なった。森林伐採販売事業は、王子製紙への年期特売が大部分で、そのほかに地元住民への薪材の払い下げが多少ある程度であった。

ところで陸別・野付牛・愛別などの国有林は、大正8年以降官行斫伐事業を開始するとともに森林鉄道などの資本を投下して、国有林が単なる土地所有にとどまらず地主直営経営を開始した。

これに対して鶴川の国有林は、沙流川流域の国有林と同様に単なる土地所有にとどまったところに特徴がある。その地代の実現は、王子製紙への年期特売による立木処分によっていた。それは、独占的大企業体としての王子製紙の前期的労働組織を基礎とする原生林採取的林業による地代の取得であった。

鶴川流域の国有林が単なる土地所有にとどまり、王子製紙により鶴川流域国有林が独占されたのは、鶴川流域での地場資本の形成・成長が十分でない段階で、北海道の国有林が拓殖政策にまきこまれ、鶴川流域の国有林に、長期にわたって王子製紙との間で年期特売契約が結ばれたことと無関係でない。このことは、他の部分で述べられるので、ここでは触れない。

(秋林執筆)

- 注 1) 小関隆祺：北海道林業の発展過程。北大演研報第22巻第1号，昭和37年。
 2) 道有林50年誌 北海道，昭和31年。
 3) 北海道森林統計書第一回 北海道庁拓殖部，大正6年。
 4) 森林監守はのちに森林主事となり，現在の担当区主任に相当するものである。
 5) ここでは森林維持造成事業は人工造林事業および天然更新事業，そして林道の開設，防火線の設定などを含むものとして使う。
 6) 秋山智英：国有林経営史論。日本林業調査会，昭和35年，p. 147。
 7) 北海道森林統計書第一回（北海道拓殖部，大正6年）に，大正3年に鶴川において，国有林天然更新事業のうち新事業以外の手入事業が行われたことが記載されている。したがって，大正3年以前に天然更新事業が鶴川において行われたことを示している。
 8) 伊藤俊雄編：北海道に於ける資本と農業。農林省農業総合研究所，昭和33年。

6. 私有林

ところで明治40年以前からすでに開拓がおこなわれ，流域の各町村において入殖者の増

第18表 昭和初期の鶴川流域の土地利用状況 (単位 町歩)

		占 冠 村	穂 別 町	鶴 川 町	計
総土地面積 (1)		57,656	55,162	16,749	129,567
耕地面積 (2)	田	37	205	2,040	2,282
	畑	859	1,999	865	3,723
そ の 他 (3)		3,590	5,365	6,657	15,617
林野 面積 (4)	国 有 林	48,033	20,714	—	68,747
	地 方 費 林	—	14,300	—	14,300
	市町村有林	604	1,955	648	3,207
	部 落 有 林	—	—	285	285
	私 有 林	4,076	10,185	6,125	20,386

(1) 「北海道統計」第1号, 昭和8年(昭和4年~同5年の調査結果)

(2) 「北海道統計」第2号, 昭和7年の耕地面積

(3) (1)-{(2)+(4)}の差し引き数

(4) 北海道庁「北海道造林奨励基本調査」より作成

加をみたのであるが、国有未開地であった土地が農地、樹園地、そして牧場用地として払い下げがおこなわれ、それを通じて林野の私的所有が確立していった。私的林野所有の確立過程について今回の我々の調査では十分に把握することができなかったため、ここでは我々の調査で明らかになった諸点についてのみ論述する。

第18表は昭和初期のものではあるが、大正末期の状態についても推測することができる。この表と第2表を対比すると大正末期から昭和初期にかけて現在の流域の土地所有構成の大枠が形成されたと判断できる。つまり流域全体の土地面積が129,567町歩であり、そのうち原野を含めた農耕地がおおよそ21,600町歩、林野が107,500町歩という構成である。さらに林野面積の内訳をみると国有林がおおよそ69,000町歩、道有林が14,000町歩、町有林が3,200町歩、私有林が20,000町歩である。このように流域の林野所有構成は、国有林、道有林などの、国家的所有山林が圧倒的な比重を占めており、私的林野所有の形成が微弱であるという特徴もっている。そして各町村の林野率は、鶴川町が42%、穂別町が85%、占冠村が91%となっており、鶴川の上流になればなるほど林野率が高く、また私的林野所有の比重が小さくなっている。こうした林野所有構成の特徴は、戦後の20年代において若干の変容を余儀なくされるものの現在なお貫徹しているものであり、大正末期から昭和初期にすでにその確立をみたのである。

続いて第19表を参照していただきたい。この表は、昭和初期に北海道庁が調査をおこなった100町歩以上の山林所有者名簿から関係部分を抜粋したものである。この表に掲載されている以外にも三井物産が鶴川町、穂別町に山林を所有しており、また王子製紙が占冠村に山林を所有している。さらに鶴川、沙流川の下流域および日高沿岸で造材生産、製炭生産をおこ

第19表 昭和初期鵜川流域の100町歩以上の山林所有者

		住 所	所有山林	立 木 地	未立木地
鵜 川 町	関 直右衛門	札 幌 市	113	113	—
	中 村 捨 次 郎	苫 小 牧 市	116	—	116
	片 岡 雄 一 郎	札 幌 市	1,015	—	1,015
	沼 崎 一 男	鵜 川 町	338	—	338
	実 川 作 二 郎	東 京 都	111	—	111
	三 井 徳 宝	〃	259	—	259
	駿河銀行 外2名	〃	698	—	698
	中村 合資会社	大 阪	162	—	162
	日本石油 KK.	東 京 都	190	—	190
	計		3,002	113	2,889
穂 別 町	紀 藤 昆 次 郎	札 幌 市	270	230	40
	安 部 五 郎 吉	室 蘭 市	129	129	—
	福 原 清 吉	小 樽 市	558	558	—
	中村平八郎外1名	穂 別 町	804	804	—
	長 義 連	〃	506	506	—
	北日本新炭 KK.	〃	339	339	—
		計		2,606	2,566

北海道庁「百町歩以上の山林所有者」昭和3年より作成

なっていた門別町の富本朝二が穂別町に山林を所有しているが、この名簿においては所有主体毎に面積が一本化されているので何町歩の山林を各町村に所有していたかが明らかではない。これらを除いて100町歩以上の山林所有者の所有する山林を合計すると、鵜川町では3,200町歩となり、穂別町では2,006町歩である。これをさらに各町村の私的林野所有のなかに占める比率をみると鵜川では49%、穂別町では26%となる。従って100町歩以上の山林所有者の私的林野所有のなかに占める比重の極めて高いことがわかり、農家の所有する山林、つまり農家林の形成がほとんどみられないのである。一部上層の者を除けば農民が、開拓当初からまさに林野所有からはじきだされているのである。100町歩以上の所有者の特徴であるが、第1に三井物産、王子製紙、日本石油 KK などの中央資本による山林所有がある。第2に関直右衛門、片岡雄一郎、富本朝二などの造材業、製炭業者による山林所有がある。そして第3に穂別町の中村平八郎、紀藤昆次郎は、寄生地主であり¹⁾、農地とともに山林を所有していたのである。

こうして大正末期にすでに形成された林野の所有構成の特徴をみてきたのであるが、所有の形成過程について若干の分析を加えるために二、三の事例について見てみる。まず三井物産の所有山林についてであるが、三井物産は、現在穂別町に土地台帳面積2,911町歩の山林を所有している。このうち1,419町歩を明治44年に、また529町歩を昭和5年に取得している。明治44年取得の山林は、明治41年に国有未開地から私的所有になったものであり、その所有者が

2人変わったのちに三井物産が購入している²⁾。また、昭和5年取得の山林529町歩は、昭和5年に安平村の永谷仙松(明治末期から大正初期にかけて三井物産の下請造材業者であった)が払い下げをうけ、ただちに室蘭市の上野某に売り払い、同年に三井物産が上野某から購入したものである。当時の事情についてはほとんどわからないが、すくなくとも三井物産はこの地方では直接国有未開地の払い下げを受けたのではなく、クッションをおいたわけである。

中村平八郎の所有していた山林をみると、明治40年代に中村平八郎個人が国有未開地の払い下げを受けたものと、大正中頃(大正4,5年頃か?)に紀藤昆次郎と共同購入したものがある。後者は約900町歩の面積で、それ以前は有馬農場と呼ばれていた牧場地であった。中村平八郎は、明治26年に石油の採掘をめざして穂別町に来たのであるが、その後農業を営むようになり、紀藤昆次郎と並んで穂別町の在村の大地主となった人である³⁾。

また後に三井物産の所有山林になった、当時富本朝二が所有していた山林についてみると大正8年に富本が山林の払い下げを受けている。なお富本朝二は、日高沿岸ではじめて木材の沿岸積み取りをおこなった人と言われており、大正期から昭和期にかけて造材業者、製炭業者として手広くこの地方で造材、製炭をおこなうとともに、鶴川、沙流川の両流域(穂別町、門別町、平取町)に昭和3年までに2,341.4町歩の山林を取得していたのである⁴⁾。

こうして林野所有の形成過程をみると、直接国有未開地の払い下げをうけ、土地を取得する場合と売買を通じて土地を取得している場合とがあるが、土地台帳をみた限りでは戦前においても所有権の移転が非常に激しかったようである。また農民は林野所有から切りはなされており、私的大山林所有の優位の体制がすでに開拓の当初から出来あがっていたように思われる。

さてこうした林野所有構成のもとの林業生産についてであるが、大方の事はすでに3,4の項で述べられているのでくりかえしはさけるが、基本的に次のように言うことができるであろう。大山林所有者においては、所有する山林に生育する立木を造材業と製炭業を兼ねる業者に売り払い、業者はそれを立木の形質に応じて角材、枕木などの用材に生産し、また薪炭を生産していた。しかし当時の事情として角材、枕木などを生産できる優良な立木が少なくなったということもあり、大正の中頃からは、立木を薪炭原木として売り払うことが多くなってきたようである。また、地元ないしは近隣の町村に在住する大山林所有者は、自らが造材業者、製炭業者である場合が多く、造材生産、製炭生産をおこなうために山林を取得していったのである。農民の所有する山林については、その所有規模が小さく、造材業者、製炭業者の立木買付けもほとんどなく、農民が自家用の薪などの生産に利用していたと思われる。この時期に薪炭業者がその原木を購入していたのは私的大山林所有者からであった。

育林生産は、この期にはほとんどみるべきものではなく、わずか鶴川町史に明治34年に仁木政治郎がカラマツを植林したこと、大正初期に片岡光五郎がカラマツ30~40haを植栽したことが紹介されているにすぎない。ただ大正末期から昭和初期にかけて耕境が後退したときにカラマツが植栽され、人工林がある程度集積されたようである(IVの6の項参照)。

ところで私有林の林相の状態であるが、開拓がおこなわれる前までは国有林と同様な蓄積があったと思われるが、第19表にみられるように大正の末期においてすでに鶴川町の私有林は未立木地が大半を占め、採取的林業の対象としてすでに転落してしまっているのである。また穂別町においても薪炭生産が継続しておこなわれていたので私有林の蓄積の減少が激しかったと思われる。なお鶴川流域の森林は、ナラ、イタヤ、カシワなど広葉樹の萌芽力がつよく自然力によって森林が更新され、天然の二次林が形成されることが多い。その二次林を対象にしてふたたび薪炭生産がおこなわれたようである。(石井執筆)

- 注 1) 昭和15年12月調べ「50町歩以上の大地主調査」によれば、中村平八郎の所有農地は、田畑計148.5町歩、原野39.5町歩であり、紀藤昆次郎の所有農地は、田畑計74.3町歩、原野35.5町歩である。
- 2) 三井物産は、明治44年～同45年の2ヶ年に道内各地に広葉樹林を中心に約1万2千町歩以上の山林を購入している。そのうち穂別町の山林については、「似湾山林(現在の穂別町、鶴川町、厚真町にまたがる山林)は、地元各村に於て牧場を経営するという名目で払い下げたものを譲り受けたものである。」(林業発達史調査会、三井物産株式会社木材事業沿革史、林業発達史資料第71号、昭和33年2月、p. 50)。
- 3) 穂別町 穂別町史 昭和43年3月、p. 334.
- 4) 北海道庁 百町歩以上の山林所有者 昭和3年9月、p. 45.

IV. 昭和初期から終戦まで

この時期の鶴川流域の林業生産は前期において確立をみた地域林業の構造を基本的に継承しながら、幾つかの面で新しい動きが出現し、その構造が若干変容をみた。例えば鶴川国有林における官行斫伐事業の開始であり、昭和10年代における地場資本の動きなどである。また育林生産が一定の広がりをもって展開したのも、新しい動きである。もっともこれらの動きは前期において確立をみた地域林業の基本的な構造をゆりうごかしはしなかったが、終戦による日本の社会の全体的な民主化の動きのなかで新たに展開をする経済主体の動きなのであり、戦前と戦後をとりむすぶ一つの結節点ともなる動きであると評価しうるものである。

次に地域林業にかかわる各経済主体について個別にみてゆこう。

1. 王子製紙

王子製紙は、周知のように苫小牧工場を建設した後に資本を急速に蓄積し、大正期を通じて巨大企業、独占的大企業体として成長していった。この過程について詳しくは、現代日本産業発達史 XII「紙パルプ」(交詢社、昭和42年)を参照することにし、ここでは鶴川流域の林業展開をみてゆくうえで必要であると思われる諸点についてのみ触れることにする。

まず第一に述べなければならないのは昭和8年5月に王子製紙は富士製紙と樺太工業を合併し、資本金1億5千万円、我国洋紙産額の80数%を占有する巨大独占企業体となったことである。従って当時北海道にあった富士製紙の各工場は、全て王子製紙の所有の下に入り、かつ富士製紙が取得していた国有林との年期特売の権利を全て継承したのである。

第二に王子製紙は、苫小牧工場の建設ののち、工場を樺太を中心にしながらも、朝鮮、満

第20表 地域別パルプ生産量の比率

(単位 千t)

	計		樺太 (%)	北海道 (%)	内地 (%)	朝鮮 (%)
	実数	構成比				
大正2年度	76	100	—	55.0	45.0	—
4	112	100	4.2	55.6	40.2	—
6	169	100	22.7	41.9	35.4	—
8	235	100	27.2	43.1	28.9	0.8
10	250	100	21.9	49.3	24.6	4.2
12	338	100	30.5	44.4	25.1	—
14	415	100	29.5	41.2	27.5	2.0
昭和2年度	536	100	39.4	36.2	24.4	1.0
4	619	100	44.2	31.9	21.4	2.5
6	567	100	49.8	27.4	20.1	2.7
8	614	100	46.2	29.5	21.6	2.7

赤井英夫 「北海道におけるパルプ材市場の展開過程」 林業経営研究所研究報告, 66-12, p. 24
より引用

州などの植民地を含めて全国各地に建設したことである。従って苦小牧工場は、新聞紙巻取り生産工場として特化していたので、その位置はたかかったが相対的な位置は低下をみた。その一端をみるため第20表をみると、北海道のパルプ生産量は、昭和初期を除けば一貫して増加しているのであるが、その比重は減少している。つまり大正初期には北海道は、総生産量のなかで50%以上を占めていたのに対し、大正4年に4%しか占めていなかった樺太が大正15年には32%となり、昭和2年には北海道を追い抜いているのである。

このことは王子製紙苦小牧工場の原木調達にも影響をあたえたものなので、次にそれについてみてみよう。付表2を参照されたい。昭和8年以前でもっとも一年間の原木調達量が多かったのは大正13年度であり、素材で1,126千石であった。その後王子製紙の生産の主力が樺太に移行したこと、また昭和恐慌による不況などの要因により原木調達量自体が減少し、昭和6年度には697千石となった。

そのなかで原木調達先をみると、国有林からの立木買入、つまり年期特売材が減少している。またこれに反し官斫材や一般買入材が増加し、とくに樺太の移入材が急速に増加していることは注目に値する。

ところで昭和8年に三社が合併し、王子製紙が独占企業体となったことは前述したが、昭和8年以降は、道内にある王子製紙の各工場の原木について苦小牧工場が全て掌握するに至ったので、付表2の昭和8年以降の統計は苦小牧工場だけでなく、王子製紙が道内で経営していた工場の方も含んでいる。同様に昭和8年以降の特徴をみると、総体としての原木調達量が最大であったのは、昭和17年度であり、2,629千石であった。大正期の最高時に比して2.3倍である。戦時体制期においても紙パルプ生産は増大しているのであるが、戦争が激化した昭和18年、同19年には、生産量を急減させている。

第21表 王子製紙苦小牧工場の原木入手先別の比率 (単位 %)

		大正2年度	大正13年度	昭和4年度	昭和11年度	昭和17年度	
事業 地材	立木買入	52	45	31	25	31	
	国有林						
	御料林		2	4	1	1	
	公有林	11			1	2	
	社有林		8	4	35	19	
官 斫 材	国有林		14	14	} 13	16	
	御料林						3
	公有林						1
	大学演習林						1
そ の 他	一般買入材	37	31	30	12	12	
	樺太移入材			17	13	10	
	赤松移入材						
	特殊原料材					4	
	交換益						
計		100	100	100	100	100	

王子製紙の資料より作成

そのなかで国有林からの立木買入の量は、ある程度増加したものの、比率は減少した(第21表参照)。他方社有林材や国有林、道有林などの官斫材の比重が増加している。総じて言えば原木の調達先が多様化して来ているのである。つまりこの期間の北海道林業の展開を反映しているわけである。樺太からの移入材は、昭和18年を最後にして途絶している。

次にこういった動きのなかでの鶴川流域の位置についてみてみよう。付表3を参照していただきたい。国有林等からの立木購入量は、大正中期を境にして減少していることが一目瞭然である。大正・昭和期を通じて国有林立木の購入が最も少なかったのは、昭和6年である。昭和期に入って王子製紙は、年期契約を終了したものについてはこれを更新せず、また契約続行中であつた上川、美里別、音更の国有林の年期契約を破棄するに至つたのである¹⁾。このようななかにあつても鶴川流域は、沙流川とともに払い下げ量は若干減少したものの、維持確保されているのである。まさに鶴川流域の国有林は、王子製紙の原木調達の機構のなかに明確に位置づけられているのであつた。

昭和7年以降ふたたび国有林の立木の購入量は増加したが、それは昭和初期に契約を破棄した上川、美里別、音更の国有林の再契約や、富士製紙の設定した年期特売の森林を継承することによっている。鶴川自体としては、購入量が若干増加したものの、めだつ増加ではない。つまり戦時体制期において鶴川流域のパルプ材の伐採は、急激には増加しなかつたものと思われる。

こうしてみていくと、王子製紙自体の巨大化、独占化、そしてまた原木調達機構の多様化

という動向のなかにあっても、鶴川流域は、そして鶴川流域の国有林は、その位置が低下することはあっても、原木調達機構のなかに堅固に包摂せられ、王子製紙にとって流域の重要性は不変であったのである。

次に王子製紙が行なったパルプ原木の生産面での変化についてみてみよう。基本的には、大正期に確立をみた生産方法＝専属の造材業者による請負生産には変化はないが、幾つかの面で変化がみられる。その第一は、請負業者が大正13年に関直衛右門から高谷隆造に変わったことである。その第二は、アバが鶴川町から穂別町に移転したことである。第三に伐出技術に一定の変化がみられ、いわゆる伐境が拡大し、つまり大正期の技術では伐採しえなかった森林も伐採圏に入ったことである。

これらについては、2において詳述されるのでくりかえしはさけて簡単に叙述することにとどめる。アバの移動についてであるが、現在の仁和に補助アバを作り、鶴川町に本アバを作って、流送されてきた木材を陸揚げするという形ができあがったのは明治42年であった。それ以降大正期を通じて鶴川町で陸揚げしていたのであるが、昭和初期おそらく昭和4年であると思われるが、本アバが穂別町に移転したわけである。そして補助アバを富内に作り、穂別町で木材を陸揚げするようになった。この形は、流送が終了する昭和35年まで続いたのであるが、アバが移転する契機となったのは、王子製紙による北海道鉄道会社の経営権の取得である。北海道鉄道会社の金山線(沼の端―富内間)は、大正12年に竣工をみたわけであるが、王子製紙はこの北海道鉄道会社の経営権を昭和4年に取得したのである²⁾。原木の流送による河岸決壊に対する住民の苦情が多かったので、移転を余儀なくされたようである。

伐出技術の発展にともなう伐境の拡大についてであるが、大正期から昭和期にかけての変化でもっとも大きいのは、玉びき、バチびきの本格的な導入であった。つまり以前は鉄砲でだしていた所を玉びきでだすようになり、鉄砲自体は、大沢沿いにのみ作られるようになったのである。これによって集材距離の延長が可能となり、奥地からの木材の集材ができるようになった。また、集材過程自体が自然力に極端に左右されることなく、確実になったのである。我々の調査によれば、こうした変化は、パンケシュル川に端的にみられたし、またソーシュベツ川の支流であるフンベツ沢、ホンツウシベツ沢の森林伐採は玉びき、バチびきの導入によってはじめて可能となった。

(石井執筆)

注 1) 萩野敏雄：「北洋経済史論」p. 116, 林野共済会, 昭和32年。

2) 王子製紙社史 昭和34年, p. 202.

2. 高谷木材部

明治末期から大正期にかけて、鶴川流域における王子製紙の原木生産を一手に請負っていた関木材部が、主として流送事業にかかわる負債の累積により、王子製紙との関係を店主関直衛右門の甥である高谷隆造にすべて継承したことは前述した。高谷隆造は、大正13年1月18日、関木材部から王子製紙の専属造材請負人名義および関によって選任された、たとえば高畑

留蔵，阿部栄治，田中徳治，阿部権太郎など優秀な職員10人程を合わせ受け継ぎ，現在の高谷木材株式会社の所在地である札幌市大通西8丁目に高谷木材部を創立した¹⁾。

以降，高谷木材部は，鶴川流域で約20万石，音更川流域で約10万石と，道内における王子製紙の造材請負を行なう一方，大正14年からは樺太敷香付近にも進出，約20万石の請負造材を行ない，これらは船積みされて苫小牧工場を主とする王子製紙の工場に運ばれた。そして敷香に日本人絹パルプ（昭和10年建設）ができてからは樺太で生産された原木は，ここへ運ばれたが²⁾，戦時体制下にあった昭和17年に事業は中止され，高谷木材部は樺太から引揚げている。なお，樺太での事業には，当初高谷隆造が従事したが，のちには，主として，隆造の弟であり，昭和8年隆造の死亡により店主となった高谷義夫（現在高谷木材会長）によって統轄された。このことは，それだけ樺太での事業が重きをなしたことを意味するものであろう。また昭和10年には，王子製紙苫小牧工場の要請により秋田，青森，岩手の3県で10~15万石の造材を行ない，さらに昭和13年には東北振興株式会社（のちの東北パルプ株式会社，現在は十条製紙株式会社となっている）の創立と同時にこれの造材請負人ともなり，秋田市，盛岡市，野辺地町に出張所を設け事業を拡大，そして昭和18年には王子製紙の命により南方開発のためにフィリピン，マレー，ニューギニア方面に多数の社員および労働者を派遣して造材事業を行なっている（これは昭和20年終戦とともに引揚げている）。この間，昭和6年には王子製紙苫小牧工場が生産をはじめた繊維板建築材トマテックス（現トマボード）の販売代理店ともなっている。

このように高谷木材部は，関木材部から事業を継承したのち，王子製紙の専属的造材請負人として多方面に事業を拡大，年間50万石前後の造材を行なったが，以下，昭和初期から戦前期にいたる高谷木材部によった，鶴川流域における造材事業の内容をみていくことにする。

昭和戦前期の鶴川流域における造材事業は，大正期のそれと基本的にはほとんど異なるところがない。すなわち鶴川上流域は相変わらず王子製紙の独占的支配下にあり，関木材部を受け継いだ高谷木材部によって製紙原木が生産された。その造材方法についても，一部夏山造材が行なわれるようになった等々，部分的に若干の変化はみられたが，大部分のものは冬季造材，春~夏季流送という旧来の方法がとられたのである。他の北海道における主要な国有林地帯においては，大正中期から昭和初期にかけて官行斫伐事業が開始され，それにとり資本投資としての森林鉄道の敷設は，自然力を一定程度克服することによって造材・搬出事業の安定化をはかるとともに伐出の生産力を高めたのであった。しかし鶴川流域についてみれば，昭和初期に開始された穂別国有林における官行斫伐事業も設備投資を伴わず，したがって従来の生産方法を基本的には改変するにはいたらなかった。しかも，この時期の鶴川流域において高蓄積を誇った占冠国有林は，地理的事情もあったとはいえ，国有林が直接把握するところとはならず，王子製紙の原木供給地として確保されたのである。なお，戦時体制下の軍需用材の生産にあたって，王子製紙以外の民間資本が，かつて王子製紙が独占的に支配した国有林地域へ一部

伐採に入ることになるが、これらについては別の項においてのべられる。

以上述べたように、鶴川上流域の王子製紙原木の生産地帯における造材事業は、昭和戦前期さらに昭和20年代にいたるまで、大正期のそれと基本的にはほとんど異なるところがない。以下、この点をふまえて、この時代の造材方法その他の特徴点をみてみよう。

鶴川流域における流送事業は、前述のように、その事業量およびアバの規模において、また木材の陸揚についても機械力であるロックホールの施設があったことなど北海道随一といわれたものであるが、この流送事業は戦後昭和30年代初頭にいたるまで、鶴川流域における主要な運材方法として継続して行なわれた。北海道の他の主要な林業地帯が大正中期にはじまる森林鉄道の敷設あるいは戦後急速に展開をとげることになるトラック運材の進展とともに、水運材(流送)が衰微していくなかであって、鶴川流域では隣りの沙流川とともに戦前期はもちろん戦後期の昭和30年前後にいたるまでも流送が主要な運材方法であったのである。それは、明治末期から昭和戦前期を通じて王子製紙の独占的な原木採取圏であったという事情(独占的に河川を利用したという事情)と、大正中期以降主要な採取圏となった占冠地域(地理的・地形的条件によるもの)ということができよう。すなわち、占冠地域は鶴川流域開発の初期のみならず昭和期になってからも交通手段の発達がおくれ、その経済圏は鶴川下流域よりはむしろ山越えをして空知地方と結びついていたのであり、この地域の造材物資および出稼労働者についても、戦後期にいたるまで空知まわりで入地していたのである。このような状況のもとでの搬出方法として、粗放な流送技術が、安価でより容易な方法として長年にわたって採用されたとみることができよう。

流送事業について、大正期のそれとの相違点についてみれば、まず、一時期ではあるが王子製紙によってこの事業が直営で行なわれたことをあげておかなければならない。大正13年、関木材部は主として流送事業における負債が重み、王子製紙の請負名義を高谷木材部に継承したことは前述のとおりであるが、これにあたって流送事業については王子製紙の直営となったのである。その作業組織は、関木材部のちの高谷木材部のそれが利用されたことはいうまでもない。そして昭和7年にいたって、再び高谷木材部による全面的な請負事業となっている。なお、以降の高谷木材部による流送事業にともなう赤字負債については、関木材部の時代に比して、ある程度の保障が王子製紙によって得られるようになったという。

大正期と昭和期の相違点として、つぎに、流域支流でのテッポウ出しがあまり行なわれなくなったこと、および鶴川アバが廃止され穂別に本アバが作設されたことがあげられる。これはいずれも流送による河川の欠潰問題と結びついている。造材の初期において盛んに行なわれた支流におけるテッポウ出しも、造材箇所の奥地化にともない、また、開拓の進展により上流域での定住者も増加し、欠潰防備も不十分な支流の氾濫が大きな問題となるにいたるのである。そして昭和期になってからは支流でのテッポウ出しはあまり行なわれなくなり、上流域ではたとえばトマムなどの本流筋に常設堤が築かれるようになっていく。したがって支流沿い

の奥地で伐採された材は、ときとして簡易な方法によるテッポウ水によって押し出すこともあったが、多くの場合は玉曳（一部バチ曳）によって本流筋まで搬出されている。遠いところではその距離が10 kmを超えることもあったという。穂別アバは、流送事業の当初から問題とされた下流域の堤防あるいは橋梁等の欠損による被害防止や、灌漑用堰堤築造等の要求、抗議が高まるなかで、また大正末期に鶴川から富内まで鉄道が開通したという事情のもとで、昭和4年に作設された³⁾。この穂別アバも鶴川アバとならんで本道最大のものであったといわれ、その組立用ワイヤロープは長さ210 m、径2吋～1.5吋のもの59本を用い、その他9 cmのワイヤロープ2,500本、鉄線10哩を要したという大規模なものであった。また陸揚げ装置は、戦前期においては鶴川アバと異なって機械化されず馬力を用いたが、昭和23年からはエンドレス及ウインチを備えつけ、機械力によって能率をあげたという。

なお、「北海道山林史」によれば⁴⁾、穂別アバが出来る以前においては、栄（仁湾）まで散流（管流）し、それより下流は筏流によったと記されている。しかし、われわれの調査したところによれば、栄の補助アバから鶴川の本アバまでの流送も一般的には散流（管流）によったのであり、筏に組まれたのは特殊な場合にかぎられていた。たとえば昭和初期、穂別アバが出来る直前の2年間のことであるが、濁水により滞った材を栄の補助アバで筏組にし、増水を待って鶴川まで流送したという。

流送事業は、昭和期になっても、相変わらず洪水その他による木材の損失がつづき、最も近い例では、昭和31年穂別アバが切れて約27,000石を流出している。鶴川流域において最後に流送事業が行なわれたのは、昭和35年、トマムからの約16万石であった。付記すれば、トマムから穂別アバまでの流送時間は、順調に行って約15時間であったという。

造材方法についても昭和期に入って若干の変化がみられる。流域支流でのテッポウ出しの廃止にともなう玉曳き（後期になっては一部バチ曳き）による小運搬距離の増大もその一つであるが、これらの小運搬距離の増大および資源の集約利用がすすむなかで、昭和期になって全造材量の約2割ほどが、夏山造材によって行なわれるようになったことは特筆されねばならない。北海道では、森林鉄道が敷設された地域においては、運材手段の高度化にともない昭和期に入って一部夏山造材が進展しているが、鶴川のような流送地帯において早くから夏山造材が採用されたことは注目される。われわれの調査したところによれば、夏山造材の採用は次のような理由によるものと思われる。一つは、大規模な造材事業量ともかかわって玉曳きによる小運搬距離の増大による小運搬期間の延長、したがって河岸への山土場集積が融雪時に間に合うように伐採時期が夏山化されたということであり、二つは、資源利用の集約化がすすむなかで以前には冬山造材の困難カ所として放置された、たとえば急峻地や岩山などでの伐採が行なわれるようになったことである。これらの地形での造材は夏山を適当としたことによる。このことは、鶴川に隣接する、急峻、岩石地帯の比較的多い沙流川流域において、昭和初期には、すでに過半が夏山造材によることもあったという、日高町におけるわれわれのきぎとり調査に

よっても裏付けられている。そしていま一つは、造材労働力の雇用条件にかかわるものである。造材事業が本格化し、春季から夏季さらには秋季にいたる流送関係事業も合わせて、鶴川流域における造材関係事業がほぼ通年化していくなかで、定住する専門的林業労働者あるいは長期出稼者も増えていくのであるが、これらの労働者は一方では「人夫」募集機能も果すものであったという。すなわち、通年的常用的就労を保障することによって、これらの労働者は、たとえば冬季の大量に労働力を要する時期に出身地を中心とする縁故募集の機能を担ったのである。いわば夏山造材の実施が、大量の労働力確保策の一つに位置づけられていたということである。昭和戦前期においてかなりの量の夏山造材が行なわれたことは、占冠地域に存在する古い低い伐根高や、昭和期に入って玉曳きに代る「修羅出し」の採用が多くなっていることもこれを裏付けている。「修羅出し」は、馬の上れない急峻かつ岩石の多い地形のところで丸太をならべて自重によって搬送するものであるが、これは多くの場合夏山造材で採用されたのである。

このほか、夏山造材での皮剥ぎが「ペロむき」(冬山造材では「6方むき」「4方むき」など)によったこと、造材丸太の長さが、大正期の14尺定尺から、昭和初期には11尺7寸定尺、昭和10年代以降は12尺定尺となったことはすでに述べたとおりである。

最後に、造材方法にかかわる所有道具およびその改良についてみてみよう。

占冠地域における道具類の改良は、一般に他の林業主要地域に比しておくれたように思われる。たとえば、北見地方では明治末期には改良バチが採用されているが、この地域で「バチバチ」が採用されたのは軍用材生産がはじまった昭和10年代以降のことであるといわれ、またこの「バチバチ」は製紙原木の生産というよりは占冠地域で生産された軍用材を、峠越えて金山まで運送するのに用いられたという。製紙原木の小運搬では、距離が長くなる場合、およそ4kmを越える場合には「バチバチ」が利用されている。なおその以前においても製紙原木以外の木材は、占冠から峠越えて金山あるいは幾寅方面へ出されているが、これには馬櫓が使用され、およそ10石を積んで1日1回往復であったという。

玉櫓についても、耐久力が強く、またすべりのよい鉄板裏張が用いられるようになったのは昭和期に入ってからのものであり、玉にとりつけ重ね曳きに用いられた「カブトガネ」や「ガッチャ」についても、昭和初期から10年代にかけて徐々に採用されるようになっていく。

昭和10年頃の柚夫の所有道具についてみれば、一般には、大鋸2(針、広葉樹用)、腰鋸1(玉切用その他)、サツテ、刃広、ガンタ(あるいは角まわし)、トビあるいはツルを所有し、製紙原木であるか否かなど造材木の樹種・用途別によって現場へ所持する道具を選り分けているが、鋸については戦後になって改良鋸である窓鋸が使用されている。また藪出夫や馬夫は、ドットコ(トビの大きいもの)やトビあるいはツル(木材を曳き出すにはトビが、はねあげるにはツルが有効である)を所持し、また人力用バチあるいは馬力用の玉櫓を所持していた。そしてこれらの搬出用の櫓類は多くの場合造材現場で作られたが、馬力用櫓類は頑丈で耐久性があり、

数年の使用に耐えたという。なお、終戦前後から使用されるようになった改良パチ（ハナマガリ）は、特殊なため自作不能で買入れによっている。

以上、昭和戦前期における鶴川流域での王子製紙原木の生産を担った高谷木材部の造材、流送事業を中心にみてきたが、基本的には、大正期の事業内容が継承されたのであり、明治末期から昭和戦前期を通じて事業の内容において大差のなかったことは前述のとおりである。このことは、明治期から大正期にかけて先進的林業地帯であった鶴川流域が、裏を返せば、昭和期に入って進展をみせることになる他の主要林業地帯に比して、生産規模においてはさることながら、旧来の粗放な流送事業にみられるように、その技術の発展段階において徐々におくれをとっていった時期であるということができよう。

なお、高谷木材部は戦後の昭和24年、資本金500万円で高谷木材株式会社となり、同26年には王子製紙春日井工場の新設にともない名古屋市に出張所を設置、関西、中国、四国方面でも請負造材事業を開始（注…沙流川流域の造材を担当、高谷木材とならんで王子製紙の大手請負業者である坂本木材は、春日井工場の原木を長野、岐阜方面で造材した）、同28年以降には、製材工場およびチップ工場を買収あるいは新設するなどして事業を拡大、昭和48年現在で資本金1億3千万円、事業所6ヶ所、製材工場4工場、チップ工場5工場、木材加工場1工場、営業所1所となり、職員100人、工員150人、また47年度の取扱事業量は、造材請負120,000 m³（約43万石）、原木販売（自家造材が大部分）110,000 m³（約40万石）、製材販売33,000 m³、チップ販売75,000 m³その他となっており、年商約45億円の大きさにのぼっている⁵⁾。

（和 執筆）

注 1) 高谷木材株式会社「会社概要」。

2) 林野庁「北海道における素材生産構造」p. 60-61, 昭和34年。

3) 北海道「北海道山林史」p. 950, 昭和28年。

4) 同3), p. 949.

5) 同1)

3. 造材業・製材業

(1) 流域の林業生産と造材業

昭和期に入ると、第1次大戦後の不況期にひき続く昭和恐慌と慢性的な不況のなかで道内の造材業、製材業は、著しく停滞した¹⁾。そうした一般的な状況のほかに、内地府県を消費市場としていた道産広葉樹材は、昭和期に入って増加した南洋材の輸入に大きな影響をうけた。昭和5年321千石、同7年434千石、同10年1,661千石と、とくに昭和7年以降急激に増加した南洋材の輸入は、内地市場において原木の供給構造の変化に対応した結果であり、「北洋材を製材していた港湾地帯の製材工場が原木に不足して代替材の必要にせまられた。この代替材としてクローズアップしたのがラワン材²⁾であった。

こうした状況の変化に対応して、昭和8年6月に北海道木材業連合会は、北海道庁長官に「林産物規格制定並びに道営検査機関設置の請願書」を提出した。これは、南洋材の輸入をめ

ぐる抗争で従価約1割の関税の設定という所期の目的を達成した道内木材業界が、ついで道庁に道営検査の制度化を要請するものであった。この請願書のなかで「道産濶葉樹としてはその品位を高め失墜した声価の挽回並びに用途減退の恢復を図るべき諸種の案件あるべきを信じ申候 即ち現在 イ. 内地市場に移出せられる濶葉樹の造材方法が著しく低下し居ること。ロ. 其の一本平均石廻りが小となりたること。ハ. 其の品質が南洋材に比し著しく低下して居ること。」³⁾ という記述にみられるように大正末期から道産広葉樹は、内地市場で規格の不統一性、品質の不良性などによりしだいにうとんじられ、その生産量も減少していた。

流域の林業生産の停滞もこうした変化に基本的に規定され、たとえば穂別町各駅の木材取扱量は、昭和3年の5万7千トンから昭和8年の3万トンに減少し、また薪炭取扱量においても同3年の1万8千トンから同9年には7千トンへと減少するといった状態であった⁴⁾。

同流域で林業生産低落の最も著しいのは鶴川町であり、昭和期に入ると森林資源の枯渇からその生産量が急激に減少し、昭和6年以降同20年代に至るまで用材生産は皆無であった(第22表参照)。明治末期から大正期を通じて天然林の徹底的な利用形態である製炭材生産まで含めた採取林業生産のなかで、鶴川町は、林業生産の場を根底から破壊し尽した。昭和期に入って

第22表 大正15年～昭和10年鶴川町林産物生産量

	用材 (石)	薪材 (棚)	木炭 (ヅ)	しいたけ (斤)
大正15年	36,150	27,500	1,925,000	200
昭和2年	21,000	3,000	1,443,750	250
5	6,850	1,100	38,700	85
7	—	3,300	214,200	—
9	—	3,000	85,300	—
10	—	2,880	17,800	—

注) 昭和7年は「昭和8年版鶴川村要覧」
それ以外の年度は鶴川町史 p. 564

からの林業生産の停滞は、穂別町においても同様であった。しかしながら大正12年に金山線の開通という原木輸送手段をあらたに与えられた同町では、昭和期に入ってから森林資源の枯渇のみられた鶴川町の林業生産とはおのずと異なった条件のもとにあった。

この期の穂別町の林産物生産量は、第23表に示したとおりである。角材は、年度によりかなりの変動を伴うが2万石から4万石の生産量であり、また昭和恐慌期の生産量の減少も読みとれる。普通丸太は、3年以降減少し1万石水準に停滞している。薪炭材は、3年の5万4千石から2万石水準へと減少し、ここにおいても恐慌期の減少は顕著にみられる。穂別町では、針葉樹であるパルプ材生産に比べ、角材、丸太、鉄道用枕木、薪炭材など広葉樹の造材生産が圧倒的に多かった。造材業者は、王子製紙の専属請負業者の高谷木材のほかに年間5百石以上の取扱量をもつ業者が昭和7年には12業者を数え、その造材規模は500石～1,000石が6業者、1,000石～3,000石が1業者、3,000石～5,000石が3業者、5,000石以上が1業者となっていた⁵⁾。

占冠村では、高谷木材によるパルプ材生産が、林業生産のほとんどを占めており、たとえば昭和7年にはパルプ材5万5千石、角材、丸太950石、枕木100石、柁材350石⁶⁾とパルプ材生産以外にみるべきものがなく、角材、丸太などの生産は総生産量の1割にみえないほど僅

第23表 昭和3年～9年穂別町林産物生産量

	角材 (石)	普通丸太 (石)	薪炭材 (石)	製紙原料 (石)	その他用材 (石)	鉄道枕木	木炭	椎茸 (斤)
昭和3年	20,230	31,570	54,032	25,900	—	8,460石	3,695,320 ㍈	359
5	48,800	11,810	40,475	—	—	6,820石	2,605,362 ㍈	321
7	18,420	12,760	23,040	28,600	—	25,600丁	825,130貫	345
9	43,200	11,820	24,250	10,800	3,900	25,500丁	1,402,400 ㍈	420

注) 昭和7年は「昭和8年版穂別村勢一斑」
その他の年度は穂別町史 p. 325.

少であった。

(2) 製材業

この期の製材業は、他の林業生産と同様に停滞し、さらに工場数においてもその原木消費量においても縮小傾向を示した。

流域各町村の製材工場数、原木消費量は、第24表に示したとおりである。大正中期から増加しはじめた製材工場数は、大正14年には7工場を数え、昭和5年まで同数の工場を維持した。しかしながらその原木消費量は、大正14年の5万石から昭和期に入ると2万2千石～3万8千石規模に減少し、さらに昭和6年以降の製材工場数の減少、原木消費量の減少をみ、同10年には3工場、原木消費量2千m³と、大正14年にくらべ工場数で43%、原木消費量で14%にまで減少した。こうした流域の製材業の全体的な縮小のなかで、鶴川町、穂別町、占冠村それぞれについて若干の差があり、穂別町の昭和5年までの工場数、原木消費量の増加は特徴的である。

つぎにこれを製材工場動力数、職工数と関連させてみると、まず工場動力は蒸気機関によるものがほとんどであり、水力利用、発動機などを利用したものが少なくなった。流域全体の

第24表 昭和元年～11年鶴川流域の製材工場数と原木消費量 (単位 石)

	鶴川町		穂別町		占冠村		計	
	工場数	原木消費量	工場数	原木消費量	工場数	原木消費量	工場数	原木消費量
昭和元年	2	11,676	3	16,100	2	445	7	28,221
2	1	6,500	3	21,600	3	820	7	28,920
3	1	3,250	4	18,000	2	835	7	22,085
4	1	5,000	4	31,850	2	985	7	37,835
5	1	3,000	4	32,393	2	988	7	36,381
6	1	10,000	2	7,300	2	1,220	5	18,520
7	1	3,600	1	3,670	2	1,080	4	8,350
8	1	5,500	1	2,500	2	950	4	8,950
9	1	5,508	1	3,312	2	1,048	4	9,868
10	1	5,544	1	1,008	1	1,620	3	8,172

注) 昭和元年から昭和10年の国有林事業成績の製材業者より作成

馬力数は、昭和元年 193 馬力から同 5 年の 215 馬力へと増加するが、同 10 年には 75 馬力と大正 7 年段階の動力数にまで減少した。また大正末期以降昭和 5 年までの穂別町にみられる工場数の増加は、馬力数 20 馬力以下の小規模な工場数の増加であり、同 6 年以降ほぼ全

第 25 表 昭和初期類型別製材業の比較

	昭和 4 年		昭和 10 年	
	「企業的」 製材業	家族経営 的製材業	「企業的」 製材業	家族経営 的製材業
工場数	3	4	1	2
原木消費量(石)	23,850	13,985	5,544	2,628
出力馬力数(馬力)	150	63	20	55
職工・人夫数(人)	37	13	6	8

注) 国有林事業成績の製材業者より作成

層的に、階層間の差なく減少した。これを大正期の項と同様に「企業的」製材業、家族経営的製材業に類型化して昭和 4 年と同 10 年とを比較すると次のようなことがいえる(第 8 表、第 25 表を参照)。大正期には「企業的」製材業、生業的製材業ともに増加し、なかでも「企業的」製材業は、原木消費量、出力馬力数、職工、人夫数で全体の 7 割強～8 割強を占めていたのであるが、昭和元年から同 5 年までの間に 6～7 割と若干減少した。さらに工場数が半数以下に、その原木消費量がピーク時の 1 割程度にまで減少した昭和 6 年以降においては、「企業的」製材業、家族経営的製材業をとわず全層的な没落を示し、昭和 10 年には流域各町村に 1 工場ずつの製材業をみるにとどまった。

このように流域の製材業は、昭和恐慌期に入ると急速な縮小、全層的没落を示し、昭和 6 年の満洲事変を契機とし軍事関連産業を基調とする経済の拡大展開にも対応しないままに推移した。流域の地場資本のなかで準戦時体制下の経済基調の拡大に対応しつつ展開したのは、製炭業、造材業であった。

(3) 戦時統制期

昭和 12 年の日華事変を契機とし日本経済が本格的な戦時経済体制へ突入するとともに木材は、軍事資材として、また軍事関連産業の原材料として重要な位置を占めることとなった。その歴大な軍需用材⁷⁾の生産、流通を円滑に遂行するために木材の生産統制、流通統制の機構が急速に整備、確立されていった。

木材の統制は、南洋材、米材の輸入統制とその配給組織の結成をうながした昭和 12 年 9 月の「輸出入品等に関する臨時措置に関する法律」に始まった。この法律にもとづき昭和 14 年 9 月に「用材生産統制規則」そして同 15 年 10 月には「用材配給統制規則」が制定された。「用材生産統制規則」は「(1) 木材生産規格を農林大臣が定める。(2) 木材の国営検査を実施する。」⁸⁾「用材配給統制規則」は「(1) 地方長官は府県内の用材配給計画を作成し、農林大臣に報告する。(2) 農林大臣、地方長官は、統制機関により木材の販売を命令することができる。(3) 輸出品材はすべて統制機関による。(4) 供出割当制度の実施⁹⁾」を定めたものであり、この両規則の制定により木材の生産、配給統制が本格化した。さらに木材業、製材業の営業を許可制にし、木材統制機関として日本木材株式会社、地方木材株式会社を設立した昭和 16 年 3 月の「木材

統制法」により、生産、配給統制機関をそなえた木材統制が確立した。

戦時統制期に鶴川下流域では民有林資源の減少と規格の統一された軍需用材を中心とする木材増産の要請のなかで零細な造材、薪炭業者、製材業も国有林材の売払をうけるようになった。それ以前の北海道の国有林材の売払いについては、明治35年の「北海道国有森林原野特別処分令」に典型的にみられるように、紙パルプ資本および内地資本により経営された木材加工資本に集中し、大正中期以降その数を急激に増加させた地場の製材工場など零細な木材加工資本への売払いは少なかった。とくに鶴川流域では、その流域の中流部以上が紙パルプ資本により独占的に掌握されていたため、戦時統制期に入るまで地場の零細な製材工場など木材加工資本への国有林材売払いは全くといっていいほどなかった。

これら零細な地場資本は、昭和12年に始まる木材統制の進行のなかで生産、流通の両面から国家みずからの手で組織化されることとなった。昭和16年の「木材統制法」の公布とともに、日本社を頂点とし、その具体的実行機関として各都道府県に地木社が設立された。そして地場の零細な製材業、造材業の営業は、許可制になるとともに統廃合を強制されたうえ地木社の一員として生産、流通統制機構の中に組織された。このように戦時統制期に入ってから始めて地場の製材業、造材業は、国家政策の俎上にのせられ、軍需用材を中心とする木材増産の国家的要請のなかで国有林からの立木処分をうけるようになった。木材統制期の国有林材の売払いは、昭和14年以降統制の解除された昭和25年まで「供給は切符による配給制であり、価格は公定価格によっていたので、国有林における売払もすべて随意契約によって行なわれていた。」⁹⁾ 地場の製材業が、戦時統制期に入ってから国有林の立木処分をうけるようになった事例については、すでに津別町の製材業の史的展開を取り扱った石井寛氏の論文¹¹⁾によっても指摘されているし、鶴川の下流域においても同様であった。

たとえば、穂別町で昭和5年に独立して木挽による枕木生産と製炭業を開始し、戦後木炭生産の崩壊とともに昭和30年には製材業経営を開始するというこの流域での地場資本の一つの発展類型を示したH製材所(KK)は、戦時統制期の昭和15、16年から国有林の立木処分を受け軍用材と枕木を生産していた。その他に日華事変の翌年昭和13年に穂別町在住の造材業者として国有林事業成績には12業者が記載されており、うち6業者は少量ながら国有林から立木処分をうけてい、公的、国家的所有山林での造材生産が圧倒的に多いことを示している¹²⁾。この12業者は、同年に41,382石の造材生産を行ない、角材15,552石、丸太6,750石、枕木5,900丁を生産した。その造材規模は、年間252石から14,508石までと大きな格差があり、また年間3,600石以上の造材生産を行なう業者は4業者にすぎなかった。41,382石の造材生産を山林所有形態別にみると国有林19%、御料林21%、公有林37%、道有林12%、民有林11%となっており、国有林での造材生産は、年間400~700石程度の極めて零細な造材規模の業者に集中していた。また民有林からの造材生産が全体の11%を占めるにすぎず昭和初期の民有林中心の造材生産から、比較的奥地に存在する公的、国家的所有山林に原木を依存せざるをえないほど

民有林の荒廃が進んだことを明らかに示している。

地場の木材関連業資本として、これら造材業者の他に製材業、製炭業が存在していたがそれらは同時に造材業者、木材販売業者でもあった。製炭業者については別項で論じられるとおりである。また戦時統制期に入ってから鶴川下流域の製材業は、鶴川町1工場、穂別町1工場、占冠村1工場にすぎず、昭和16年の「木材統制法」による工場増設の制限もあって、この期昭和20年まで3工場だけであった。このように鶴川下流域の木材関連業の地場資本は、前項で述べたように昭和恐慌期の製材業の没落以降、地場で集積された資本が軍事用材を中心とする造材業、あるいは同様にこの期重要な生産物であった木炭の生産に傾斜することとなった。ここでは国有林、道有林材の地場資本への払い下げが重要な役割を果たした。そしてまた「木材統制法」による新たな製材業の成立の制限が戦時統制期の鶴川下流域の地場資本のこのような展開様相を規定づけることとなった¹³⁾。

これら造材業者を中心とする鶴川下流域の零細な地場資本は、その主要な生産品目であった軍需用材、枕木を地木社の流通機構を通じて売買したが、実質的には三井物産、三菱商事、新宮商行などの商業資本のもつ流通機能に全面的に依存していた。戦時統制期に軍部と「軍財抱合」といわれるような癒着関係のなかで重化学工業化していった三井、三菱などの財閥が、木材統制を契機として木材流通市場に重要な位置を占めたのは周知の事実であり、それら商業資本による木材流通市場、木材生産の支配、収奪は、挙国一致体制の名のもとに徹底しておしすすめられた。

(成田 執筆)

注 1) この時期の道内製材業の状態について北海道山林史に次よるような記述がみられる。

「昭和8年の調査によれば道内製材工場531カ所(内帯鋸施設は831台)で原木消費能力は692万石であるに拘わらず、約半数が休業又は半休業状態におかれるという惨状を呈した。しかし幸いなナラ材の輸出も漸次増加を示す傾向となり、かつ雑木が製材され内地市場進出をはじめるに及んで針葉樹の欠乏地方、又は資金関係等にてナラ・雑木類の賃挽業に転向操業をつづけるものが次第に増加してきたので、幾分の好転をみせたものの、原木不足、単価騰貴のため、かりに原木を得ても製品の販売上採算が立たず、半休又は全休の余儀なくしたものが少なかった。」

2) 赤井英夫：木材市場の展開過程。日本林業協会，昭和43年3月，p. 220.

3) 北海道林務部：北海道林産物検査35年の歩み，p. 3.

4) 穂別町：穂別町史，昭和43年3月，p. 327.

5) 北海道庁拓殖部：昭和7年度国有林事業成績第12次，p. 213.

6) 占冠村：昭和7年占冠村勢要覧，昭和8年8月.

7) 桑田 治：日本木材統制史。林野共済会，昭和38年8月，p. 222.

「当時(昭和15年当時……著者注)の要求量は陸軍が年間1,126万石(うち内地需要は610万石)、海軍は415万石、合計1,541万石となり、当時の全生産量の約30%を占めていた。」

8), 9) 前掲日本木材統制史 p. 438.

10) 林野庁：国有林10年の歩み，昭和32年10月，p. 102.

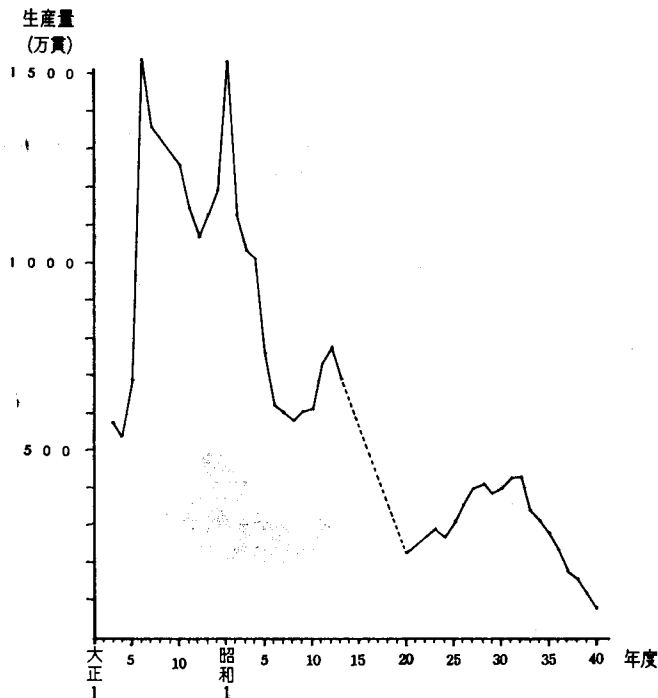
11) 石井 寛：北見地方における木材工業の展開過程 一津別町の事例より一。第82回日本林学会大会講演集，昭和46年，p. 32.

12) 北海道庁拓殖部：昭和13年度国有林事業成績，昭和15年8月，p. 430.

- 13) 戦時統制期の道内の地場資本とくに製材業は「日華事変勃発し、わが国各種産業も全能力をあげて生産に邁進するようになり、製材界も大いに活気づき、道産ナラ、セン、タモ、カベ、その他の潤葉樹の出来合製品が内地市場にも漸く進出しはじめた。ナラその他の潤葉樹は棺材、階段材、薄板、厚板、床板、小割材、角材等に製材され、挽材の内品質良好なものを外国に、その他を本土市場に輸移出した。」(北海道山林史 p. 972) とあるように内地を消費地市場とする広葉樹製材産地としてあらたな展開をとげようとする時期であった。事実、鶴川から山ひとつ越えた沙流川流域では、戦時統制期の地場資本としての広葉樹製材業の展開は明らかであり、昭和10年12工場、原木消費量43,859石から昭和14年11工場、原木消費量78,138石とその生産を拡大している。この点で、鶴川下流域の地場資本の展開は、その様相を異にしていた。

4. 木炭生産

第4図を参照していただきたい。胆振支庁管内の生産量は昭和元年の1,535万貫をピークとして、急激な減少傾向をたどって、昭和5~10年の間は60%減の600万貫前後で推移し、11, 12年に750万貫程度にもちなおすといった動向を示している。これは鶴川流域とその周辺町村以外の胆振中部・西部をも含む数値であるが、前述のように胆振支庁管内の生産量の7割までがこの鶴川流域地区で生産されており、この動向は鶴川流域地区の動向をも象徴していると言っても良いであろう。事実、各町村別の生産の動向もこれと同様の推移をたどっているのである。その後昭和13年以降いわゆる戦時体制期に入り、木炭価格の公定、製炭資材の不足の顕在化、製炭労働力不足、原木の奥地化と不足等、木炭生産をめぐる社会経済的諸条件が悪化



注 「北海道森林統計」「国有林事業成績」より作成

第4図 胆振の木炭生産量の推移

し、戦時増産奨励を行なうにもかかわらず、生産量は急速に減少する。これは鶴川流域あるいは本道のみの問題にとどまらず、わが国全国的な問題となり、政府はこの木炭の飢餓的状况に対処すべく、一方では木炭配給統制規則を設け配給統制を行ない消費を規制するとともに、他方生産地においては生産割当による増産を図るようになるのである。そこでこの一連の過程を鶴川流域について具体的にみてみよう。

まず周辺町村の動向をみてみると、安平においては昭和期に入り、一方では原木の枯渇が一層深刻化し、他方昭和5年を中心とする大不況による木炭価格の下落とにより、生産量は激減する。大正14年には231万貫、昭和元年には215万貫の生産があったものが、昭和5年には48万5,000貫、同6年には44万2,000貫へと、実に大正末、昭和初年の5分の1の生産量しか確保できなくなってしまった。この過程で安平の業者の間では倒産または原木を求めて日高ないし十勝管内池田方面への移動が激化するるのである。

同じ周辺町村でも厚真の場合、昭和期に入っても、安平のような目立った減少は示していない。前述したように厚真は大正初期のピーク時以降においても、それほどきわだった減少を示していなかった。したがって厚真の製炭は大正初期のピークを越えた後、ずっと年産200万貫前後を維持してきたのである。すなわち昭和5年には年産227万9,820貫、同10年には235万7,300貫の生産を示している。これは厚真の木炭がその初期においては炭鉱鉄道室蘭線の早来駅に向けて出荷されていたため、主に村内北部の原木を利用していたのに対し、大正11年沼の端を基点とする北海道鉄道株式会社線の開通により上厚真駅が開業し、厚真南部が開発されることによるものであろう。ちなみにこの路線は昭和18年撤去され、上厚真駅は廃止される。

以上のように昭和期に入って安平と厚真は異なった展開を示すのであるが、鶴川と穂別の場合、生産量に関してみるかぎり安平とほぼ同様の推移を示す¹⁾。第26、27表はそれぞれの村の年度別生産量を示したものである。鶴川では昭和5年にすでに激減、穂別では同7年以降減少していることがわかる。これは原木の不足とおりからの不況による木炭価格の下落によるものである。このことに関連して、鶴川流域地区の製炭原木の存在形態と、木炭価格について述べておこう。

第26表 鶴川町の木炭生産量

年 度	生 産 量 (貫)
昭 和 元 年	1,925,000
2	1,443,750
5	37,700
7	214,200
9	85,300
10	217,800

注) 「鶴川町史」より作成

第27表 穂別町の木炭生産量

年 度	生 産 量 (貫)
昭 和 元 年	2,286,800
3	3,695,320
5	2,605,362
7	825,130
9	1,402,400

注) 「穂別町史」「北海道新炭協会通信」より作成

まず原木について。北海道で製炭が開始されて以来戦前まで一般に、国有林および道有林は、製炭原木として業者に払い下げられることはほとんどなかった。したがって明治期以降第二次大戦中（昭和15年）まで、北海道の原木の90%程度までは私有林および町村有林が供給していたのである。このことは鵠川流域においても同様である。我々の調査した範囲内では昭和15年以前、鵠川流域において製炭業者が国有林・道有林から原木の供給を受けていた事実は認められなかった。その後戦時体制に入り木炭増産が叫ばれるようになるわけであるが、民有林の原木事情はさらに悪化していた。このため道庁では昭和15年、国有林および地方費林の原木を大量に払い下げ、これらの原木供給が全体のおよそ60%を占めるようになるのである。次にその私有林の内容はどうであろうか。一般に炭窯1基の償却期間は3年で、それに対応する原木林は5~20haと言われ、これが1団地として売買の最低単位となる。大規模な製炭業者の場合、200~300haの原木林を一度に購入し、これに数基の窯を入れて何年かで焼くという形もかなり多くあり、一度に購入する面積が必ずしも5~20haというわけではない。業者は原則としてこの原木林の立木を購入するのであるが、立木を含めて地盤まで購入する場合がある。これは売手側の意向であることが多く、原木購入者側は土地所有には興味を示さないのが一般的である。このようにして製炭業者は多かれ少なかれ林地の集積をするのである。前にも述べたように、一次林の伐採は、まず最初に針葉樹並びに大径木を対象とした用材生産のための造材が入り、その後残された広葉樹中小径木を炭に焼くための製炭が入るのであるが、おおむね大正期までは造材業者と製炭業者が人格的に分離していたと考えて良い。昭和期に入ると天然林の場合、造材が入り後に製炭が入るという形は同じであるが、この造材業者が同時に製炭を行なうという形がみられ、特に戦時体制期にはこの形が支配的になるようである。この場合造材業者は単に原木を提供するだけで、請負で製炭を行なうものが多いようである。造材と製炭が分離している場合、天然林の立木はまず造材業者が一括して購入し、製炭業者はこの造材業者から原木を購入するのである。鵠川流域とその周辺町村においては、大正の末期から徐々に原木としていわゆる二次林の伐採が開始され、漸時その比重は高くなる。そして戦時体制期以降、私有林からの原木はほとんどこの二次林になるのである。

次に昭和期の木炭価格について触れておかなければならない。木炭は一般に投機的な側面が比較的強いものである。それは木炭需要の季節的变化によるところが多いと言われている。しかしこの時期の木炭価格の下落は、昭和元年から7年まで続く深刻なものであった。「北海道山林史」²⁾によれば、ナラ④10貫目俵の生産者価格は、大正末期には2円以上の水準を保っていたが、昭和期に入ると下向傾向を示す。すなわち昭和元年2円31銭であったものが、同3年2円15銭、5年1円76銭、7年1円28銭と、実にこの間50%に近い値下りを示しているのである（第3図参照）。

以上のように昭和初期においては、一方では不況のため、他方では原木の不足のため、製炭業者の倒産も多く、生産量は急激に減少してゆく。これに加えて戦時体制期に入ると、包装

資材その他の製炭資材の不足、労働力不足、木炭価格の公定等により、生産条件はさらに悪化し、生産量も減少する。しかしながら、統制下の生産量を示す数字的資料が少なく、我々の調査の範囲内ではこれを証明する資料を手に入れることはできなかった。ただ鶴川町において昭和13年4,500貫、同14年8,500貫、同16年25,000貫、厚真町において昭和17年の生産の割当目標3,291,050貫、同18年同じく1,178,500貫の数字を確認し得ただけである。

ここでもう一点、鶴川流域におけるいわゆる地場資本の形成に対して、製炭資本がいかなる役割を果たしたかということに触れておこう。昭和初期の大恐慌期においては、木炭生産をめぐる社会経済的条件の悪化により、製炭業者の多くが倒産した事を述べたが、同時に一方においてはこの時期に製炭を開始した業者がみられるのである。これは鶴川流域およびその周辺町村の中では、特に穂別にみられることである³⁾。そして戦時体制期を迎え、流域あるいは町単位としても、全体として製炭業者数、生産量ともに減少するのであるが、逆にこの時期存在していた個々の業者においては、その製炭規模が大きくなっているのである。このことは戦時増産体制の中で、国有林および道有林の原木の払い下げを受け、諸条件の悪化の中でも一定の政策的保護を受けることができたことによるものと思われる。そして原木をめぐる国有林・道有林との関係のできた製炭業者は、戦後の過程で国有林ないし道有林を対象とした造材をも開始することになる⁴⁾。さらに木炭生産が崩壊する昭和30年代には、製炭部門を切り捨て、造材業者として純化するのである。逆に言えば、今日造材業者である者は、戦前に製炭を行っていたものが多く、しかもそれらの製炭は昭和初期に入ってから開始された製炭業者であることが多い。したがって、大正期の製炭を担ったグループと、昭和恐慌期以降の製炭を担ったグループとは、人格的に断層があると考えられる。そういう意味で、鶴川流域における昭和期の製炭は、特に穂別町において、地場の造製材資本の展開の足がかりになっているとみられる。

さて大正期のところで、北海道各地で木炭同業組合が相次いで設立され、鶴川を含むものとしては胆振日高木炭同業組合が設立されたこと、そして各組合間の連絡をとるものとして北海道薪炭協会が設立され、同業組合連合会を設立すべく各方面に働きかけていたことを述べておいた。この結果昭和5年5月北海道木炭同業組合連合会が設立され、十勝木炭同業組合を除く6組合がこれに加入するに至る。これにより従来各組合毎に行っていた木炭検査が連合会に移され、全道的な規格の統一が実現した。その後昭和15年に至り、道庁令第17号により木炭検査は道営に移った。この他、同連合会は東京に出張所を設け、道外の販路の拡張を図るなど、北海道木炭の発展に大きく寄与したのである。

以上のごとく昭和初期において全道レベルの組合体制が整うのであるが、同時に木炭の流通範囲やその量の拡大に伴い、流通面における組合の経済事業（事業資金の融資、製品価格の協定、その他等）の必要性が痛感されるようになった。しかしながら、重要物産同業組合法は、同業組合の経済行為を許していなかった。このため昭和7年経済行為を認めた商業組合法が公布されると、これに基づいて同業組合の地区割りとも一致するように木炭移出商組合が、また消

費地においては木炭商業組合が相次いで設立され、同業組合の不備を補うことになるのである。鶴川流域を含むものとしては、昭和9年1月胆振日高木炭移出商組合が設立されている。

しかしながらこれらの商業組合には、もとより生産者は加入することができなかった。これに対し、昭和9年以降産業組合とその系統機関が木炭の取扱いをすることができるようになると、木炭生産者はこの産業組合に加入することになる。これは製炭資金の低利融資を受けられるということとともに、製品の販売面においても産業組合の系統を利用できるというメリットがあったためである。このようにして産業組合は木炭の生産・集荷・流通の全面を把握し、支配的位置をかためていったのである。

かくして鶴川流域の製炭も、生産・流通の各面とも全道的な組織の一環に位置づけられるに至り、さらに戦時体制の中で強力な生産・流通統制の下におかれることになる。しかしながら、この時期、鶴川流域とその周辺町村の製炭はすでにその全盛期からおよそ20~25年も経過し、生産量もはるかに少なくなっていたのである。

木炭の戦時統制についてはいくつかの論文があるので⁵⁾、ここでは鶴川流域の製炭をみるに当たって、どうしても抜くことができないことについて、極めて簡単に記述するだけにとどめておこう。

昭和12年日支事変以降になると、木炭生産の背景をなす諸条件はますます悪化する。それらを列記すれば、①製炭原木の不足・奥地化、②労働力が造材その他の有利な仕事に流れたことおよび応召等による労働力不足、③戦時下のため貨車その他の輸送手段が少なくなり、輸送力が減少したことなどであるが、昭和17~18年頃になるとこれに加えて、④包装資材・その他製炭に必要な諸々の物資の不足、⑤食料不足、⑥木炭の公定価格がひき合わない程、相対的に低くなってきたことなどの問題が生じてきた。このため木炭の生産量はさらに減少することになるのである。なお木炭は昭和13年以降、公定価格が定められていた。

そこで政府は、昭和15年木炭の配給制を敷き消費統制を行なうとともに、生産割当を行なって生産を確保すべく木炭増産奨励を行なうことになる。北海道の木炭奨励に関する規則は、前述した道庁令第47号築窯補助金下付規則（大正3年、その後昭和7年に改正されている）、および道庁令第82号木炭倉庫建設奨励規定（昭和2年）の2つがあったが、昭和15年この両者を廃止し、新たに両者を含めたものとして、道庁令第110号木炭増産奨励補助金交付規定を設けている。

一方戦局が深まるにつれ、各種法令に基づき、木炭の生産・流通・価格に関する様々な統制を行なうようになってきたが、統制の機関として作用していたのは木炭同業組合・同連合会・移出商組合および産業組合（北連）であった。これらの組織は元来、それぞれの分野の組合員相互の利益を合理的に追求するために設立されたものであるが、戦時体制期に入るとともに、多かれ少なかれ統制機関として利用されるようになるのである。そして昭和16年8月になると、国家総動員法に基づく重要産業団体令が敷かれ、木炭も全国的総合的な統制の下にお

かれるに至る。さらに昭和18年には重要物産同業組合法と商業組合法が廃止されることにより、木炭同業組合、移出商組合は解散し、これに代って高度の統制を目的とした商工組合法が制定される。これによって統制経済の完成とみることができるのである。

この全国的な統制の強化に対応して、製炭を担う現地では、一町村一組合を原則として製炭業者の申し合わせによる製炭実行組合が組織された。これは木炭増産の責任体制の確立を目的としたもので、鶴川流域およびその周辺町村においても、昭和19年以降組織されている。

以上のように昭和期に入ってから、特に戦時体制期以降、鶴川流域の木炭生産は、地域的な特殊性による規定よりも、戦時体制下というわが国全体の国家的統制の規定を受けて展開せざるを得なくなるのである。 (餅田 執筆)

- 注 1) このことは鶴川町と穂別町の製炭の展開構造が同じであるということの意味しているのではない。鶴川と穂別のそれぞれの製炭業者は、昭和恐慌期以降、特に戦時体制期には若干異なった展開を示すのである。この点については後に触れる。
- 2) 北海道：「北海道山林史」。昭和28年3月、725ページ。
- 3) このことは鶴川筋では穂別町にみられるが、隣の沙流川流域の平取町ではより明確に認められる事実である。
- 4) 鶴川町では道有林を対象としており、前注の平取町では国有林を対象としている。
- 5) 小関隆祺：「北海道の木炭統制について」。昭和21年度北海道大学農学部卒業論文、赤羽 武、前掲書、長井敬一、「統制下の北海道木炭概要」、『北海道林業会報』、昭和16年1月、その他。

5. 国有林

前期の国有林の管理経営体制について簡単にまとめておくと、上流部の占冠は旭川営林区署、中流部の穂別、鶴川の国有林は室蘭営林区分署によって管理経営されていた。その諸事業のうち森林維持造成事業では天然更新が中心として行なわれ、人工造林は鶴川の国有林で大正中期に若干行なわれたものがあるにすぎない。森林伐採販売事業では王子製紙との年期特売による森林伐採がほとんどであった。従って大正中期までの鶴川流域の国有林は経営まで乗りだしておらず、単なる土地所有体にとどまっており、王子製紙への年期特売による森林伐採が中心であった。

昭和期に入って鶴川流域の国有林では官行斫伐事業が開始され、一面では用材生産における地主直営化、他面では製炭事業における寄生的な性格をもち始める。しかしこの官行斫伐事業の中の製炭事業は昭和初期に廃止され、官行斫伐事業自体も小さなものであり、鶴川流域の国有林経営を全体としてみると依然として、大正期と同様に単なる土地所有にとどまっていたと言える。

戦時体制期に入って鶴川流域の国有林は管理経営体制を再編、強化するとともに、戦時の大増伐を行なっていった。その過程で昭和初期から成長してくる地場資本との間に国有林は立木の払い下げの関係を作り、その関係を戦後に引きついで、戦後の一連の民主化政策のもとで王子製紙による鶴川流域の森林独占が崩壊するのであった。従って昭和期の国有林の展開過程

は官行斫伐事業を開始し、地主直営による資本主義化の道を進む可能性を内包しながらも、前期の性格をひきついで単なる土地所有体にとどまった時期と戦時体制のもとでその管理経営体制を再編強化し、大增伐体制をとって、地場資本との関係を徐々に作りあげてゆく時期とにわけることができる。以下においてこうした国有林経営の展開について述べることにする。

まず鶴川国有林の管理経営体制についてみてみよう。昭和3年に室蘭営林区分署が営林区署に昇格したことである。道内の国有林では第二期拓殖計画の開始とともに、営林区分署が営林区署に昇格するが、この室蘭営林区署の創設もその一環であった。この昇格にともなって後述の通り、職員数の増加が見られ、室蘭営林区署管内の管理体制が強化された。さらに戦時体制期において大增伐を行なうが、昭和17年には鶴川流域の道有地方費模範林は室蘭営林区署に合併された。そして道有林、鶴川国有林、苫小牧周辺の国有林、沙流川流域の国有林を管理経営する機関として苫小牧営林区署が新設された。しかし道有林と国有林の会計は別であった。苫小牧営林区署による管理は戦後の林政統一がおこなわれるまで続いた。ちなみに林政統一後の昭和24年に鶴川営林区署が新設され、鶴川国有林をのみ管理対象とする機関ができたのである。

上流部の占冠国有林は前期からひきつづいて昭和期に入っても旭川営林区署によって管理経営されていた。しかし戦時体制期に入って管理体制が大きく変化した。それは昭和16年に富良野営林区署が新設されて、占冠国有林は富良野営林区署によって管理されるようになった。戦後の林政統一後は金山営林区署、幾寅営林区署が新設され、占冠国有林は分割されて、両営林区署によって管理されている。いずれにしても鶴川流域の国有林では昭和初期に管理経営体制の強化がみられるが、大きく変わるのは戦時体制期であったと言ってよい。

次にこうした鶴川流域の国有林の管理経営体制の再編強化の過程を職員数、担当区の二つの側面から裏付けてみよう。昭和期についても鶴川国有林、占冠国有林について、それを管理する職員数はとることができない。旭川営林区署・室蘭営林区署の昭和期の職員数の変化をみ

第28表 鶴川流域国有林の職員数の変化

(単位 人)

区分	時 期	技 師	属	技 手	森林主事	雇	そ の 他	計
室 蘭 営 林 区 署	大正15年1月1日	—	—	5	10	3	—	18
	昭和5年1月1日	—	1	8	9	4	—	22
	〃 10年6月1日	—	1	10	9	3	3	26
	〃 14年3月10日	—	1	13	9	3	1	27
旭 川 営 林 区 署	大正15年1月1日	1	3	13	19	7	—	43
	昭和5年1月1日	1	2	16	18	5	—	42
	〃 10年6月1日	1	2	15	17	4	2	41
	〃 14年3月10日	1	2	27	19	4	6	46

注) 国有林事業成績より作成

たのが第 28 表である。室蘭営林区署は昭和 3 年の営林区署への昇格にともない、大正時代の 10 数人の水準から 20 人の水準に至り、職員数を増大させている。従って室蘭営林区署の管理体制が昭和期に強化されたと見てもあやまりではないだろう。昭和 10 年代の職員数の変化を示すことはできないが、苫小牧営林区署の新設によって鶴川国有林の管理体制が一段と強化されたことは疑いない事である。もっとも戦後の鶴川営林署の管理経営体制と比較すれば昭和期に入って管理体制が強化されたと言っても、遠く及ばないのである。なお保護区(担当区)数は大正期とほとんどかわっていない。

旭川営林区署では昭和初期には大正期の水準である 40 人水準を維持していた。そして昭和 10 年代には 50 数人となり、ここに管理体制が強化されたことが示されている。戦時体制期の職員数を示すことは出来ないが、富良野営林区署の新設によって占冠国有林の管理経営体制が強化されたことは疑いない。しかし鶴川国有林と同様に占冠国有林も管理経営体制を確立し強化したとはいえ、戦後の体制には遠くおよばないのは勿論である。保護区(担当区)数は大正期と同様で変化はない。

次に鶴川流域の国有林の施業案についてみてみよう。昭和初期は占冠国有林、鶴川国有林ともに大正期に編成された施業案によって、諸事業が実行された。大正期の施業案については前に述べてあるので、ここでは省略するが、鶴川国有林の施業案では作業種として一部分皆伐作業がとられている。そして昭和期に入って官行斫伐事業を開始するとともに、その中で製炭事業が実行されたのである。

鶴川国有林、占冠国有林では終戦までに二度にわたって施業案が編成されたのであるが、それは戦時体制期前のものと戦時体制期のものがある。両国有林の昭和期の施業案を示したのが第 29 表である。まず鶴川国有林からみると、昭和 6 年の調査によって第二次検訂案が編成され、続いて昭和 16 年の調査によって第三次検訂案が編成されている。昭和 6 年調査による

第 29 表 鶴川流域国有林の施業案

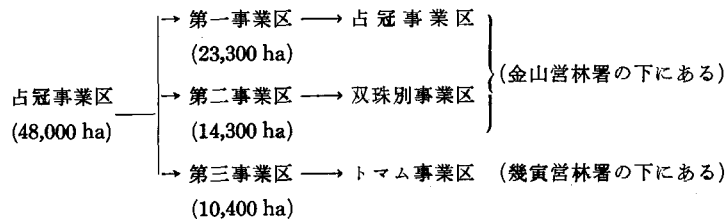
区分	施業名	調査年度	実行期間 (年間)		作業種	年 伐 量			計	
						面積 (ha)	針葉樹 (m ³)	広葉樹 (m ³)		
鶴川 国有 林	第二次検訂案	昭和 6 年	昭和 7 年	昭和 16 年	10	択伐	317.72	4,724	10,708	15,432
	第三次検訂案	" 7 年	17 年	22 年	6	"	906.75	7,465	17,255	24,550
						矮林	72.26	—	3,047	3,047
占冠 国有 林	第二次検訂案	昭和 6, 7 年	9 年	17 年	9	択伐	920.74	42,003	4,804	46,807
	第三次検訂案(第一)	" 16 年	18 年	22 年	5	"	1,066.54	35,897	12,626	48,523
	" (第二)	" 16 年	18 年	22 年	5	"	679.36	18,081	11,429	29,513

注 1) 国有林事業成績、鶴川経営区第 6 次経営案説明書、占冠第一事業区第三次検訂、第二事業区第三次検訂、占冠経営第 5 次経営案方針書、双珠別事業区第 5 次経営案方針書より作成
 2) (第一)は占冠第一事業区、(第二)は占冠第二事業区である。
 3) 面積は町歩をそのまま ha とした。換算しないのは年伐量の面積だけである。

第二次検訂案では年伐面積 317.72 ha, 年伐材積 15,432 m³ であり, 針葉樹が 30.6% で, 広葉樹は 69.4% であった。大正期の第一次検訂案に比較して, 年伐面積は拡大するが, 年伐量は減少する。その中でも広葉樹の材積は以前と同じ程度であるが, 針葉樹の年伐量が減少するのが特徴的である。作業種は大正期では前更喬林作業を中心にして一部分皆伐作業がとられ, 実質的には漸伐作業がとられたようであるが, 第二次検訂案では択伐作業がとられた。戦時体制期に入って編成された第三次検訂案では年伐面積で第二次検訂案の 3 倍, 第一検訂案の 4 倍に拡大され, 年伐材積では 24,000 m³ と第一次検訂案の水準に達した。樹種を見ると広葉樹の年伐材積が大半であった。作業種は第二次検訂案と同様に択伐作業そして矮林作業がとられた。

占冠国有林の施業案についてみてみよう。昭和初期は大正期に編成された第一次検訂案によって実行された。昭和 6 年の調査により第二次検訂案が編成され, 戦時体制期に入り第三次検訂案が編成されるが, この施業案は昭和 22 年まで実行された。ここで断っておかねばならないのは, この第三次検訂案によって占冠事業区は第一事業区から第三事業区までの三つの事業区に分割されたことである。占冠事業区の変遷を示したのが第 5 図である。これらの事業区のなかで第三事業区であるトマム事業区は鶴川流域の最上流部にあつて, ここから伐採された木材は流送されずに落合まで馬によって搬出された。そして第一事業区・第二事業区は戦後新設される金山営林署に, 第三事業区は幾寅営林署によって管理経営されるに至るのである。

第 5 図 占冠事業区の変遷



明治後期 昭和 18 年~昭和 22 年 昭和 23 年以降

さて昭和初期の第二次検訂案では年伐面積 920.24 ha, 年伐材積 46,000 m³ で, そのうち針葉樹が 90%, 広葉樹が 10% と, 鶴川国有林に比較して, 針葉樹の年伐量が圧倒的に多いのが特徴的である。第二次検訂案でとられた作業種は大正期と同様に択伐作業であった。輪伐期はトドマツ 120 年, エゾマツその他が 160 年で, 回帰年は 30 年であった²⁾。戦時体制期に入って先に述べたように占冠事業区は三つの事業区に分割されて, 第三次検訂案が編成された。第三事業区であるトマム事業区の第三次検訂案を示すことはできないが, 第一, 第二事業区の第三次検訂案についてはわかるので, 大体の傾向は把握できよう。第一事業区では年伐面積 1,066.54 ha, 年伐材積が 4,800 m³ であり, 針葉樹の年伐量が大部分占めるのは前期と同様である。しかし針葉樹が大部分占めながらも, 第二次検訂案に比して広葉樹の年伐量が多くなっているのが特徴的である。輪伐期はトドマツ 80 年, エゾマツその他は 140 年と第二次検訂案よりも低下して

いる。そして「林産物の搬出関係作業の便否」を考慮して、二つの伐採列区が設定された³⁾。

この伐採列区について大金永治氏は「……伐採列区は作業級毎に設けられ、林分配置をととのえて、皆伐作業における集中伐採を調整するのが目的」とし、「小面積皆伐作業と結合し」とされている⁴⁾。事実この事業の伐採方針として「林況ニ応ジ単木並群状ノ択伐ヲ施行」(傍点、秋林)をするものとされており、この「群状ノ択伐」は実質的に小面積皆伐に近いものであったろう⁵⁾。

第二事業区では年伐面積 679.36 ha、年伐材積が 29,000 m³ であり、そのうち針葉樹が 61% であり、広葉樹は 39% であった。そして広葉樹の年伐量が比較的多いのが特徴である。これは第一事業区よりも第二事業区が金山に近いためであったと思われる。輪伐期は第一事業区と同様に低下して、トドマツ 80 年、エゾマツその他は 120 年であった。回帰年は 30 年である。この事業区では伐採列区はとられていない。昭和初期の第二次検訂案に比して、第三次検訂案では第一、第二の事業区だけで、伐採面積が 2 倍近くに拡大されている。そして輪伐期も低下し、伐採材積も二つの事業区で 1.8 倍近くになっており、その中でも広葉樹の伐採が昭和初期に比べて多くなっている。

鶴川国有林、占冠国有林を含めて、戦時体制期に編成された施業案の特徴は著しい伐採面積の拡大と輪伐期の低下による年伐材積の増大であり、そのなかでも広葉樹を中心とした軍需用材のための大増伐のための施業案であったといっていよい。

こうした施業案のもとで展開された諸事業についてみることにしよう。

まず最初に森林維持造成事業である。鶴川流域の国有林ではこの事業のうちで天然更新のための手入事業、人工造林事業は大正期には鶴川国有林で行なわれたのみで、占冠国有林では全く行なわれていない。昭和期に入っても鶴川国有林で行なわれたのがその大半で、占冠国有林では人工造林事業は昭和 18 年に 10 ha の新植がなされたものがあるだけである⁶⁾。従ってこの期についても、前期と同様に鶴川国有林を中心にして述べることにする。鶴川国有林では森林造成事業が先に述べたように大正期から行なわれたのであったが、その大半が天然更新事業であった。昭和期に入っても、択伐作業が採用されたので、天然更新事業が中心であった。もっとも人工造林事業は前期に引き続いてこの期にもおこなわれた。

しかし統計的に鶴川流域に限って、天然更新と人工造林の事業規模を示すことができず、ただ今日成林している面積から事業規模を推定するしかない。なお昭和 17 年から昭和 22 年までの 6 年間については人工造林の事業規模を示すことはできる。これらを表にしたのが第 30 表である。ここからわかることは、昭和期の人工造林事業のピークは昭和 11 年頃で、少なくとも 40 ha をこえる事業が行なわれていたということである。植栽樹種はトドマツ、エゾマツであった。昭和初期の人工造林は「昭和初年以来鶴川本流穂別川流域の歴大な山火跡地に対し逐年行なわれてきた」とされているように山火跡地への人工造林であった⁷⁾。そして人工造林面積は「昭和 24 年度末に於て累計 1,277 ha に達した」のである⁸⁾。

戦時体制期に入ってから第31表にみるように年間大体50ha以上の人工造林事業がおこなわれた。しかし「保育事業選定樹種保残木等造林技術的に検討を要する問題」を残すとともに、戦時体制期のもとの労働力不足のために保育作業などが実行されなかったために、現在では戦時体制期に人工造林されたものは、天然林に編入され、人工造林地としては残っていない⁹⁾。なお戦時体制期の人工造林地は従来の山火跡地とともに、大増伐のために生じた伐採跡への造林が加わっている¹⁰⁾。

天然更新や人工造林以外の森林維持造成事業として防火線の設定と林内歩道の開設がある。鶴川国有林についてみると防火線では新設はおこなわれず、年平均約6km(計55km)の防火線の修理がおこなわれ、林内歩道の開設では年平均約1km(計10km)の開設がおこなわれた(昭和17年~25年までのもの)¹¹⁾。これらの事業を実行するために前期と同様、現在の担当区主任にあたる森林主事または実行員が室蘭営林区署、苫小牧営林区署から派遣された。労働力、労働組織、労働力調達機構は基本的に前期とかわりはない。ただ大正期と異なることは昭和期に入ってから鶴川国有林に林内殖民¹²⁾が設定されて、森林維持造成事業に林内殖民の出役義務を利用した新たな労働力調達機構が加わったことである¹³⁾。

鶴川国有林の林内殖民の戸数と出役状況を示したのが第32表である。戸数は8戸から10戸程度で、数はあまり多くない。また昭和13年から14年にかけて戸数が減少している。しかし1戸あたりの出役延人数は多いときで200人であり、大体1戸あたり100人前後は出役していたのである。出役した事業のうちで造林事業が大半を占め、しかも戦前期において人工造林事業がピークに達したと思われる昭和11年前後に出役延人数は最大となっている。このことから林内殖民は基本的には人工造林事業などの森林維持造成事業のための労働組織であったと言ってよいだろう。従って昭和期の森林造成事業の労働組織、労働力調達機構は大正期からひきついだものに、新たに林内殖民によるものが加わったのである。林内殖民によるものが、森林維持造成事業のうちでどの程度の比重を占めたのかを統計的に示すことはできない。しかし、鶴川国有林の林内殖民は、戦時体制期に入る直前に崩壊する。そして戦時体制期に入ってから、深刻な労働力不足におちいり、森林維持造成事業を行なう上で困難を伴ったわけである。

次に森林伐採販売事業についてみることにする。昭和期の森林伐採販売事業は明治末からの王子製紙への年期特売による立木処分を依然としてひきつぎ、その中心を占めるのであるが、

第30表 鶴川国有林の現存造林面積

植栽年度	面積 (ha)
昭和 2 年	15.43
5	14.54
7	10.93
9	35.57
10	22.46
11	40.74
12	16.29
13	3.49
14	7.00
15	10.50

注) 更新整理簿集計表(昭和47年度末) 鶴川営林区署より作成

第31表 鶴川国有林の造林事業実行量

昭和17~22年	325.14 ha
年 平 均	54.19 ha

注) 鶴川経営区第6次経営案説明書より作成

第32表 鶴川国有林の林内雇民

	貸付戸数 (戸)	貸付面積 (ha)	官 役 出 役		一 戸 当 り 出役延人数 (人)	出 役 事 業		
			人 頭 数 (人)	延 人 数 (人)		官 斫 事 業 (人)	造 林 事 業 (人)	そ の 他 (人)
大 正 13 年	5	15.0	?	?	?	?	?	?
14	5	15.0	?	?	?	?	?	?
15	10	30.0	?	?	?	?	?	?
昭 和 2 年	10	30.0	?	1,253	125.3	?	?	?
3	10	30.0	(12) 22	930	93.0	132	593	205
4	10	30.0	19	665	66.5	71	562	32
5	8	24.0	28	853	106.8	73	544	236
6	8	24.0	28	259	32.4	—	105	154
7	8	24.0	31	987	122.9	15	868	104
8	8	24.0	?	852	106.5	?	?	?
9	8	23.8	?	864	108.0	?	?	?
10	8	23.8	?	1,523	190.4	?	?	?
11	8	23.8	?	1,508	188.5	?	?	?
12	8	23.8	?	1,680	201.0	?	?	?
13	7	20.8	?	1,149	163.6	?	?	?
14	3	9.0	(3) 6	1,375	458.3	281	1,094	—

注 1) 国有林事業成績より作成

2) ()内は二つ以上に出役したものを示す。

3) 国有林事業成績第6次(大正15年)まで鶴川事業区で出てくるが、これ以降は室蘭営林区署として出てくる。

昭和期の特徴として官行斫伐事業の開始がある。この官行斫伐事業は鶴川国有林で行なわれたのであり、占冠国有林では実施されなかった。官行斫伐事業量の推移を示すと第33表の通りである。

鶴川国有林の官行斫伐事業は事業量の大きな時で6,958 m³であり、北海道国有林のそのなかで占める比重は1~2%であった¹⁴⁾。しかし、鶴川国有林の官行斫伐事業は著しい特徴をもっている。

それは第33表にあるように官行斫伐事業のなかで製炭事業が昭和初期からはじまっていることである。この製炭事業は昭和7年でその姿をけすのであるが、戦前期の北海道国有林の官行斫伐事業で製炭事業がおこなわれた中でも、鶴川国有林のそれは大きなものであった。製炭事業の実行形態は企業製炭を行なう製炭業者に請負わせ、請負業者は焼子を使って製炭し、製品を国有林に納入するという形で実行した。鶴川国有林の官行斫伐は昭和初期から昭和7年まで製炭事業と広葉樹の用材生産を行なったが、昭和5年以降は広葉樹を主体とし針葉樹を含めた用材生産ということで進んだ。従って昭和初期から昭和8年までは鶴川国有林の官行斫伐事業には二つの異った性格のものがあったといえる。一つは製炭事業である。それは製炭業者を媒介とする小商品生産者に寄生したものである。もう一つは用材生産における地主直営とい

第33表 鶴川国有林の官行斫伐事業

	資 材			製 品			
	針葉樹 (m ³)	広葉樹 (m ³)	計 (m ³)	丸 太 (m ³)	角 材 (m ³)	木 炭	そ の 他
大正14年	—	1,430	1,430	—	—	4,657 俵	—
15	—	5,347	5,347	95	60	—	—
昭和2年	—	4,986	4,986	—	—	4,371*	—
3	—	4,347	4,347	171	1,078	14,678	—
4	—	6,958	6,958	396	163	10,470	—
5	—	5,345	5,345	244	1,091	12,136	—
6	—	2,250	2,250	547	37	88 貫 45,040*	—
7	510	2,822	3,332	1,166	229	46,190	—
8	938	4,940	5,868	3,172	49	—	枕木 431 丁
9	785	4,936	5,721	3,172	19	—	枕木 643 丁
10	346	3,806	4,155	2,186	—	—	枕木 358 丁 盤木 52 枚 小角 208 本
11	347	2,709	3,056	1,496	—	—	枕木 183 丁
12	822	4,921	6,151	2,705	—	—	—
13	662	2,209	2,871	1,753	—	—	—
14	505	2,491	1,433	—	—	—	36 m ³

- 注 1) 国有林事業成績より作成
 2) *印は年度内未完了を示す。
 3) 少数以下は切り捨てた。

第34表 鶴川国有林官行斫伐事業の労働力と賃金

	伐木造材	貯材	運搬	馬搬	
昭和13年	人頭数	14(4)人	10(7)人	14(6)人	
	延人数	471人	221人	325人	
	平均賃金	3.04円	7.06円	6.26円	
昭和14年	人頭数	16(4)人	8(4)人	13(3)人	13(3)人
	延人数	357人	79人	699人	270人
	平均賃金	4.53円	2.92円	3.40円	10.43円

- 注 1) 国有林事業成績より作成
 2) 昭和13年は運搬と馬搬の区別がない。
 3) ()は官行斫伐事業のうち、伐木造材と馬搬などに重複して出役した人頭数、あるいは官行斫伐事業以外の事業に重複して出役した人頭数である。

う性格である。用材生産の労働組織を示すことができないが、高谷木材の労働組織と同様に、組頭制を基本とする前期的労働組織であったと考えられる¹⁵⁾。昭和13年、昭和14年のものであるが、官行斫伐事業の労働力の人頭数、延人数および平均賃金を示すと第34表のとおりである。

鶴川国有林で以上みて来たような官行斫伐事業が昭和初期から展開されるが、占冠国有林

を含めて鶴川流域の国有林全体としては、依然として王子製紙への年期特売が中心であった。なお王子製紙の鶴川流域の国有林からの立木払い下げ量は附表3の通りである。このほかに昭和期に入って地場資本の成長とともに国有林と地場資本との関係が生じてくるが、戦時体制期に入って軍需用材生産のための大增伐体制のなかで、その関係が明確に作りだされたのである。

最後にこの昭和期の国有林経営の特徴をまとめてこの項を終えることにする。

昭和期の鶴川流域の国有林経営は大正期からひきつづいて、管理経営体制を再編強化してゆくが、その特徴は第一に森林維持造成事業では大正期の労働組織、労働力調達機構のほかに、新たに林内殖民を設定し、土地所有を梃子とした森林維持造成事業のための労働組織、労働力調達機構を作りあげたことである。第二に、官行斫伐作業を開始したことである。北海道国有林の場合、官行斫伐事業は用材生産であって、これとともに、地主直営化を開始する。

鶴川国有林の場合用材生産とともに薪炭生産があった。しかし製炭事業は昭和8年に姿をけし、それ以降は用材生産だけとなる。従って鶴川国有林の官行斫伐事業には二面的な性格があり、製炭生産における寄生的な性格と用材生産における地主直営としてのそれである。昭和8年以降製炭事業はなくなり、地主直営が戦後にひきつがれ、地主直営による資本主義化の道を進んだ。しかし地主直営化は鶴川国有林の一部にとどまり、占冠国有林を含めた全体としての鶴川流域の国有林は前期以来の単なる土地所有体としての性格を色濃く保持していたのである。そして戦時体制期の大増伐のもとで鶴川流域の国有林は成長してくる地場資本との間に関係をもち、それが戦後段階において発展し、鶴川流域の国有林の王子製紙による独占的支配を打破する原動力の一つとなったのである。 (秋林執筆)

- 注 1) 道有林50年誌 北海道, 昭和31年, p. 233.
 2) 富良野営林区署占冠第一事業区第三次検訂施業案説明書, p. 24.
 3) 前出2), p. 32.
 4) 大金永治: 林業経営論. 日本林業調査会, 昭和45年, p. 134.
 5) 前出2)
 6) 占冠村史 昭和38年, p. 653.
 7) 鶴川経営区第6次経営案説明書, p. 149.
 8) 前出7), p. 148.
 9) // p. 150.
 10) // p. 148.
 11) //
 12) 北海道の林内殖民制度について次の文献を参照されたい。
 有永明人: 北海道における元林内殖民の実態調査報告. 第77回日林講, 昭和41年.
 有永明人: 北海道における大山林経営の展開と林内殖民制度. 第84回日林講, 昭和48年.
 小鹿勝利: 北海道大学雨竜地方演習林の林内殖民制度について. 演習林業務資料13号, 北大演習林, 昭和43年.
 13) 北海道国有林野貸付及使用規則取扱手続(昭和4年5月26日訓令第25号)の第一号様式に8つの心得がある。その6項目に「森林経営上必要アルトキハ借受人ノ以テ雇傭ニ応スル義務アルモノトス(本項ハ林業夫ニ耕作ノ為苗圃及防火線保護ノ為貸付タルモノニ適用ス)」(ここでの林業夫は林内

殖民と考えてよい……秋林) とあるように林内殖民には出役義務があった。

- 14) もち論、生産物が異なるから生産物では比較できない。ここでは生産物を生産するための資材、つまり立木をもって比率としている。
- 15) 隣接する沙流川流域では官行斫伐事業は昭和初期の数年間行なわれたが、その山頭を勤めた人は坂本組の下請業者であった。沙流川流域と同様に鶴川国有林の官行斫伐のための労働組織も王子製紙の下請業者を基礎として編成されたものと思われる。

6. 私有林

私有林の所有構成は、IIIの6で触れたように大正期において現在の林野所有の基本的枠組みが決定されたのであるが、昭和恐慌の過程でそれは若干の変容をみた。

土地台帳をみた限りで特徴的なのは、この時期に薪炭業者や造材業者が所有山林を手ばなしていることである。その事例をみると、例えば現在(昭和49年)穂別町で蔦森春明氏が所有している山林228町歩のうち120町歩は、大正14年に小樽市の北日本薪炭KKが取得したものであり、それが昭和5年に新谷商事KKに所有権が移転し、昭和12年に蔦森氏が購入しているのである。また昭和33年に三井物産の所有になる891町歩の山林は大正8年に門別町の木材業富本朝二が国から払い下げをうけたのであるが、その山林を昭和初期に売り払っているのである。

これらを見ると、大正期において展開をみた薪炭業者や木材業者は、原木を購入するときに、土地付きで購入することがあり、事業を拡大するなかで土地を集積したのであるが、昭和恐慌期において経営がゆりうごかされた結果、所有山林を手離したものと思われる。また、この時期に王子製紙は穂別町で山林を取得している。どのような職業の人から購入したかは明らかではないが、昭和8年に稲里、安住地区で220町歩の山林を取得しているのである。

こうした動きがみられるのであるが、大正期に形成された林野所有の構成をつきくずすものではなく、かえって一層大山林所有者の比重を高かめる方向に作用したのである。

育林生産についてであるが、第35表を参照していただきたい。この表は、昭和初期の鶴川流域の民有林の林相を示したものである。人工造林面積が流域全体として402町歩存在しており、昭和初期において萌芽的なものとはいえ、人工造林地が流域にある程度集積されている。我々の調査では、この時期の人工造林についてはほとんど聞き取り調査をすることができなかつ

第35表 民有林林相別面積

(単位 町歩)

	針葉樹林	広葉樹林	針広混交林	未立木地	計	人工造林地
占 冠 村	177	2,795	0	1,706	4,678	177
穂 別 町	32	10,466	0	1,641	12,139	32
鶴 川 町	182	6,876	0		7,058	193
計	391	20,137	0	3,347	23,875	402

北海道庁「北海道造林奨励基本調査表」昭和11年より作成

だが、それはおそらく全道的な傾向と同様に、耕境の後退に伴う植林転用、農荒地造林であったと思われる。

第36表は、地域森林計画書から作成したものであるが令級をさかのぼれば植栽年次を知ることができる。31～35年生のものは昭和12年から同17年にかけて植栽されたものであるが、この表によれば、戦前期においてもっとも人工造林がおこなわれたのは昭和12年から同17年、つまり昭和10年代の前半であることがわかる。1年間に流域全体として40 ha程度の植栽である。

また、三井物産の所有する山林についてみると、社有林に人工造林をはじめたのは昭和18年である。昭和18年の人工造林面積は、トドマツ0.96 haである。その後昭和20年から同25年までの人工造林はみられず、戦後昭和26年から再度人工造林が開始された(第37表を参照のこと)。したがって、三井物産の場合、山林取得時からこの期にかけて35年間ぐらひは、専属の業者に薪炭原木を払い下げることがあっても、積極的に森林経営をおこなうことはなかったようである。昭和10年代後半に入ってようやく伐採跡地に人工植栽することがおこなわれるようになり、森林に資本を投下しはじめたのである。この造林は、専属の造材、製炭業者に請け負わせて実行したものである。

第36表 一般民有林の年齢別人工造林面積

(単位 ha)

	計	鶴川町	穂別町	占冠村
1～5年生	2,203	515	1,367	321
6～10	2,588	770	1,818	343
11～15	2,175	818	944	413
16～20	1,681	487	1,019	175
21～25	366	104	228	34
26～30	95	18	74	3
31～35	196	19	81	96
36～40	2	0	2	0
41～50	0	0	0	0
計	9,306	2,736	5,537	1,388

地域森林計画書(1974年)より作成

第37表 三井物産の人工造林面積

(単位 ha)

	昭和18年	19年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
人工林面積	0.96	—	—	—	14.49	9.30	27.97	64.21	67.61

注) 三井物産林業株式会社資料 昭和30年度までの面積
似湾山林、穂別山林の合計人工林面積

こうして民有林の人工造林は、大正末期から昭和初期の萌芽的な段階をへて、昭和10年代において一応の地域的なひろがりをもって展開したのであった。しかしながら戦時体制に突入するなかで、その展開の芽も封じられてしまうのである。(石井執筆)

V. おわりに

これまで鶴川流域の林業生産の展開過程を可能な限り事実即して、実証的にみて来たのであるが、以上の展開過程をふまえて幾つかの諸点について考察を加えたいと思う。

我々が第一に確認しなければならないのは、林業生産の基底である森林の構成状態をふまえて分析がなされなければならないということである。林業生産は一般の工業生産とは異なり、労働対象としての森林の存在状態によって第一義的に規定をうける。まさに森林が林業生産の基底であると言わなければならない。鶴川流域で資本が生産対象とした森林は針広混交林の天然林であった。流域の林業生産は自然力によって与えられた針広混交林の天然林を物質的基盤としておこなわれるのである。戦前期に限ってみると王子製紙——針葉樹——国有林——上流部、三井物産、造材業、製炭業——広葉樹——下・中流部という生産対象となる森林の相違による区別が生じている。つまり森林の資源構成の相違によって、性格を異にする経済主体が生産を担い、流域の林業生産が展開するのであった。

第二に王子製紙は鶴川流域の森林資源を独占的に把握し、かつ資本主義的な林業生産の体制を作りあげたのであったが、戦前期に限って言えば、森林資源の独占は明らかに限定されていた。独占的に把握し、支配したのは針葉樹資源であったのであり、国有林の管理する森林であった。下・中流部の民有林や国有林の広葉樹資源は王子製紙の支配の枠外にあった。民有林は王子製紙とはほとんど関係をもたない諸資本によって林業生産が営まれていたのである。ちなみに王子製紙が流域の広葉樹資源を把握しはじめるのは昭和20年代後半以降のことである。

第三に王子製紙がこの流域で作らだした林業生産の体制をどのような性格のものとして規定するかである。これまで文中のなかで何度となく触れて来たように、王子製紙は国有林との年期契約をもとに専属の造材業者に伐木造材、集材、流送、陸揚げの過程を請負わせ、一年間に10数万石もの木材を鶴川流域で生産、調達して来たのである。専属の造材業者はその雇用は季節的であったが、数百人にものぼる労働者を雇用し、この労働過程を実現させて来たのである。我々は王子製紙が作りだし、現実に数十年間継続されたところのこの林業生産の構造を資本主義的なものとして、資本主義的な林業構造として規定しなければならないと思う。少なくともそれは農民的な林業ではないし、地主的な林業ではないことはこれまでの叙述によって明らかであると考えられる。そして資本主義的な林業構造という規定では概括的すぎるとすれば独占資本的な林業構造であると再規定してもよいと思う。

とはいえここで実現し、維持された林業構造、その林業生産の様式は近代化されたそれでないことも事実である。専属の造材請負業者自体人夫供給請負業であったこと、労働組織が組頭制によっていたこと、労働力も東北や地元の農民であったこと、そして伐出、流送の技術は内地で発達した在来の技術に基本的に依存していたことなどにそれがあらわれている。すなわち独占的大企業体である王子製紙が古い諸関係を近代化することなく、前近代的な諸関係を利用し、それを王子製紙の独占資本的な蓄積メカニズムの中に定置し、編成して来たのであった。

第四に鶴川流域にこうした林業構造が形成された根拠・背景にかかわる問題である。ここでは一般的にそれを述べれば、鶴川流域がそして当時の北海道がそうであったように、「独占」

規定と「辺境」規定の二重規定を受けていたからにはかならない。鶴川流域の林業は、日本資本主義が産業資本主義段階から独占資本主義の段階へ急速に移行する時に、また内地府県において資本が蓄積され、独占の大企業が出現し、殖民地へ資本が進出しうる条件が形成された時に、開始しているのであった。そして当時の北海道は開拓が進行していたとはいえ、資本や労働力が不足している資本主義の「辺境」としてあった。それ故にこそ国有林は資本を吸引するために、資本を優遇する販売方針をとらざるをえなかった。また「辺境」であったが故に、王子製紙は地域住民からこれといった抵抗を受けることなく、流域の森林を支配することができたのであった。

第五に地場資本の問題である。関木材部や高谷木材も地場資本であるが、性格が異なるのでこれを除いて述べる。地場資本形成の契機は三井物産によって与えられた。三井物産は王子製紙に一步先じて鶴川流域に進出したので、三井物産から資金的な援助を受けたり、取り引き関係を持つことにより、地場の造材業は形成をみた。製炭業者は三井物産や王子製紙などの中央資本とは関係をもたずに成立した。そして大正期に入って鶴川の下・中流部の民有林の広葉樹を対象に、地場資本は造材業、製炭業として展開した。我々はここに王子製紙の森林資源支配下における地場資本の形成と展開をみるのであるが、王子製紙と地場資本は競合することなく、流域において併存していたのである。ただ地場資本の展開が中央資本の進出に遅れたこと、そして地場資本が中央資本によって作りだされたところに、さらに地場資本が針葉樹資源からしめだされていたところに順調なる林業の資本主義化をたどった地域、地帯とは異なった、「独占」規定と「辺境」規定の二重規定を受けた流域の林業展開の特殊性を見出す。

地場資本は下・中流部の民有林を生産対象としていたが、民有林の森林資源の枯渇にともない、その存立基盤はせばまった。この時期が昭和恐慌期と合致していたので、多くの地場資本は振りおとされ、倒産を余儀なくされた。しかし昭和10年代に入って地場資本は新たに展開をとげる。残存していた民有林とともに国有林を生産対象にしはじめる。しかしそれは極めて転倒した形で実現した。つまり国有林が戦時の大増伐をおこなうために、地域にある、また道内にある全ての林業の生産諸力を動員せざるをえなかったために、王子製紙の作りだした生産体制とともに、地場資本のもつ生産能力を利用せざるをえなかったのである。戦時体制期のなかで国有林は地場資本に立木を払い下げることによって増伐を実現したのであった。戦時体制期の国有林の伐採量は全体としても急増しているが、なかでも広葉樹の増加がいちぢるしい。王子製紙への払い下げは微増にとどまっておき、それらはきわだった対照をなしている。

最後に戦前の林業構造と戦後の林業構造との結節点、媒介の問題である。鶴川流域の戦前期の林業構造は基本的に大正期に確立をみたと言ってよいのであるが、昭和期に入って幾つかの新しい動きがみられる。一つに鶴川国有林の官行斫伐事業の開始である。ここに戦後において全面化する林野所有二森林経営体としての転化の始点をみる。また萌芽的なものとはいえ、育林生産の開始がある。こうして昭和期に入って、戦後において明確に展開をとげるものの萌

芽的な動きがより明確になるのは、昭和10年代つまり戦時体制期である。

国有林という林野所有体の森林経営体化、育林生産の地域的な広がりをもった一定の展開、そして地場資本の新たな展開と国有林との木材の払い下げ関係の樹立等々である。ここに至り、戦前と戦後とを結節する戦時体制期分析の重要性に気付くのである。ちなみに鶴川流域の戦後の林業構造とは、戦後における日本の社会の一定の民主化のなかで、国有林の全面的な森林経営体化、地場資本の「自立的」展開、農民的な育林生産の進展という動きのなかで、再建強化した王子製紙を中心とする紙パルプ諸資本による、個々のこれらの経済主体に対する近代独占的な系列支配関係の樹立と再編としてこれを把握することができる。(石井執筆)

Summary

The aim of this study is given in the analysis concerned with the development process of forestry in the Mukawa watershed before World War II. This study was carried out by five research workers.

1. Before 1907

As the amount of cutting trees in order to cultivate during this period was confined to the small scale, the commodity production was not recognized remarkably.

2. 1907-1925

During this period, the forestry production in this watershed began to flourish. The Oji Paper Co. Ltd. made a contract with the national forest and gain regularly pulp raw material. Since then, this raw material was under the exclusive control of this paper company. On the other hand, the small makers in private forests produced log and charcoal. The national forest was not producer but only land owner. In this watershed, the afforestation was scarcely developed and the type of forestry production which established during this period was maintained till about 1955.

3. 1926-1945

In this period, the authors can recognize a little difference from last period. This is as follows; (1) In the national forest, the afforestation started and the silviculture developed to a certain extent. (2) After 1935, the local producers were grown up and the authors think much of the period after 1935, because forestry situation during this period were succeeded to the forestry after World War II.

附表2 王子製紙苫小牧工場

	事業地材			社有林	計	官行	
	立木買入					国有林	御料林
	国有林	御料林	公有林				
明治41年度	81	22			103		
42	235				235		
43	200	55			255		
44	211	13	8		231		
45	278	60	16		354		
大正2年度	304		64		367		
3	299	61	35		395		
4	303	49	66		419		
5	488	24			513		
6	434	56	38		528		
7	606	57	19		682		
8	618	45			663		
9	793	22			815		
10	564	30	9		602		
11	488	63	12		563		
12	540	76		77	693	160	
13	507	23		93	623	158	
14	492	46			537	87	
15	422	76			499	106	
昭和2年度	376	52			429	123	
3	417	54		12	483	128	
4	287	36		37	360	134	
5	302	10		48	361	70	
6	160	44		5	209		
7	183	68		1	252	?	
8	659	125	100	207	1,091	?	?
9	743	74	38	206	1,060	?	?
10	?	?	?	414	1,205	?	?
11	522	17	13	718	1,271	?	?
12	461	50	9	543	1,064	?	?
13	486	20	27	636	1,170	?	17
14	550	28	20	313	910	?	
15	474	13	23	157	668	222	50
16	848	48	69	424	1,389	217	63
17	823	37	64	489	1,413	411	87
18	693	16	66	415	1,190	288	60
19	585	10	59	243	898	335	103
20	453			140	593	212	62
21	297			139	436	307	95
22	579			229	808	285	
23	551			255	806	467	
24	802			318	1,119	302	
計	19,114	1,480	755	6,119	28,262	4,012	537

王子製紙調べ なお原表の数字を100以下を4捨5入しているので合計があわない場合がある。

入手先別原木調達量

(素材 千石)

斫伐材		計	その他				交換益	合計
公有林	大学林		一買材	樺太材	赤松材	特殊材		
			22					103
			35					257
			107					289
			122					337
			213					476
			248					580
			59					643
			68					478
			36					581
			104					564
			52					786
			39					715
			70					854
			87					672
		160	184					650
		158	345					1,037
		87	232	43				1,126
		106	348	7				900
		123	166					959
	32	160	153	100				718
		134	276	165				894
		70	290	61				935
			150	338				782
		16	123	275			51	697
?	?	245	265	300				719
?	?	192	268	300				1,904
?	?	242	356	339			25	1,821
?	?	248	252	270			13	2,166
?	?	313	272	227	13		15	2,054
?	9	513	236	39	86	80	30	1,905
?		324	166	304	52	69	17	2,155
59	15	346	144	407	11	70	12	1,842
60	15	354	357	322		82	6	1,658
37	24	558	309	267	2	80		2,510
42	25	415	317	24		47		2,629
36	31	506	290			53		1,993
5	27	307	167			12		1,746
20	4	426	216			8		1,079
8	7	300	326			10		1,087
8	32	506	395			10		1,444
8	15	326	466			7		1,717
8								1,919
283	236	7,135	8,331	3,788	164	528	169	48,380

附表3 王子製紙事業地先別

	鷓川	沙流	白糠	上川	美里別	音更	愛別	然別	阿寒	糠平	足寄	斗満	訓子府	藻琴
明治41年度	191	0												
42	127	79												
43	140	139												
44	262	220												
45	245	181					62							
大正2年度	296	246					205							
3	279	91					188						72	
4	239	125			148		102					123		
5	244	109			0		160				103	134		
6	216	92			418	254	116	34			134	108		
7	260	70		26	211	130	128	62		51	191	41	175	
8	222	122		67	219	149	106	37			157	113	111	
9	206	126		79	235	140	14	25			182	106	114	
10	233	126		78	220	127	100	49			177	114	108	
11	117			73	248		87	43			103	106	88	
12	216			69	191	105	33	48			75	87		
13	192	88		80	108	187	38	46			65			
14	185			70	113	76	39	56			88			
15	182	157		87	99	94	45	45						
昭和2年度	144	118		61	127	115	28	69						
3	127	132		34	126	157	33							
4	156	156			101	11	46	69						
5	117	137												
6	146	153												
7	165	195			104	118								
8	142	202	62	42	111	104			70					63
9	151	112	97	41	118	98			31					50
10	124	94	61	42	134	88			33	32				48
11	111	95	69	55	114				32	54				50
12	158	129	83	47	157	0			71	37				40
13	53	113	89	51	145	123			81	22				52
14	186	155	99	52	134				76	23				69
15	159	119	126	52	138	32			70	21				
16	151	140	134	42	183				41	25				
17	161	145	89	124	156				26	14				
18	304	233	135	0	137				98	25				
19	258	288	120	108	129				48					
20	190	65			62									
21	13			53	155				50					
22	52	122	35		90									
23	126	125	42	26	154				55					
24	122	137		69	142									
計	7,368	5,136	1,241	1,528	4,927	2,108	1,530	583	782	304	1,275	932	776	372

王子製紙「山林事業統計第一集」昭和26年2月より

払い下げ立木一覧表

(立木千石)

浦幌	釧木禽	佐呂間	朱円	北湧別	厚岸	斜里	枝幸	小牧 千御料地	夕張 御料地	屈斜路 御料地	士別 御料地	訓子府 地方林	名寄 地方林	合計
					16			35						241
								45						252
								48						327
								55						537
								55						543
								33	36					816
								47	40					717
								35	37					811
								43	38					832
								50	37					1,568
								52	39					1,437
								47	36					1,386
								45	36					1,307
								45	46					1,422
								62	36					963
								49	36					909
								51	34					888
								38	34					693
								36	67					814
								32	101					795
									51					661
														540
								56	78					389
								55						354
									102					684
10	32	12	14	48				28	11	3	11	26		992
12	35	11	20	20								24		823
10	39	12	13	18				51	59			29		887
7	53	15	17	29		23		40	34			25		822
9	29	5	21	29		35		32	28			31		942
13	32	9	20	25		44		21				33		926
7	31	5	24			24		39	38			32		995
57	32	9	15			20		19	35			26		958
51	30	12	13			27		62				26		937
42	74	7	12			87		25				26		990
43	32	8	12			50		38				28		1,143
43		15	78			28								1,024
														317
		51				20	31							372
	9	10				11								330
	6	7				16		16						586
	11	15										5	5	496
304	445	203	259	169	16	385	31	1,385	1,089	3	11	311	5	33,424